



Title	犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動（４） - 観察と質問紙調査によって -
Author(s)	宮沢, 節生
Citation	北大法学論集, 32(4), 350-230
Issue Date	1982-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16380
Type	bulletin (article)
File Information	32(4)_p350-230.pdf



[Instructions for use](#)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

——観察と質問紙調査によって——

宮 沢 節 生

目 次

第1章 序 説

第1節 本稿の課題と位置づけ

第2節 データ収集の経過

付録1 質問項目の内容と単純集計（以上、第30巻第1号）

第3節 若干の方法論的問題

第2章 主要ケースに関する観察データ

第1節 派出所における捜査活動

第2節 盗犯関係の捜査活動（以上、第30巻第2号）

第3節 強行犯関係の捜査活動

第4節 暴力犯関係の捜査活動

第5節 要約（以上、第30巻第3号）

第3章 捜査行動の記述（本号）

第4章 捜査行動の説明

第5章 結 論

凡 例

- (1) 以下において、「幹部」とは課長（警部）以上の地位にある者を意味し、「刑事」とは係長（警部補）以下の者を意味する。
- (2) 観察データを第2章のケースから引用する場合は、ケース番号を〔 〕内に示す。
- (3) 調査票データの引用は、表1.1からのものを除いては、付録1の〔 〕内の項目番号で行う。その際、「Ⅰ」は調査票の第1部を、「Ⅱ前」は第2部前半を、「Ⅱ後」は第2部後半を、それぞれ意味する。また、回答カテゴリーの「はい」は「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」を、「いいえ」は「そうは思わない」または「どちらかと言えばそうは思わない」を、

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

それぞれ意味する。集計は、刑事部門についてのみ行う。数値は、各回答カテゴリーのパーセンテージである。小数点以下第2位で四捨五入したため、合計が100%にならないことがある。回答者総数を()内に示す。調査票データの分析にあたって「多数」または「多数意見」という表現がなされる場合、それは、原則として、「はい」または「いいえ」が60%以上に達していることを示す(本論集30巻407ページを参照)。

第3章 捜査行動の記述

第1節 本章の課題

前章においては、すでに述べた方法論上の必要性に従って、観察によるデータを、主要ケースについて生のまま提示した。それによって、捜査過程の基本的パターンが確認されたほか、捜査の各段階についてとくに注目すべき事柄に関しても、多くの示唆が得られた。本章においては、そのような示唆を生かしつつ、データを、捜査過程の各段階について、犯罪類型を横断する形で整理し直すことによって、各捜査段階における行動、あるいはそのあるべき形態に関する意識の特性を、描き出してみたい。それは、のちに私が仮説的に説明を試みるべき、その対象の特性を確認する作業にほかならない。

捜査過程の段階としては、任意捜査、搜索・差押、逮捕、勾留、余罪捜査、取調、という、6つの段階を設定する。搜索・差押は、逮捕後も行うことができるが、前章において、令状による搜索を現行犯逮捕の機会を作り出すために利用するという形態が、とくに注意をひいたので、逮捕に先立って検討することにした。他方、余罪捜査と取調は、任意捜査と強制捜査の全過程を通して行われる。しかし、前章において示唆されたところによれば、それらが本格的に行われるのは、逮捕後、とくに勾留の段階においてであるし、勾留を求める理由として余罪捜査の必要性があげられ、余罪解明の方法として自供追及があげられる、という状況が窺われるので、勾留、余罪捜査、取調、という順序で、記述を進めることにした。

刑事たちの意識と行動の記述は、観察によるデータと調査票によるデータを併用して行う。そのことの理由は、すでに述べた通りである。そして、調査票データに先立って、観察データによる記述を行う。それによって調査票データによって一般性が検討されるべき意識や行動が予め提示され、また、調査票の内容が、観察によるある程度の知見を基礎にして構成されたことが、理解されるであろう。さらに、観察データを前章のケースから引用する場合には、それによって、引用された言動が行われた文脈を理解することができ、したがって、その言動に対する私の性格づけや、その言動からの私の推論の妥当性を、批判的に検討することができるであろう。

さらに、刑事たちの意識と行動を記述するに先立って、観察データにより、まず、警察学校における知見を整理し、続いて、幹部たちの意識と行動を記述する。警察学校における知見は、警察内部における指導方針を知り、私が認識しえた意識と行動の少なくとも北海道内での一般性を知るために、提示される。それに対して、幹部たちの意識と行動は、それ自体、刑事たちの意識と行動に働きかける要因であり、また、組織としての警察に対する要求や統制のあり方を示唆してくれるものと考えられるので、記述の対象とされる。

本章においては、きわめて具体的・個別的な意識や行動が、記述されるであろう。しかし、本章の主要な目的は、実は、そのような記述自体にあるのではない。そのような記述を通して徐々に浮かびあがってくる、何らかの一般的な特性ないしパターンを把握することが、本章の目的である。

それは、とくに、各捜査段階における行動ないしそのあるべき形態に関する意識を全体として眺めた場合に、捜査への積極性と慎重さがどのように現れているか、という観点からなされる。なぜならば、私は、警察の犯罪捜査活動を、能率的な犯人検挙という観点からの積極性への期待と、被疑者を含む市民の権利を侵害すべきではないという観点からの慎重さへの期待という、容易には両立しがたい2つの期待にさらされているものとして、とらえるからである。

犯罪捜査は、警察官に対して他者が抱く期待においても、警察官が実際に遂行している行動においても、刑事警察専務者であるという社会的地位に伴う最も重要な役割である。そのことに疑いはないであろう。⁽¹⁾

ところが、法規の要求するところにおいてすでに、その役割の遂行にあたって留意すべき価値は単一のものではない。警察は、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕」を行うと同時に、「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由」を保護しなければならず（警察法2条）、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を……迅速に適用実現」とともに「基本的人権の保障」を全うしなければならず（刑事訴訟法1条）、「事案の真相を明らかにして事件を解決するとの強固な信念をもって迅速適確に」捜査を行うと同時に、「個人の基本的人権を尊重」すべきである（犯罪捜査規範2条）とされている。

すなわち、少なくとも「書かれた法」のレベルにおける役割期待には、能率的な犯人検挙と被疑者・一般市民の自由・権利の保護という、二重の期待が含まれているのである。その二重性は、たとえば、一方では身柄を拘束した状態での被疑者取調を認めながら（刑事訴訟法198条1項）、他方では取調に対抗する供述拒否権・弁護人選任権の行使を促すことを要求している（同法同条2項、203条）ように、より個別的な規定においても現れている。

そこで刑事警察が直面する基本的な問題は、被疑者の権利保護の観点からの裁判官の事後的統制がきわめてきびしく、事件自体を失いたくないならば常に最大限に慎重であることがむしろ能率的となるほどの状況にでもないかぎり、権利保護の観点からは問題視されうる行動を採ることが能率追求の観点に資することになる、という事情である。たとえば、形式的には任意同行（警察官職務執行法2条2項）または任意出頭（刑事訴訟法198条1項）とされる捜査行動によって実質的には通常逮捕（同法199条）後と変わらない拘束・取調をなしうるならば、逮捕状請求の要件をみたくする必要がない分だけ能率が上がり、しかも、その後続く逮捕によって、さ

らに取調の機会が与えられるのである。

刑事警察が置かれている「書かれた法」のレベルでの状況の基本的特性をこのように認識するならば、「生ける法」のレベルにおいて相互に対立しうる2つの期待がどのように実現されているかを知ることが、警察組織外部の者にとってはもちろん、内部の観点からも、きわめて興味深いことであろう。なぜならば、いずれの期待であれ、それがみとされない場合に責任を問われるのは、警察組織の管理者だからである。

その際、かりに能率追求のための積極性と権利保護のための慎重さが相反しうるものであるとするならば、私自身の実際の関心は、捜査行動の積極性が権利保護の観点からどの程度に問題とされうるものか、という事実に向けられる。また、問題性を含む捜査行動がなされうるとするならばその要因は何か、という説明に向けられる。これらも、警察組織の管理者に共通の関心であると信ずる。

そこで、積極性については、それがどの程度のものであるかを、評定しなければならない。たとえば、明らかに違法な行動をも採るほどのものか、それとも、ただちには違法とされない程度のプロブレマティックな行動に出るのにとどまるのか。

ここで、ひとつの問題が発生する。すなわち、私の課題を上記のように設定すると、それは、捜査行動の積極性の程度を法的な問題性の程度によって評定することを要求するが、当該法規について解釈が分かれている場合には、その評定の尺度を特定することができないのである。

この問題は、アメリカ法社会学でのいわゆる「パークレイ・パースペクティブ」を批判する Donald J. Black によって指摘されてきたものである⁽²⁾。Black によれば、複数の解釈が可能である以上、法規範の内容を一義的に操作化することは不可能であり、したがって、たとえば「書かれた法」と「生ける法」のギャップを問題とするような、法規範を尺度として社会的事実を測定するタイプの研究も、不可能なのである。

私は、この問題に、刑事たちにとって関心事であるはずの社会的事実と

しての法解釈を尺度とすることで、取り組んでみたい。すなわち、調査時点以前の裁判実務における解釈、警察内部での指導方針、幹部や刑事自身の評価などを基準として、刑事たちにとって意味のある社会的事実としての問題性を評定するのである。

ただし、たとえば私が観察した捜査行動に対して実際に裁判官の評価が下されていない以上、問題性のいわば絶対値を知ることは、全く不可能である。私自身に可能なことは、たとえば、「裁判実務の大勢とされる解釈を前提とすると、直ちには違法視されないかもしれないが、具体的状況によってはその問題性が争われうると思われる行動」とか、「刑事たち自身が疑念を隠さない程の問題性を含む行動」というような、きわめてあいまいな性格づけにとどまる。

また、そのような社会的事実としての解釈、方針、評価なども、さまざまに分かれていることが常態である。そこで、私は、問題性の基準を低い所にとり、わずかでも異論ないし疑問が提起されうる行動であるかどうかに注目していきたい。なぜならば、少なくともその基準を下まわる行動については、ほぼ一義的に、社会的事実としての問題性なしと言ってよいであろうからである。

これらの処理は、それ自体問題を含むものであるが、それに対する批判は、この論文における研究関心を維持するかぎり避けがたいものとして、甘受したい。

また、プロブレマティックな捜査行動に注目すること自体の背後には、私自身の価値判断が存在している。それは、犯罪によってすでに発生した事態を解消することが不可能である以上、捜査段階では、捜査行動自体による違法な事態の発生を抑止することも重要な実践的課題とされるべきである、というものである。

これらの問題にもかかわらずなおこの論文は発表に値する、というのが私の期待である。

いずれにせよ、次章において説明が試みられるべき対象の特性を記述す

ることが、本章の主目的である。しかし、その過程で、説明への何らかの示唆を得ようと努力することもまた、言うまでもない。

- (1) 以下に現れる役割理論的な概念については、さしあたり、直井 優「役割理論」川島武宜（編）『法社会学講座』第4巻、岩波書店、1972、101～124ページ。
- (2) 「パークレイ・パースペクティヴ」に対する Black の批判については、前者に好意的な立場からの紹介ではあるが、丸田 隆「アメリカ法社会学の方法をめぐる最近の論争について——パークレイ・パースペクティヴ対『純粹』法社会学——」法社会学31号、1979、27～45ページ。Black の目下の主著は *The Behavior of Law*, New York : Academic Press, 1976 であるが、その方法論上の立場が最も鮮明に展開されているのは、最初期の論文 “The Boundaries of Legal Sociology,” *Yale Law Journal*, 81, 1972, pp.1086～1100である。私自身のかつての評価については、拙稿「刑法意識の実証的研究——その位置づけと研究設計の試み——」(2)、北大法学論集24巻2号、1974、注(44)(95)。

第2節 捜査能率と手続遵守

ところで、各捜査段階における意識と行動の記述へと進む前に確認しておかなければならないことが、ひとつある。それは、能率的捜査を目的とする積極性と、市民・被疑者の権利を尊重しようとする慎重さが、警察官たちによって、両立しがたいものとして、実際に認識されているかどうか、である。

この章における私の分析の視点は、警察官の行う犯罪捜査が、法律のレベルにおいて早くも、能率的捜査と手続遵守という、両立しがたい2つの期待にさらされている、ととらえるところにある。もし第一線の警察官たちがそれらを両立しようものとして認識しているとする、私の分析は、その出発点において、その対象にそぐわないものになってしまうわけである。

また、私は、すでに述べたように、彼らが示すであろう捜査行動の積極性を、社会的事実としての手続法上の問題性の程度によって性格づけよう

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

としている。もし能率追求と手続遵守が両立しうるものであるとすれば、積極性と問題性とは必ずしも対応しないこととなって、そのような性格づけは、その基礎を失うことになるのである。

そこで、本節において、警察官たち自身がそれらを両立しがたいものとしてとらえていることを示し、私の基本的視点の妥当性を、対象に即して確かめておきたい。残念ながら観察データのみであるが、それを検討してみよう。

そうすると、まず、警察学校における知見では、捜査能率と手続遵守は、明らかに、両立しがたいものとされている。たとえば、ある教官は、私に、「人権擁護を言うのなら、それから生ずる副産物も考えよ」と述べていたし、ある正科生は、「警察実務は、教科書通りにはいかない」と語っていたのである。

それに対して、一線署の幹部たちからは、両立を認める発言もきかれた。たとえば、「一番有効な方法は、一番適法な方法」というような発言である。

しかし、両立しえないことを、明確に述べる幹部もある。たとえば、「捜査と手続とは違うからね。手続で犯人はつかまらんでしょ」というような発言が、それに属する。

そして、両者の中間的な見解を持つ幹部もいる。たとえば、ある幹部は、「手続では犯人はつかまらないからといって、安易にやられては困る」と述べていた。その幹部は「(手続を守ることで)一時期検挙率が下がってもかまいませんよ」とも語っていた。

私は、幹部たちの間での最初の立場は、単なるタテマエを述べていたにすぎない、と考える。なぜならば、引用の発言を行った幹部自身、私が学界の動向を語った別の機会には、「ますますやりにくくなるわけだね」と述べているからである。

かくして、幹部たちの間での平均的な意識は、「能率と手続は両立しないが、そうであるからといって、手続を守らないわけにはいかない」とい

うものであると考えられる。

それに対して、刑事たちに関するデータからは、幹部たちの間での最初の立場のような考えは見られない。

まず、明確に両立可能性を否定する者がある。たとえば、ある盗犯係刑事は、「法律をそのまま守っていたのでは、ドロボウもつかまらないし、犯罪も解決できない」と述べていた。また、〔ケース17〕においては、『言わなくていいんだよ』と言ってから、『話せ』と言うんだからね。言うわけないんですよ』（強行犯係）という発言が見られるが、それは、手続遵守（黙秘権告知）と捜査能率（自供獲得）が両立しえないことを、述べているわけである。この立場の刑事たちにとって、手続法に関する知識は、むしろ邪魔なものである。なぜならば、「勉強は必要だが、あまり知りすぎると、捜査に手が出なくなる」（盗犯係）からである。

それに対して、幹部たちの間での最後の観点と同じ認識を持つ刑事たちもいる。たとえば、「〇〇年刑事やっているが、適正捜査ということで、犯人逮捕がしにくくなっていることは、たしか。それが本当の姿であるんでしょうがね」（盗犯係）という発言が示すように。

かくして、幹部たちであれ、刑事たちであれ、少なくとも、能率追求と手続遵守が両立しがたいと認識する点で、多数意見が形成されていると見てよい。すなわち、私の基本的視点は、それが対象としている現象の特性に一致していると言える。

したがって、以下においては、予定通り、能率追求と手続遵守がどのような相対的比重を持って現れてくるか、という観点からデータを整理し、能率追求のための積極性の程度を、手続遵守の観点からの問題性の程度によって性格づけることが、許されよう。その作業は、また、いかなる要因によって、どのように積極性ないし問題性が変化するのか、という事柄に関しても、何らかの示唆を与えるであろう。

第3節 任意捜査

はじめに検討するのは、職務質問から任意同行または任意出頭を経て任意の取調に至る過程に関しての、刑事たちの行動、あるいはそのあるべき形態に関する意識である。警職法に基づく職務質問と任意同行は、法律上の制度としては犯罪捜査のためのものではないが、以下で明らかになるように、やがて刑訴法上の任意出頭に移行し、取調へと発展することが少なくないので、刑事たちの実際の行動においては、犯罪捜査のために行われるものであると言ってよい。かくして、ここで検討されるのは、任意捜査の段階における行動、あるいはそのあるべき形態に関する意識ということになる。

第1項 警察学校での知見

まず、警察学校でどのように教えられているのかを、見ておこう。このことは、警察組織内での公式見解として許容ないし奨励されている行動を推測するために、必要であろう。私が聴講しえたのは、初級幹部、すなわち巡査部長を対象とする、刑訴法上の任意出頭、「いわゆる任意同行」に関する講義であるが、その内容は、次のようなものであった。

まず、「任同をかける場合は、その前に、とことん詰めるべきである」として、十分な準備、慎重な検討が要求される。そして、相手が対抗意思を示した場合には、「あくまで説得につとめる」よう、期待されている。

相手が説得に応じた場合、どこへ同行するかが問題になる。これについては、「時間的、場所的に任意性が否定されるような遠隔地は避ける。遠隔地の必要があれば、強制捜査に切りかえる」べきであるとされ、「駐在所、派出所へ同行させてから警察署への再同行を求めると、任意性を否定されやすい」と警告される。ここで、出頭の任意性に関する裁判所の批判の可能性が自覚されていることと、任意出頭を求める時点の心証が実質的に逮捕相当のものであると推測されることに、注意しよう。

また、任意出頭が実質的な逮捕と見なされ、勾留請求までの制限時間が

その時点から起算されうる危険も、警告される。たとえば、「本来、逮捕の要件があれば、逮捕すべきである。そうしないと、長時間後の令状執行では、勾留却下されることが多い」という具合である。この警告からは、逮捕状があってもまず任意出頭を求める場合のあることが、推測される。

もちろん、逮捕状がありながら任意出頭を求めることには、それなりの理由がある。それは、誤認逮捕を避けるということである。この点について、教官は、「誤認かもしれないから、自供するまでは令状執行せず、その間に資料を取り寄せた。ところが、確実な資料がないことがわかった。令状は出るかもしれないが、それ以上進むためには不十分で、結局は釈放した」「被害者と刑事の先入見によって令状請求してしまった。疑わしいし、令状請求のいきさつから、任同の形で連れてきて、自供するまで令状請求しないようにとの方針で尋問したところ、誤認とわかった」と、体験を述べている。逮捕する以上有罪でなければならぬと考えられており、そのために任意捜査のまま自供が追及される、という構造が窺われる。

しかし、自供に関心が注がれるとはいえ、あくまで任意同行でなければならぬ。「要は、表面上は任同であっても実質は逮捕だというような任同はしてほしくない。あくまでも任同である」というわけである。そして、こう要求されるのは、「しばしば、それがある」と認識されているからである。

このように、「同行後の取調状況が、時間かせぎがあったのではないかと疑われるものでないかどうか。これが、最も問題になる」と考えられている。そこで、「午前8時に任同し、午前11時に自供、逮捕状請求（緊急逮捕であろう）という場合、午前11時から48時間で送致とすると勾留請求が棄却（却下の意）されやすいから、午前8時から起算した方がよい」と、指導される。

取調の長さにも注意しなければならない。「午前8時から9時の間に任同、午後8時から9時の間に自供というのが多いが、8時間から11時間で逮捕のための時間かせぎとされ、任意性を否定されやすい。従って、6時

問から7時間で自供しない場合は、令状請求すべきである」「任同後6時間から7時間で自供しない場合は、令状請求すべきである。自供追及と令状請求へのツメを並行させる」「被疑者の人定事項や被疑事実が確認されれば、終了すべきである。自供するかどうかは、問題ではない。逮捕状がある場合や、請求準備がある場合は、そこで逮捕すべきである」とされるわけである。ここで、取調時間の長さから考えて、通常逮捕令状を請求する前に自供を求めるといふ場合のあることが、推測されよう。

しかし、教官の経験談によれば、裁判官の批判がある可能性は、実際にはそれほど大きく認識されていないようである。すなわち、「午後9時頃、最もオチル。朝8時頃任同かけて、オチルのは午後9時頃。自分でやったときは、自由にさせなかった。それは、九分九厘有罪である被疑者が、自傷他害のおそれがあるからである。つまり、実際の判断では、かねあわせて判断する」「ある事件では、午前0時頃令状が出るまで外部連絡させなかったが、何ら、公判では問題にならなかった」という状況だからである。

ここで、「かねあわせて判断する」とされているのは、取調の態様のことである。まず、供述拒否権の告知は、「調書作成段階では遅すぎる。任同直後に告知するよう」求められている。取調の人数は、「1人が原則。最大で2人。3人以上になると、心理的強制、威圧感を認められやすい」と考えられているし、服装については、「私服が原則。制服だと、第三者から誤解されやすい」と指導されている。退去の申出があった場合には、「説得以外に方法がない。任同は、かなり疑わしい状況になってから行うのであるから、『おまえの容疑をはらすために』という説得がよい。それでも応じない場合は、ますます疑わしくなる」と考えられている。しかし、外部との連絡を断ってはならない。なぜならば、「同行後の取調で、外部との連絡を自由にさせたかどうか。若手裁判官は、とくに、勾留尋問などで問題にする」と考えられているからである。また、弁護士の接見申込に関しては、「何の規定もない。何ら従うべき規定はないが、防禦権確

保を考慮して対処。被疑者が会いたいと申出た場合など。弁護士に待ってもらうなどして」と教えられている。

かくして、出頭および取調の任意性に関する裁判官の批判の内容は強く自覚されており、それに即した指導が行われてはいるが、批判を実際にこうむる可能性はかなり低く意識されている、と考えるとよいであろう。

第2項 幹部

それでは、私が観察した幹部たちの言動では、どうであろうか。

まず、任意出頭を求めることは、困難だとは考えられていない。「任同は電話で足りる。なぜなら、それまでの間にツメをはっきりやっていて、否認するまでもなく、もめないで、何時に連絡してくれば行くからというのが多いから。もめるくらいなら、任同を繰り返して、その間に令状をとれ、と言っています」「こっちの場合は、政治犯と違って、悪いことをしたという自覚があるから、任出の場合、電話だけではほとんど出てきますよ」という具合である。暴力犯捜査では、「任同に応じたりするのは、暴力犯係刑事のカオである」ということもあるらしい。ここでも、任意出頭段階での心証が逮捕段階のそれに近いものであることが、推測される。

続いて、逮捕状の請求を準備しながら任意出頭を求めることは、幹部によって認められていると思われる。たとえば、[ケース10]では、ある幹部が、被疑者を同行させてきた刑事たちに対して、「早く逮捕状請求をするように」と指示している。

これに対して、すでに逮捕状があるにもかかわらず任意出頭を求めることに関しては、否定的に考えているようである。たとえば、私がそれについて尋ねたとき、ある幹部は、「外勤で、逮捕状が出ていてもまず任意でやるという人がいましたか」と、心外そうにきき返してきたのである。

送致、勾留までの時間制限は、強く自覚されている。すなわち、「時間計算は、任出から計算している。時間ひきのぼしは考えていない。自分は、逮捕被疑者の場合、警察の管理下に入った段階から、計算するようにしている。任出でも、逮捕と同じ形で連れてきたのは、言うまでもない。

否認のまま送致して、あとは公判で挙証すればよいから。被疑者の方が、鑑定その他で当然勾留されて、不利益をこうむるだけのこと」「『〇〇の事実でつかまえるぞ』と言っていれば、そこからは明らかに逮捕。言葉には出さなくても、頭の中では任同と逮捕を区別しているわけです。その辺、くみ取っていただけますか」と述べているのである。

もっとも、幹部の意図にもかかわらず、このような処理が、結果として、時間計算の起点を遡らせることを条件にして逮捕同然の任意出頭を認めていることにならないかどうか、疑問をはさむ余地はあろう。また、幹部が上記のような考えを採っていても、違う考えを持つ部下がありうることや、部下の行動を完全にはコントロールしえないことは、幹部自身が認めている。すなわち、「今でも、任出で連れてきて自供した段階から計算するという考えの人もいるが、重要な段階で、かなりはチェックしているはず。完全にはコントロールできないが」ということである。

最後に、取調自体に関しては、取調を終えるべき時間について、「取調は、普通人が就寝する時間には帰宅させるということで、午後9時半から10時が限度」と述べられている。しかし、必要と感じられる場合には、この方針に反することに、ちゅうちょはないようである。なぜならば、たとえば〔ケース19〕においては、女性の参考人に対する拘束が午後8時10分に達していたにもかかわらず、「アンタ、(被疑者が)つかまるまで帰されなからね。共犯みたいなものだよ」と述べているからである。

以上を総合してみると、幹部に関しては、送致、勾留請求までの時間の起算点を、実質的拘束すなわち任意出頭の時点とする、という方針が、明らかである。このことは、当然に、勾留判断における裁判官の批判の可能性を意識してのものであると、考えてよいであろう。もっとも、この点に関する部下のコントロールが不完全でありうることは自覚されているし、逮捕状請求の準備に並行させて任意出頭を求めることは認められていると思われ、取調時間に関しては、基本的には慎重な原則はあるものの、必要に応じて積極的な指揮を行うこともあると、推測される。

第3項 刑事

(1) 観察によって

それでは、このように教育され、このような幹部の下で捜査に従事している刑事たちの意識と行動は、どのようなものであろうか。まず、観察によるデータから、整理していこう。

さて、強制の要素があってはならないことは、少なくとも意識の上では、よく理解されている。たとえば、「逮捕相当の事件で、任出を求めて車であつてきたりすると、実質的な強制処分として、あとで問題になる」

(盗犯係刑事)と述べられているし、「3年位前に扱った事件で、地裁の〇〇裁判官に勾留請求を却下されたことがある。質店から、盗品らしいテープ・デッキを入質した者があるという通報。2人で車で急行し、職務質問して任同を求め、車のドアをあけた。そこで、被疑者は、『行きたくない』と言って逃げ出した。『待て』と言って追いかけた。被疑者は、『つかまえてくれ』と言ったと主張しているが、近くの自動車修理工員が、足払いをかけて倒した。そこで、かけ寄って、腕をとって引きおこした。『もう逃げない』と言うので、2人でサンドイッチにして車までつれてきて、署へ同行した。この時点では、どこからの盗品か不明。わかっていれば、その場で緊逮する。〇〇署で追及したところ、友人から盗んだことを自供した。そこで、緊逮。逮捕状は出た。勾留請求したところ、裁判所から呼び出された。手をかけて引きおこした時点で、強制処分だという。違法逮捕という理由で、勾留請求却下。手をかけた時点から算定して、72時間すぎたという。あとから逮捕状が出たではないかと主張して、準抗告。棄却。釈放。もっとも、他に手配されていたので、すぐに逮捕したが」(盗犯係刑事)という経験も述べられている。

しかし、強制にわたったことの効果が時間計算の始点の遡及ということでは、できないとすると、時間計算に留意しさえすれば、同行する方法などを要する必要はないことになる。たとえば、「2人で任同をかけるときは、1人が話しかけながら、もう1人が連絡、照会にあたる。同行すると

きも、1人はつきそうが、1人は離れて歩く」(盗犯係刑事)というように、2人以上で被疑者を囲むような方法はとらないと述べている者もあるが、実際の行動では、〔ケース22〕のように、被疑者を囲んで歩くものや、〔ケース19〕のように、ツー・ドアの車の後席に、刑事たちの間に被疑者を座らせて同行するものも、見られたのである。また、逮捕も勾留もされない、任意捜査で処理される場合には、時間制限が問題とされる可能性がない以上、同行の方法を批判される危険もまた、ないことになろう。たとえば、このような判断によるものかどうかは不明であるが、生のデータを提示しなかったあるケースでは、「きのうの10万円がなくなった事件で、本人がきのうは自宅へ帰っていないので、(今日)車で呼びにいて、任出を求めて、署で追及することにした。……住所もはっきりしているから、もともと逮捕はしない事案。逮捕するつもりはないから、車で同行しても、そしりは受けない」(盗犯係刑事)と述べられている。

また、任意出頭が行われたとしても、それが書類上明らかでなければ、起算点の遡及のおそれもないことになる。たとえば、〔ケース20〕では逮捕状はありながら任意出頭を求めて、事実の一部を認めた段階で逮捕したのであるが、逮捕手続書には、任意出頭させたことを書いていなかった。このとき、ある刑事は、同僚に、「任同したなんて書かないでよ。(宮沢に)任同したときに逮捕だなんて言われるから、わざと書かないわけさ」と指示していたのである。なお、このケースからは、上記の幹部の発言にもかかわらず、逮捕状を手にしていながら任意出頭を求める場合もあることが、窺われる。

かくして、強制の要素があれば送致・勾留請求の制限時間の起算点との関係で批判されうるということはよく認識されているが、そうであるからといって、同行の方法などを変えなければならないと認識されているとは限らず、修正された方法がとられているとも限らないし、逮捕状がありながら任意出頭を求めることもあれば、任意出頭がなかったかのように書類内容を操作することもある、ということになろう。

そして、このような、任意出頭に積極的な意識や行動の背後には、「任意出頭に失敗するわけにはいかない」「任意出頭に失敗すると恥になる」という意識があると思われる。そのことは、たとえば、「できるだけ説得して同行する。同行できなかつたことはない。同行できなかつたということになれば、警察の使命を果たさなかつたことになる」（盗犯係刑事）という発言や、「いくら任意の職質や同行だといつても、警察官としてねえ、逃がすことはできないもの」（盗犯係刑事）という発言から、窺うことができる。

そうであるとする、幹部によって容易だと考えられている任意出頭のいくらかは、「逃がすことはできない」という意識につき動かされた刑事たちの「説得」によることにならう。そして、「逃がすことはできない」以上、「説得」や「同行」の方法を選んでいる余裕はなく、明らかに違法でない程度のプロブレマティックな行動をとらざるをえない事態も、十分に発生しうると考えられる。

かくして、警察学校での教育や幹部による「任意性」の強調にもかかわらず、なぜ「逃がすことはできない」という意識が持たれることになるのか、検討すべきことにならう。

以上が、観察によるデータの整理である。続いて、調査票によるデータを整理し、あるべき行動形態に関する刑事たちの意識を、さらに検討してみよう。

(2)調査票によって

a 職務質問と任意同行

まず、職務質問と警職法上の任意同行に関する項目である。職務質問が任意同行に発展することによって、捜査の端緒となるのであるから、両者に関する項目をまとめて考察することが、適切であろう。

はじめに、[表3.1]を見ると、刑事たちの大多数は職務質問を、犯罪予防の観点からだけではなく、捜査活動の一環としても重要であると考えていることが、わかる。

表 3.1 職務質問の意義

[項目. II 後. 55]	あなたは、職務質問が、「 <u>犯罪予防のうえで</u> 役立っている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	83.7	14.0	2.3	(43)
[項目. II 後. 56]	それでは、「 <u>捜査活動の一環として</u> 役立っている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	92.9	4.8	2.4	(42)

しかも、〔表 3. 2〕によれば、刑事たちの多数の認識では、職務質問を活発に行うことが個人の実績にもなる、ととらえられているのである。

表 3.2 職務質問と実績

[項目. II 後. 57]	それでは、「 <u>職務質問を活発に行うことは、警察官個人の実績になる。</u> 」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	62.8	18.6	18.6	(43)

ところが、〔表 3. 3〕によると、職務質問に応じない市民が増加していると認識している刑事が多数を占めているし、任意同行に応じない市民が増加していると認識している刑事も半数を占めている。

表 3.3 職務質問・任意同行の拒否

[項目. II 後. 58]	あなたは、「 <u>職務質問に応じてくれない人が</u> だんだん多くなってきている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	65.1	16.3	18.6	(43)
[項目. II 後. 60]	あなたは、「 <u>任意同行に応じてくれない人が</u> だんだん多くなってきている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	72.1	16.3	11.6	(43)

そこで、第 1 章〔表 1. 1〕の〔項目 62〕から〔項目 67〕までを振り返ってみると、任意同行について、拒否した相手の腕をとって同行するという行動を否定する刑事が多数であるが、職務質問に関しては、刑事たちの半

数が、職務質問をする以上は必ずその目的を達しなければならないと考えているし、走って逃げ出した相手を追いかけて手をかけて引きとめる行動は大多数が肯定している。また、〔表3.4〕によれば、市民に対して、職務質問に応じる義務や、任意同行に応じる義務を課することを要求する刑事が、多数または半数を占めていることも、わかる。

表 3.4 職務質問・任意同行への協力義務

〔項目.Ⅱ後.59〕 それでは、「一般道民にも、職務質問に答えるぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思えますか。

は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
69.8		20.9	9.3	(43)

〔項目.Ⅱ後.61〕 それでは、「一般道民にも、任意同行に応じるぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思えますか。

は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
53.5		27.9	18.6	(43)

そして、これらの知見に関連して、〔表3.5〕を見ていただきたい。

〔表3.5〕の2項目では、〔表1.1〕の〔項目62〕から〔項目67〕までの積極的な考え方の全体に関して、それらに現れた一般的な方向が、警察内部の一般方針や、幹部の方針に一致すると思うかどうかを尋ねたものであるが、刑事たちの半数は、それを肯定しているわけである。

表 3.5 職務質問・任意同行に関するタテマエと世論

〔項目.Ⅱ後.68〕 それでは、62～67のような「 」内の考えは、道警内部でのタテマエとしての考えに一致していると思えますか。

は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
57.1		19.0	23.8	(42)

〔項目.Ⅱ後.69〕 それでは、62～67のような「 」内の考えは、あなたが所属している警察署の幹部の考えに一致していると思えますか。

は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
57.1		19.0	23.8	(42)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

〔項目. II 後. 70〕 それでは、62～67のような「 」内の考えは、一般道民の多数から支持されると思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
45.2	26.2	28.6	(42)

〔項目. II 後. 71〕 それでは、62～67のような「 」内の考えは、マスコミから支持されると思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
35.0	35.0	30.0	(40)

注 〔表 1. 1〕の〔項目62〕～〔項目67〕を参照。

しかも、〔表 3. 6〕によれば、かりに職務質問が違法であったと判断されても、個人の実績としてネガティブな効果を持つとは考えられていない。

表 3.6 違法な職務質問・任意同行と実績

〔項目. II 後. 415〕 あなたは、あとで裁判官から「職務質問は違法だった」と判断された場合、それを行った警察官個人の実績のうえで、マイナスの評価になると思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
31.0	33.3	35.7	(42)

〔項目. II 後. 416〕 それでは、「任意同行は違法だった」と判断された場合は、どうだと思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
32.6	32.6	34.9	(43)

かくして、観察によっては知見がほとんど得られなかった職務質問と任意出頭とに関して、調査票による上記のデータを要約すると、多数の刑事たちが持っている意識の内容は、次のようなものであると推測される。すなわち、職務質問は捜査活動の一環としても重要であるし、それを活発に行うことは実績にもなるのであるが、それや、それに続く任意同行に応じてくれない市民が増えているので、任意同行を拒否した相手の腕をとって同行するようなことはすべきでないとしても、一般方針や幹部によっても認められている、逃げ出した相手を追いかけて手をかけて引きとめるく

らいのことはして、職務質問を行うべきであるし、そもそも、職務質問に出た以上、必ず目的を達するべきである、という意識と、かりに職務質問が違法であったと判断されても、実績のうででネガティブな効果を持つとは思わない、という見通しである。もちろん、彼らの事実認識が正確であるという保証はないし、彼らの評価が本当に警察内部のタテマエや幹部の方針に一致しているとは限らない。しかし、彼らにとっての現実が、まずもって彼ら自身が認識したところのものであるとすると、彼らの意識をそれ自体として検討する価値があるのである。

ちなみに、多数の刑事たちが肯定した、職務質問の場合に、「相手が走って逃げ出した場合、必ず追いかけて行って手をかけて引きとめる」という行為に関しては、類似の行為について、その適法性を認める最高裁の判断が出ていた。すなわち、決定要旨を示すと、「夜間道路上で警ら中の警察官から職務質問を受け、巡査駐在所に任意同行され、所持品等につき質問中隙をみて逃げ出した被告人を、更に質問を続行すべく追跡して背後から腕に手をかけ停止させる行為は、正当な職務執行の範囲を超えるものではない」（最一小決昭和29・7・15、刑集8・1137）というものである。しかし、この決定のあとでも、職務質問を受けた相手が逃げ出したのに対して「止まらなければ逮捕する」とか「逃げると撃つぞ」などと威嚇しながら約150メートル追跡し、追いつめられて立ち止まっていた相手の肩に手をかけた行動について、一種の強制力を用いたもので違法であるとした下級審判決（大阪地判昭和43・9・20、判タ228・229）などがあったから、状況次第ではなお、違法と判断される可能性がないわけではなかったであろう。従って、少なくとも上記の行動を肯定している限度において、明白に違法ではないが、適法とも断定できない、プロブレマティックな行動を肯定する刑事たちが多い、と言って、さしつかえないであろう。

b 任意出頭（刑事訴訟法上の任意同行）

それでは、刑訴法上の任意出頭に関しては、どうであろうか。

まず、〔表3.7〕を見ると、半数の刑事たちは、少なくとも、電話ぐら

いでは任意出頭を拒否する者が増えている、と認識していて、状況が困難になってきている、と考えているようである。これは、観察データの検討の際に提示した幹部の認識と、著しい対照をなす。

表 3.7 任意出頭の拒否

〔項目. II 後. 80〕	あなたは、「 <u>電話ぐらいでは任意出頭に応じてくれない人が、だんだん多くなってきた。</u> 」と思いますか。								
	<table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">はい</td> <td style="padding-right: 20px;">どちらとも 言えない</td> <td style="padding-right: 20px;">いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">58.1</td> <td style="text-align: center;">32.6</td> <td style="text-align: center;">9.3</td> <td style="text-align: center;">(43)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	58.1	32.6	9.3	(43)
はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)						
58.1	32.6	9.3	(43)						
〔項目. II 後. 82〕	あなたは、「 <u>わざわざこちらから出向いて行っても任意出頭に応じてくれない人が、だんだん多くなってきた。</u> 」と思いますか。								
	<table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">はい</td> <td style="padding-right: 20px;">どちらとも 言えない</td> <td style="padding-right: 20px;">いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48.8</td> <td style="text-align: center;">39.5</td> <td style="text-align: center;">11.6</td> <td style="text-align: center;">(43)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	48.8	39.5	11.6	(43)
はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)						
48.8	39.5	11.6	(43)						

そこで、〔表1.1〕の〔項目84〕から〔項目86〕までを見てみよう。大多数の刑事たちは、相手が煮え切らない態度でいる場合に腕をとって同行するという行動を否定しているが、任意出頭に向く以上は必ず目的を達しなければならぬと考えている刑事は過半数あるし、相手が走って逃げ出した場合に追いかけて手をかけて引きとめるという行動を肯定する刑事も、半数を超えている。

また、〔表3.8〕によれば、たとえ電話による呼出でも任意出頭に応じる義務を要求する刑事が、過半数に達している。

表 3.8 任意出頭に応じる義務

〔項目. II 後. 81〕	それでは、「一般道民には、たとえ電話によるものでも任意出頭には応じるぐらいの、 <u>警察に対する協力義務を認めるべきだ。</u> 」と思いますか。								
	<table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">はい</td> <td style="padding-right: 20px;">どちらとも 言えない</td> <td style="padding-right: 20px;">いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">52.4</td> <td style="text-align: center;">31.0</td> <td style="text-align: center;">16.7</td> <td style="text-align: center;">(42)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	52.4	31.0	16.7	(42)
はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)						
52.4	31.0	16.7	(42)						
〔項目. II 後. 83〕	それでは、「一般道民にも、わざわざこちらから出向いて行った場合には任意出頭に応じるぐらいの、 <u>警察に対する協力義務を認めるべきだ。</u> 」と思いますか。								
	<table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">はい</td> <td style="padding-right: 20px;">どちらとも 言えない</td> <td style="padding-right: 20px;">いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">46.5</td> <td style="text-align: center;">39.5</td> <td style="text-align: center;">14.0</td> <td style="text-align: center;">(43)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	46.5	39.5	14.0	(43)
はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)						
46.5	39.5	14.0	(43)						

このように、任意出頭に関しては、職務質問に関するよりも慎重な反応が多いが、職務質問に関すると同じく、必ず目的を達しななければならないと考えている刑事が多いことは、その意識の一般性のゆえに、重視すべきであろう。そして、この知見は、観察データの検討における刑事の発言と一致しているのである。

ちなみに、刑事が出向いて任意出頭を求める行動としての任意同行については、路上や自動車の中で被疑者を取り囲む形で連行する方法を批判した下級審（たとえば、神戸地決昭和43・7・9、下刑集10・801、高松地決昭和43・11・20、下刑集10・1159）があったし、職務質問に関してすでに引用した下級審判断の趣旨も考慮に入れるならば、〔表1.1〕の〔項目85〕のような行動は、少なくとも、疑問を提起される可能性が全くないものとは言えないであろう。

かくして、刑訴法上の任意出頭に関しても、刑事たちの多数は、それを求められた市民の対応という意味での状況が悪化しつつあるという認識を背景としつつ、そのような状況の中でも確実に目的を達成するために、直ちには違法とされないまでも疑問が提起される余地がないわけではない程度の行動には出るべきであると考えており、また、その意識に合致する形態の行動を採っている、と推測してよいであろう。

c 逮捕状入手後の任意同行・任意出頭

さて、警職法上の任意同行または刑訴法上の任意出頭のひとつの場合として、逮捕状がありながらそれらを行うことがあげられる。上記の観察データによれば、それが存在することに、疑いはない。そこで、このやり方に関する刑事たちの意識を、さらに検討しておこう。

まず、〔表3.9〕を見ると、刑事たちの多数は、このやり方が「かなり多い」とも増加しているとも考えていない。しかし、彼らの過半数は、その方法をとることが警察組織内で認められていると認識している。〔表3.10〕に見る通りである。

表 3.9 逮捕状がある場合の任意同行・任意出頭

[項目. II 後. 219]	あなたは、逮捕状が発行された場合でも、「すぐに執行しないで、まず任意同行や任意出頭を求める」ケースがかなりあると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	48.8	30.2	20.9	(43)
[項目. II 後. 220]	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	39.5	37.2	23.3	(43)

表 3.10 逮捕状がある場合の任意同行・任意出頭とタテマエ

[項目. II 後. 223]	それでは、そのようなケースは、 <u>道警内部でのタテマエとしての考え</u> に一致すると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	50.0	38.1	11.9	(42)
[項目. II 後. 224]	それでは、そのようなケースは、 <u>あなたの所属する警察署の幹部の考え</u> に一致すると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	52.4	35.7	11.9	(42)

そこで、この方法がとられる理由を尋ねてみた。〔表 3.11〕がそれである。

表 3.11 逮捕状がある場合の任意同行・任意出頭の目的

[項目. II 後. 225]	あなたは、もしそのようなケースがあるとすれば、それは、 <u>実際のところ</u> 、どんな目的からだ と思いますか。まず、「 <u>被疑者やその家族の名誉を守る</u> 」という目的があると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	40.5	38.1	21.4	(42)
[項目. II 後. 226]	それでは、「 <u>被疑者が拘束に耐えうるかどうかをしらべる</u> 」という目的があると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	20.9	34.9	44.2	(43)

〔項目.Ⅱ後.227〕	それでは、「 <u>できるだけ時間をかけて十分に取調べる</u> 」 という目的があると思いますか。			
	は い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	14.0	32.6	53.5	(43)
〔項目.Ⅱ後.228〕	それでは、「 <u>万が一にも誤逮捕でないかどうかたしかめる</u> 」 という目的があると思いますか。			
	は い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	53.5	27.9	18.6	(43)
〔項目.Ⅱ後.229〕	それでは、「 <u>証拠いんめつや逃走のおそれが本当にあるかどうかたしかめる</u> 」 という目的があると思いますか。			
	は い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	27.9	30.2	41.9	(43)
〔項目.Ⅱ後.230〕	それでは、「 <u>できるだけ強制をさけて、捜査への協力をひき出す</u> 」 という目的があると思いますか。			
	は い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	25.6	27.9	46.5	(43)

取調時間の確保という目的の存在を否定し、誤認逮捕でないことの確認という目的の存在を主張している刑事たちが、それぞれ過半数あるわけである。そして、このことから、逮捕時の心証が、実質的には有罪と断定しうる程度の心証でなければならないと考えられていることが、推測される。

ちなみに、ここで検討されている方法は、誤認逮捕でないことを確めるために慎重を期するという意味では、問題視されることはないであろう。しかし、すでに逮捕状を得ていて、かなり強い心証のあることが、同行、出頭を求める際の刑事たちの態度をよりきびしいものにすることがあるとすれば、司法審査の場では、「任意性」との関係で、微妙な問題を発生させることになりえたであろう。かくして、かりに目的自体は争いなく正当化されうるとしても、具体的態様によっては問題視される可能性を排除しえない以上、なおプロブレマティックな行動であると言ってよいのである。すでに述べた、この方法の存在に関する幹部の否定的な発言の背後に

も、幹部自身の疑念があると推測される。

- (1) 熊谷 弘「任意同行と逮捕の限界」熊谷 弘・他(編)『捜査法大系』I、日本評論社、1972、48～72ページ。ちなみに、私が司法判断の例やそれに関する文献を参照するのは、当面問題となっている行動類型に関して、調査時点での社会的事実として、それが疑問視されうる可能性を知るためのものであるから、その行動類型に関する一応の異論の存在を知れば足り、それらを網羅的に引用する必要はない。

d 任意同行・任意出頭後の質問・取調

さて、以上のような意識またはそれに基づく行動によって警職法上の任意同行または刑訴法上の任意出頭（捜査のための、いわゆる任意同行）が行われたとすると、続いて、質問または取調が行われる。そこで、今度は、その質問または取調に関する刑事たちの意識を検討してみよう。ただし、刑事たちが行う場合、前者も犯罪捜査のために行われることに違いはなく、また、前者が後者に移行していくと考えられるから、調査票の質問項目では、両者を区別したきき方はしていない。

まず、質問の相手の対応という意味での状況の変化に関して尋ねてみると、〔表 3.12〕から、状況が悪化していると認識している刑事たちが過半数であることがわかる。

表 3.12 任意同行・任意出頭後の質問の拒否

〔項目. II 後. 99〕	あなたは、「せっかく任意同行や任意出頭に 応じて も、 <u>かんじんの質問には答えてくれない人</u> が、だんだん多くなってきた。」と思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	55.8	25.6	18.6	(43)

そして、〔表 1.1〕の〔項目 101〕から〔項目 120〕までを見ると、次のように言うことができる。すなわち、質問途中で退去しようとする者の腕をとって引きとめる行動、取り囲んで連行する行動、深夜まで質問を続ける行動、食事、用便、休けい中も付き添う行動、食事、用便、休けいを

させないで取り調べる行動、連行途中で逃げ出した者を追いかけて体あたりして引きとめる行動、に関しては、それぞれ刑事の多数または過半数が反対しているが、最も一般性のある、必要なことを必ずきき出さなければならぬという考えについては、刑事の大多数が賛成している。

また、〔表 3.13〕によれば、刑事たちの半数は、質問に答える義務を市民に課することを要求してもいるわけである。

表 3.13 任意同行・任意出頭後の質問に答える義務

〔項目. II 後. 100〕 それでは、「一般道民にも、任意同行や任意出頭に応じた以上、質問には答えてくれるぐらいの、警察に対する協力義務を認めるべきだ。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
54.8	26.2	19.0	(42)

すなわち、なるほど、より具体的な行為類型に関しては、慎重な意識が広く現れてはいるが、より一般的な意識である、目的は必ず達成しなければならないという意識と、警察に対する市民の協力義務への要求は、ここでも存在するわけである。

(3)調査票による知見の要約

以上、任意捜査の段階において採るべき行動に関する刑事たちの意識を、調査票によって得られたデータによって記述してきた。ここで全体を振り返ってみると、次のような共通のパターンを発見することができる。すなわち、刑事たちの多数または過半数は、捜査の相手である市民の協力という意味での状況が悪化していると認識しており、各段階での捜査目的を必ず達成しなければならないと考えており、市民に警察への協力義務を課することを要求している、ということである。捜査の段階が進むにつれて、具体的類型としてのプロブレマティックな行動を否定する者が増える、という傾向も存在するが、それは、この一般的パターンを打ち消すものではない。

そして、ここで重要なのは、刑事としてとるべき行動に関する、必ず目的を達成しなければならないという考えである。なぜならば、任意捜査に

おいてそうしなければならないとすると、捜査の相手が協力の意思を持たない場合や、それを翻した場合には、必ず説得に成功しなければならず、そのための行動に出なければならないからである。

そして、この点に関連して、相手の意思を尊重し、結果として検挙に至らなかった場合の批判のあり方に関する認識を知ることは、興味深い。

[表 3.14] によれば、刑事たちの過半数は、少なくともマスコミの批判を受ける、と考えているわけである。この知見は、職務質問が違法と判断されても内部的にネガティブな評価は受けないという [表 3.6] の知見と併わせて考えると、刑事たちが認識しているものとしてのサンクションのあり方に関して、示唆するところがある。

表 3.14 相手意思の尊重による捜査の遅れと内部評価・世論

[項目. II 後. 112]	あなたは、「相手の意思を尊重して職務質問や任意同行や任意出頭を断念したところ、あとでその人が有力な容疑者となって浮かんできたが、はじめの捜査の立ちおくれのために有力な証拠を手に入れることができず、結局は犯人検挙に至らなかった。」という場合、 <u>そのような「断念」は、それを担当した警察官個人の実績のう</u> えで、マイナス評価になると思いますか。								
	<table border="0"> <tr> <td>はい</td> <td>どちらとも言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>42.9</td> <td>26.2</td> <td>31.0</td> <td>(42)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)	42.9	26.2	31.0	(42)
はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)						
42.9	26.2	31.0	(42)						
[項目. II 後. 113]	それでは、 <u>その警察署の実績のう</u> えで、マイナスの評価になると思いますか。								
	<table border="0"> <tr> <td>はい</td> <td>どちらとも言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>47.6</td> <td>26.2</td> <td>26.2</td> <td>(42)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)	47.6	26.2	26.2	(42)
はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)						
47.6	26.2	26.2	(42)						
[項目. II 後. 114]	それでは、 <u>一般道民の多数は</u> 、そのような「断念」を非難すると思いますか。								
	<table border="0"> <tr> <td>はい</td> <td>どちらとも言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>47.6</td> <td>33.3</td> <td>19.0</td> <td>(42)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)	47.6	33.3	19.0	(42)
はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)						
47.6	33.3	19.0	(42)						
[項目. II 後. 115]	それでは、 <u>マスコミは</u> 、そのような「断念」を非難すると思いますか。								
	<table border="0"> <tr> <td>はい</td> <td>どちらとも言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>52.4</td> <td>33.3</td> <td>14.3</td> <td>(42)</td> </tr> </table>	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)	52.4	33.3	14.3	(42)
はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)						
52.4	33.3	14.3	(42)						

また、市民の協力義務に関連して、〔表 3.15〕も示しておきたい。刑事たちの過半数は、協力義務のみならず、無実証明の義務を課することも、要求しているわけである。

表 3.15 無実証明の責任・任意出頭時

〔項目. II 前. 106〕 あなたは、「被疑者には、無実であることを証明する責任を負わせるべきだ。」と思うことはありませんか。まず「任意出頭」の段階ではどうですか。

は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
51.2	23.3	25.6	(43)	

このようにして、必ず目的を達成しなければならないという意識と、その目的達成を容易にするものと考えられる市民の協力義務の要求とを、調査票による最も中核的な知見としてよいであろう。それらは、また、相手が協力を拒んだ場合に採られるであろう行動の態様をも推測させるものである。

第4項 要約

かくして、調査票によっても、観察によっても、任意捜査における目的達成に失敗するわけにはいかないという刑事たちの意識を知ることができた。やはり、学校教育や幹部による「任意性」の強調にもかかわらず、なぜそう行動すべきであると考えられているのか、検討すべきことになる。なぜならば、必ず目的を達成しなければならないとすると、相手の非協力の意思も必ず覆さなければならず、そのための行動は、いかなる説得手段をとるのであれ、「任意性」との関係では常にプロブレマティックでありうるからである。捜査の他の段階に関する行動と意識を記述したうえで、この「なぜ」に取り組むことにしよう。

第4節 搜索・差押

身柄拘束に至らない程度の強制捜査の手段として、令状による搜索・差押がある。また、逮捕が行われた場合には、それに伴って、令状によらな

い捜索・差押を行うことができる。ここでは、捜索・差押をめぐる行動と意識を記述していこう。

ただし、個別ケースに関する生のデータからすでに明らかのように、私が最も頻繁に見聞しえたもので、しかも最も注目すべきものは、令状による捜索・差押の、暴力犯捜査における特異な用法である。そこで、以下においては、その用法に焦点を合わせつつ、記述していくことにしたい。

第1項 警察学校での知見

残念なことに、私は、令状による捜索・差押に関する講義、演習を聴講することができなかった。私が聴講したのは、警部補クラスの正科における刑事訴訟法の演習で、逮捕に伴う捜索・差押が論じられた。しかし、後者に関してどのように教えられ、論じられているかを知ることは、暴力犯捜査における前者の使い方の特異性を理解するうえで有益であると思われる。そこで、私が聴講した内容を記述しておこう。

まず、刑訴法220条における「逮捕する場合」の意義については、最高裁判例よりも慎重な考え方が説かれている。すなわち、教官によれば、「憲法33条、35条の関係を研究しておくように。最高36年の多数説（最大判昭和36・6・7、刑集15・915）は、場所的同一性があればよい、逮捕の前後は問わない、緊急逮捕の場合は被疑者が他出不在であっても事前に捜索してよい、としているが、かなり無理」と考えられているし、学生の報告者も、「最高36年は、実務の救済にすぎない。逮捕行為が現実にあったことを、前提とすべきである」と論じていたのである。

このような慎重さは、他の点に関しても現れている。たとえば、ある学生は、「逮捕現場以外に証拠物などがある場合は、被疑者が『自分で持ってきます』と言った場合でも、令状を得て、捜索・差押すべきである」と述べていたし、「犯罪との関係が明白なものしか押えられないのか。警察官の判断だけでよいのか」という学生の質問に対して、教官は、「『疑うに足りる相当な理由』がなければならぬ。警察官の主観だけではよくない」と答えていた。

もちろん、捜査の便宜を考慮することへの積極性を窺わせる発言も、な

いわけではない。たとえば、「逮捕の現場で、令状なしで、何日も搜索できるのか」という学生の質問に対して、教官は、「必要性が明白で、中断しなければ、よいのではないか。ただし、日没中断も、中断である」と答えていた。

しかし、最高裁判例に対してさえ疑問を提起する慎重さは、やはり注目しなければならない。道警内部での、搜索・差押に関するタテマエ的な基本方針は、かなり慎重なものであると推測される。

第2項 幹部

搜索・差押をめぐる幹部の言動に対する私の見聞は、すでに述べたように、令状による搜索・差押の、暴力犯捜査での特異な用法に集中している。それは、過去の犯罪事実を理由にして得た令状を、搜索時の現行犯逮捕を可能にするために使う、という利用法である。この方法は、覚醒剤関係の捜査において、とくに多く使われているように思われる。

まず、いきなり逮捕に出ることはなく、他の手段がそれに先行することについて、こう述べられている。すなわち、「ブツがあったとしても、オレのものじゃないと言われれば、起訴されないことになり、その場合、いかげんな逮捕だと言われかねない」というわけである。それに、ある刑事が、私が同行することにした搜索の事案について、「まだ逮捕状を取れるような資料もないですし」と語っていたように、逮捕状を請求するに足る資料の収集が困難な場合もありうる。

そこで、逮捕状に比べて入手の容易な搜索差押令状の利用が試みられる。ある幹部によれば、「搜索差押許可状は、誰か一人くらいの証言で取る」のである。

入手した令状の執行時期の判断はむずかしい。なぜならば、ある幹部によると、「搜索差押許可状（の有効期間）は7日間しかないから、現逮できるようないまいタイミングで行かなければならない」からである。逮捕機会を作り出すために入手した令状は、その目的のために生かされなければならない。

もっとも、常に逮捕に結びつくとは限らない。「女の体に隠されたり、水洗で流されたりすれば、お手あげ。ガサイレして、そこにブツがあっても、オレのじゃないと言われれば現逮にできないから、お手あげ。そういうわけで、罪を逃れているのは、いくらもありますよ」と考えられている。

そこで、被疑者の機先を制することが、重要と考えられている。私にある捜索差押調書を見せてくれたある幹部は、その事案での成功を評して、「要するに、機先を制したことが、さいわいした」と述べていた。

ところが、捜索差押令状に関する司法的統制は、きびしくなりつつあるという。たとえば、ある幹部は、「若い判事などは、更新してくれにくい。(ドアなどを)壊して入れと言う。(警察には)原状回復の予算もないし、相手に気づかれる」と嘆く。

また、私は、差押の対象物件の特定性に関する、ある裁判官からのメモを見ることができた。それは、「(請求された内容では)具体的な被疑事実に関係はなく、差押物件が一律に列挙されているので、所持、譲渡のそれぞれに関連のある物件のみに限定する必要がある。被疑事実と差押物件の関連性を厳格に。『譲渡した』犯罪においては、すでに物件は手元がない筈だし、施用注射器のごときは、そもそも関連性がない。『所持した』犯罪についても、再考されたい」というものである。このメモを私に見せてくれたある幹部によると、「これは、(その者から)譲り受けたという者がいたので、現に所持しているものを押えようと思ったが、本件(請求理由)となっていたのは『譲渡』だけだったので、こう言われた。この場合、譲渡のメモぐらいしか押収できない。『所持』をも掲げておくべきだった」という。この幹部は、「どうしても広く書きたいものだから。(もっとも)『本件に関係ある一切のもの』なんていうのは、もう大昔ですがね」と述べていたが、対象物件をできるだけ広く指定してほしいという希望は、必ずしも十分には実現されなくなりつつある、と感じているようである。

そして、司法統制のこのような傾向に関しては、明らかに批判的であ

る。ある暴力犯係刑事が、「5階の窓から入れとか、鉄の扉を壊して入れとか言う判事がありますけど、そんなこと、事実上できないですよ。破壊道具も回復費用もないし」と不満を述べたとき、ある幹部は、裁判官たちを評して、「捜査の実際を知らんのですよ」と批判したのであった。

このような状況であるから、捜索の機会は、可能な限り生産的に活用しなければならない。刑事たちもそのような期待には応えるのであって、[ケース21]においては、「最大限を期待して行こう」という発言がなされたのである。

新たな事実を理由とする現行犯逮捕を予定して過去の事実を理由とする令状を求めるやり方が幹部によって認められていることは、捜査書類の記載からも、明らかである。たとえば、覚醒剤の所持、使用に関するある事案についての署長指揮簿には、指揮事項として、「被疑者宅の捜索差押許可状の発付を得て強制捜査をする」と記され、処理状況として、「捜索差押令状を請求し、現物発見の際、逮捕する」と記されていたのである。

もっとも、この方法を認める幹部自身、その問題性は否定しない。ある幹部は、「この場合も問題があるんですよ。現行犯逮捕を期待して捜索差押許可状を取るというやり方」と述べていた。

このように見てくると、令状による捜索・差押が現行犯逮捕のために利用される事例の存在は、否定しがたいと思われる。しかし、幹部がそれを認めるのは、自己の法解釈と価値判断においてそれを正当なものと評価しているためではなく、逮捕困難な特定類型の犯罪における検挙の必要性を感じていることから、技術的な意味で適合した捜査行動であると認識しているためであろう。

ちなみに、被疑事実との関連性の点で差押が困難な物件については、任意提出を求めるという。たとえば、「ガサイレのときも、『これはガサ状に載っているから差押します』『これは載っていませんが、任提して下さいますか』なんて言い方はしない。『そっちは任提して下さい』とだけ言う。本人のものとはっきりしていれば現逮するし」と述べられているし、「家

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

中何にもなくなるほど持ってきたことがありますよ。任提でいいわけですよ」と述べられているのである。

このようにして、少なくとも暴力犯捜査においては、幹部は、搜索・差押の上記のような用法を認める意識を持っており、実際行動においても、それを認め、あるいは、それを行うように指揮している、と考えるとよいであろう。

この知見は、逮捕時の搜索・差押に関して警察学校で教えられていた内容と、著しい対照をなすように思われる。

第3項 刑事

(1) 観察によって

搜索・差押に関する暴力犯捜査での特徴的なやり方は、刑事たちの意識と行動からも窺うことができる。

まず、背景となる事情として、はじめから逮捕状を入手することが困難なことがあげられる。「供述1本だけじゃ、ガサ状は取れても、逮捕状は無理ですね」というわけである。もちろん、「昔はね、匿名の電話があったというだけでガサ状が出ましたから、やろうと思えば、電話があったことをデッチアゲてもよかったんですよ。なにしろ、確実にブツは出ますからね。出さえすれば、やっぱり電話はあったんだということになるわけですよ」という状況は、もはや存在しないであろうが、逮捕状よりも搜索差押令状の方が請求しやすいことに、違いはないであろう。

そこで、入手がより容易な搜索差押令状を利用して、逮捕機会を作り出すことを試みる。「ガサ状の目的は、何日も前の(覚醒剤の)所持や譲渡の事実についての証拠を得ることよりは、その際の現逮にあるわけですよ」という。〔ケース24〕でも、「ガサイレの指揮が出ています」という発言に続いて、「もう棄てられると思うけどね」と述べられている。このやりとりから判断すると、刑事たちは、幹部もこのやり方を認めているという認識をもって、このやり方を採っていると思われる。

しかし、搜索時の現行犯逮捕という真の目的を正面から掲げたのでは、

令状を発行してもらえない見込みはない。そこで、過去の犯罪事実と目的とする物件の関連性を説得するために、「とにかく、ない頭をしぼって、ツギハギして請求状を作るのさ」という状況が生じる。たとえば、『今日使っていた』という調書を取って、『残っていると思われるカクセイ剤と器具』ということで請求する」わけである。

差押対象物件の特定の要求に対しては、「請求状には、(被疑)事実を記入しているんだから、それで特定していると思うけどね」という不満がきかれる。しかし、被疑事実自体、刑事たちは明らかにしたくないようである。たとえば、「警察としては、(令状に、被疑事実を明記した別紙を)付けたくない。なぜならば、それを付けられると、こちらの情報源が知られてしまうから。(ところが、裁判官は)何日も前のカクセイ剤所持・使用で『カクセイ剤』とただけでは、ガサ状を出してくれない。はっきりと、『かくかくの注射器』としなければならない」と述べられているし、「ガサ状請求では、犯罪事実を(発行された令状に)別紙で付けなくてもいいはずだけれども、特定性のために、付けざるをえないことがある。そうすると、情報提供者の名前がバレてしまう。そこで、テクニクとしては、(令状執行時点からは)本件(令状請求の根拠となった事件)は落としてしまって、ガサイレで発見された現行犯のみをあげるようにする。われわれの本命は、あくまでタマを捕まえることにあるので。まあ、いわば別件ですけどね」と語ってくれた刑事があった。こうしてみると、搜索差押令状を利用した現行犯逮捕は、令状請求の真の目的であると同時に、情報提供者保護の手段でもあるわけである。

また、令状の有効期間内に逮捕機会があるとは限らない。従って、令状を更新する方法も工夫しなければならない。たとえば、「ガサ状は1週間ですから、そのあいだにチャンスがないとパーですよ。もし、ノミ(いわゆるノミ行為)の客から情報を取ろうとすれば、その客も被疑者になってしまうから、協力してくれるはずがない。そこで、マンションの管理人が後難をおそれて合カギを貸してくれないとか、まあデッチアゲて、更新請

求することもあるわけですよ」と述べられている。

このような努力を払って確保した令状は、最も有効に使われなければならない。ある刑事は、こう述べている。「(覚醒剤関係のある事例を説明して) あれで逃げられると、幹部(巡査部長・警部補クラスの初級・中級幹部のこと)の黒星になるから、苦勞した。窓を閉めたり、トイレに行かれやしないかと気をつけたり。」任意捜査に関してすでに記したと同様に、ここでもまた、「失敗するわけにはいかない」と考えられているようである。

さらに、搜索差押令状が現行犯逮捕のために使われていることは、捜査書類からも明らかに窺うことができる。たとえば、いわゆるノミ行為で現行犯逮捕されたある被疑者の供述調書には、以下のように書かれていた。「午後1時50分、警察が来たので、(ノミ行為の客の申し込みを記した)メモをズボンのポケットに隠したが、見つかってしまった。出すように言われて提出したところ、Xさんから電話があったが、適当にごまかした。警察の人には、〇〇の出前の注文だったと言って、返答した。ところが、間もなくYさんから電話があったので、警察の人に、『出ていい』と言って出てもらったが、競馬の申込だったので私に代るように言ったので、代って出て、適当にごまかした。そこへ、Zさんから追加の申し込みがあった。ごまかし切れなくなって、『今、警察が来ているからダメだ』と言って、断った。私が電話に出る前に、警察の人に『出てもいいです』と言ったときに申し込んでいたことであるので、(刑事たちにも)それ以上ごまかすことができずに、ノミ屋をしていたことを話した。」競馬開催日に搜索を行い、搜索中にかかってきた電話に刑事が出てノミ行為を確認し、現行犯逮捕したというわけである。

また、覚醒剤関係のある事件では、2通の搜索差押調書に、それぞれ、次のように記されていた。まず、令状の理由となった被疑事実と対象物件については、搜索差押調書(甲)に、「搜索の目的たる物の発見に至らなかった」と記されている。そして、搜索時に発見された新事実による現行

犯逮捕と、その逮捕に伴う捜索・差押については、捜索差押調書(乙)に記載がある。「捜査員6名で居宅に赴き、許可状を示して、捜索を開始したところ、6畳居間のテーブルの上の薬剤EP錠ケース内に、ビニール製のパケ袋に入った白粉末1袋、並びに同テーブル上にあったマッチ箱に、ビニール製のパケ袋に入った白粉末2袋を午前11時18分発見したので、本件捜索の目的たる覚せい剤や否や被疑者に質問したところ、今年のA月17日朝に、買ったものであると申立て、当署で準備してあった覚せい剤試薬で検査したところ、覚せい剤反応を示したので、被疑者Xを覚せい剤取締法違反(所持)の現行犯人と認め、刑事訴訟法213条の規定により、逮捕し、さらに、午前11時25分、現行犯逮捕するにあたり、その現場において、捜索したところ、8畳茶の間、買物袋の中に『X』の文字の入った白ワイシャツの下方に、プラスチック製の青色ケース内に、白粉末の入ったビニール製のパケ袋5袋を発見し、同買物袋の中にプラスチック製のケース内に、注射器3個、注射針3本を発見し、被疑者は、その場に居合せた、P(24才)、Q(20才)、R(21才)と共に、本日午前8時ごろに、テーブル上のEP錠のケースの入っていた覚せい剤の一部を注射する時に使用した注射器である、と申立てたので、差押えたものである。」刑事たちの話によれば、令状の理由となった被疑事実は、余罪として追及されることになった。また、P・Q・Rの3名は、警察署へ任意同行を求められ、警察署で尿検査をしたところ覚醒剤の反応があったので、緊急逮捕されたという。

かくして、少なくとも暴力犯捜査においては、現行犯逮捕の機会を作り出すために行う捜索・差押が、刑事たちの意識において支持され、実際行動でも採られている、と考えてよい。そして、その意識と行動の背景には、逮捕状獲得の困難、過去の犯罪事実の証拠物が引き続き存在しているとは期待しえない犯罪・被疑者の類型、情報提供者保護の必要性、などへの考慮があると思われる。

もっとも、その用法を認める意識や行動は、必ずしも、刑事たち自身の

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

法解釈や価値判断のうえでの正当性への確信に支えられているとは、考えられない。「いわば別件ですけどね」などと語られているところから判断すると、法律上の問題性は自覚しながら、「あくまでタマを捕まえ」なければならないという意識が他方であることによって、いわば技術的に犯人検挙に結びつく方法として、その用法が採られている、という要素の存在も、否定しがたいと思われる。

そうであるとする、少なくとも暴力犯捜査における搜索・差押の用法に関しては、それに従事している幹部と刑事との間に、意識と行動について、基本的な一致があると言ってよいであろう。

もちろん、私が見聞したその用法がどの程度の頻度で使われているかは、不明である。しかし、少なくともそれが行われていることに、疑問の余地はない。

(2)調査票によって

私が直接に見聞しえたのは、暴力犯捜査における搜索・差押の特異な用法に集中しているので、ここでは、調査票データによって、搜索・差押一般に関する意識を記述したい。

はじめに、搜索・差押に関する司法統制の現状についての認知を見ていこう。まず、〔表 3.16〕は、令状に関するものである。刑事たちの多数または過半数は、令状発行の拒否は、かなりあるとも言えないし、増加しているとも言えないが、発行の要件や令状の内容に関する規制は、全面的にきびしくなりつつある、と考えているようである。もっとも、刑事たちの過半数は、令状による搜索・差押のかかりのものが事後的に違法とされたり、そのような判断が増加したりするほどの状況になっているとまでは、感じていない。

表 3.16 搜索差押令状の発行をめぐる状況

〔項目. II 後. 180〕 あなたは、搜索差押令状について、「発行を拒否された」ケースもかなりあると思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
14.0	30.2	55.8	(43)

- [項目. II 後. 181] それでは、そのようなケースが、だんだん多くなってきていると思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
言えない | いいえ | (回答者数) |
| 11.6 | 34.9 | 53.5 | (43) |
- [項目. II 後. 182] あなたは、「一般的に言って、捜索差押令状を発行してくれる場合でも、その要件や内容がきびしくなっている。」と思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
言えない | いいえ | (回答者数) |
| 59.5 | 21.4 | 19.0 | (42) |
- [項目. II 後. 183] それでは、とくに、「差押えるべき物の特定性」がきびしくなってきたと思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
言えない | いいえ | (回答者数) |
| 71.4 | 11.9 | 16.7 | (42) |
- [項目. II 後. 184] それでは、とくに、「捜索すべき場所の特定性」がきびしくなってきたと思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
言えない | いいえ | (回答者数) |
| 69.0 | 16.7 | 14.3 | (42) |
- [項目. II 後. 185] それでは、とくに、「捜索差押の必要性」の判断がきびしくなってきたと思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
言えない | いいえ | (回答者数) |
| 59.5 | 21.4 | 19.0 | (42) |
- [項目. II 後. 186] それでは、とくに、「捜索差押令状に被疑事実が記載されること」が多くなってきたと思いますか。
- | | | | |
|------|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
言えない | いいえ | (回答者数) |
| 31.0 | 38.1 | 31.0 | (42) |
- [項目. II 後. 187] あなたは、令状にもとづく捜索差押でも、あとで裁判官から「違法だ」とされたケースがかなりあると思いますか。
- | | | | |
|-----|---------------|------|--------|
| は い | どちらとも
言えない | いいえ | (回答者数) |
| 2.4 | 28.6 | 69.0 | (42) |

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

〔項目. II 後. 188〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	2.4	28.6	69.0	(42)

続いて、〔表 3.17〕は、逮捕に伴う捜索・差押に関する司法統制についてのものである。令状による捜索・差押についてと同様に、刑事たちの多数は、かなりのケースが事後的に違法とされたり、違法とされるケースが増加したりする状況になっているとは、考えていない。しかし、その反面、同じく多数または過半数は、逮捕から捜索・差押までの時間的接着性や、差押対象物の範囲に関する判断がきびしくなっている、とは感じている。

表 3.17 逮捕時の捜索差押をめぐる状況

〔項目. II 後. 189〕	あなたは、「逮捕の現場での令状によらない」捜索差押で、あとで裁判官から「違法だ」とされたケースがかなりあると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	2.4	21.4	76.2	(42)
〔項目. II 後. 190〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	2.4	23.8	73.8	(42)
〔項目. II 後. 191〕	あなたは、「一般的に言って、令状なしでできる捜索差押の要件がきびしくなっている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	31.0	28.6	40.5	(42)
〔項目. II 後. 192〕	それでは、とくに、「逮捕時との場所的接近性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	47.6	26.2	26.2	(42)

〔項目. II 後. 193〕 それでは、とくに、「逮捕後の時間的接着性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。

はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
58.1	20.9	20.9	(43)

〔項目. II 後. 194〕 それでは、とくに、「差押できる物」の範囲がせまくなってきたと思いますか。

はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
60.5	20.9	18.6	(43)

かくして、司法統制に関する現状認識の点では、令状によるものと逮捕時のものとで、刑事たちの意識に大きな違いはなく、かなりのケースが事後的に違法と判断されるほどではないが、規制はきびしくなりつつある、という点で、基本的に一致している。

それでは、そのような現状認識の下で、どのような行動に出るべきであると考えられているであろうか。〔表1.1〕の〔項目197〕から〔項目201〕までは、それを示す。それによれば、刑事たちの多数は、被疑者不在のまま逮捕に伴う捜索・差押を行うことや、被疑事実を被疑者に知られないように試みることは、否定している。しかし、刑事たちの半数は、必ず成功しなければならないと考えている。

すなわち、より具体的な行動に関しては慎重な考えが優勢であるが、一般論としては、積極的な見解が優勢になるわけである。これは、任意捜査段階に関する意識と一貫したパターンであると言ってよい。そして、かりに具体的な行動に関しては慎重さを示していても、一般論としては成功しなければならないと考えているとすると、まさにその一般性のゆえに、後者に注目しなければならないであろう。

かくして、一方では司法統制がきびしくなりつつあると認識しながら、他方では目的を必ず達成しなければならないと考えているという、これまた任意捜査段階に関する意識と共通のパターンが、現れているのである。そのような意識によって採るべきものとされる形態の行動は、問題性という点で全く無難なものばかりにはとどまりえないであろう。

(3)要約

調査票によって知ることができた基本的なパターンは、刑事たちが、一方では司法統制がきびしくなりつつあると認識しながら、他方では必ず目的を達成しなければならないと考えていることである。そうであるとする
と、暴力犯捜査との関係で見聞した、捜索・差押の特異な用法は、刑事たちの意識のうちの後者の要素が現実の場面で現れたものとして、とらえることができよう。しかも、観察データによれば、刑事たちは、その用法が含む問題性を、自己の判断によっても認めていると考えられる。かくして、そのような問題性の自覚にもかかわらずそのような利用法を採るのはなぜなのか、探求しなければならないことになる。そのことは、結局、刑事たちをして必ず成功しなければならないと考えさせる要因を明らかにすることに帰着するであろう。

第4項 要約

捜索・差押をめぐる観察データは、主として暴力犯捜査におけるものに限られていたが、そこでは、過去の事実を理由として得た令状を新たな事実による現行犯逮捕の機会を作り出すために利用するという、特異な用法について、見聞を得ることができた。しかも、少なくとも暴力犯捜査に従事しているかぎり、この用法を認めることに、幹部と刑事たちの間に違いはないのである。

しかし、幹部も刑事たちも、その用法が正当なものであると確信しているわけでは、必ずしもない。捜索・差押一般に関する調査票データをも補いつつ判断すれば、その用法を認容し、それに従った行動に出ることの背後には、捜査目的は必ず達成しなければならない、さらには、必ず犯人検挙に至らなければならない、という意識が存在していると、推測してよいであろう。

ちなみに、令状による捜索・差押をめぐる司法判断は、主として、令状への被疑事実記載の可否、差押対象物件の特定の程度、裁判所が捜索・差押の必要性を判断することの可否、などを論じている。⁽¹⁾しかし、少なくとも

も捜査官が本来の目的のために使用する意図を持っていない場合には、明らかに、被疑事実記載や対象物件特定を論じること自体が、空しい作業となってしまう。また、警察学校において見聞された、逮捕に伴う捜索・差押に関する慎重さに、その用法が適合するとは思われない。幹部や刑事たち自身が疑問を述べていたように、その用法は、警察内部においてすら問題視されうるものと、考えてよいであろう。

かくして、その問題性の自覚にもかかわらずその行動に出ることの要因を、探求しなければならない。とくに、以上の記述は、刑事たちに対してのみではなく、幹部に対しても働きかける要因を探求すべきことを、示唆している。

- (1) 判例タイムズ296号『特集・捜査と人権—令状事務の理論と実務—』1973、384～413ページ、親崎定雄「捜索・押収の必要性の判断」熊本典道「捜査令状・差押令状の記載」石川才顕「押収すべき物の範囲・意義」熊谷弘・他（編）『捜査法大系』Ⅲ、日本評論社、1972、30～42、42～56、114～124ページ。

第5節 逮捕

逮捕によって、少なくとも留置期間中は、被疑者を警察署内にとどめたままでの捜査・取調が可能になる。以下において、その逮捕をめぐる行動、あるいは、そのあるべき形態に関する意識を記述しよう。

そして、私の見聞によれば、最も興味深い知見は、緊急逮捕の意外な多用である。そこで、とくに観察データに基づく部分においては、緊急逮捕をめぐる意識と行動に焦点を合わせつつ、記述を進めていきたい。

第1項 警察学校での知見

逮捕とそれに続く留置に関しては、巡査部長クラスの初級幹部科における刑事訴訟法の講義での議論を聴講することができた。はじめに、緊急逮捕以外に関する見聞を整理しよう。

まず、私が聴くことができた時点では、各逮捕類型について留意すべき

事項は、逮捕に続く留置を行うかどうかの判断において再度検討すべき事柄として、教えられていた。それによると、たとえば通常逮捕に関しては、刑事訴訟法201条1項に規定されているように逮捕状を示したかどうか、また、逮捕状を保持しないで逮捕した場合には、同条2項が要求する緊急性があったかどうか、逮捕状を示さない理由を告げたかどうか、逮捕後すみやかに逮捕状を示したかどうか、などをチェックすべきものとされていた。

また、同一犯罪事実についてすでに逮捕状が請求ないし発付されているにもかかわらず再度請求する再逮捕については、「逮捕のムシカエシを防ぐものであるから、刑事訴訟法199条3項に従って、(同一事実についての再度の逮捕状請求である旨を)正直に記載すること」という注意が与えられていた。

逮捕後ただちに行わなければならないのは、被疑者の弁解の録取である。教官によれば、「30年も刑事をやっている巡査部長から、『弁録の取り方や、その後の措置がわからない』という話をきいた。ただ留置場に入れておけばよいのではない」という状況なのであって、幹部の立場から見て、必ずしも問題がなくはない実情のようである。そして、教官は、「弁解は取調ではないから、供述拒否権の告知は不要。弁解録取書は2、3行で済む。供述調書ではない。被疑者が弁解の機会に自供したような場合は、改めて、供述拒否権を告げて尋問すること。弁解の機会に名をかりて取調をしてはならない」と教えていた。

弁解録取が終わると、留置すべきかどうかを判断することになる。なぜ留置が認められるのであろうか。教官の説くところによれば、「罪証いん滅、通謀、逃走の防止が目的であって、自白を求め、余罪を追及し、出頭に関する手数と時間を省くなど捜査の便宜のためとか、懲戒、刑罰効果を目的として行われるものではない」という。そして、留置要否の判断にあたっては、「逮捕行為の適法・妥当性、逃亡のおそれの有無、罪証いん滅のおそれの有無、その他諸般の事情」を考慮しなければならない、とされ

る。

このように、逮捕・留置に関する教育は、手続の遵守を強調してやまない。もっとも、上記のように留置が捜査の便宜のためのものでないことを説いていた教官も、同じ講義の際に、自らの経験を述べて、「(真に期待していた事件とは別の) 贓物事件で引っばってきたところ、(留置場での勾留という予期に反して) ○○刑務所に勾留されてしまった。そこで、贓物(について)は釈放し、左がかった裁判官なので(手続を整えて)、本件(真に期待していた事件)で(逮捕状を)請求して(逮捕し)、(改めて)代用監獄(すなわち留置場)に勾留してもらった」と語っているので、基本的には代用監獄における勾留と同じ状態が生じる留置について、学生に対して説いているところから従った行動を常に採っているかどうかは疑わしい。しかし、少なくともタテマエとしては、手続遵守が強調されているわけである。

同じ慎重さは、緊急逮捕に関しても説かれている。緊急逮捕後の留置要否の判断にあたっては、「指定犯罪に該当していること、疑うに足りる十分な理由、急速を要し裁判官の逮捕状を求めないこと、逮捕状を求めなかったという証明が十分であるか、逃亡と罪証いん滅のおそれの証明、以上すべての逮捕理由の適法な告知、引致が迅速にされたかどうか、逮捕した者の管轄区域内であるかどうか」などの要件の充足を、再検討しなければならないとされているし、「札幌地裁あたりでは、緊逮から3時間以上過ぎると、逮捕状を出してくれない。警察庁の指導方針も同じ」という警告も発せられる。

こうして、学校での教育から推測されるタテマエとしての一般方針は、手続的要請の少なくとも行動のうえでの遵守を要求するものであると言えよう。そのことは、たとえば、〔ケース13〕における、「緊逮はできるだけ避けるように」という本部からの指示にも、窺われるのである。

かくして、このような一般方針の下での、第一線での意識と行動が注目されるのである。

第2項 幹部

警察学校での手続遵守の強調に比較すると、第一線幹部の言動には、逮捕・留置への慎重さと積極性が混在している。

たとえば、労賃不払に端を発して暴力団間の対立抗争となり傷害事件に発展したある事件について、「(日本刀をつきつけて支払を拒否した)脅迫のみで逮捕した。誤認逮捕はおそろしいから」と述べて、証明が確実な事実のみへの逮捕の限定を強調したり、「逮捕状があるからといって、機械的に執行するのはよくない。具体的状況に応じて、執行すべきでないと考える事例がある」として、可能な限り任意捜査によるべきであると唱えることから、身柄拘束という強制手段を採ることへの慎重さが窺われる。

ところが、事例によっては、幹部の方が刑事たちよりも積極的なことがある。たとえば、[ケース19]では、午後6時15分すぎに、幹部が、「書類作成、8時までだよ。できるだけ簡単にね。すぐ請求に行ってもらおうから」と述べて、逮捕状請求への準備を急がせたのに対して、ある刑事が、「(被疑者が予期した時間・場所に)来なかったら、あしたの朝、寝込みをおそえばいいし」と応じたのであるが、それに対して、幹部は、さらに、「今日、つかんじゃおうや。せっかくおいでになるんだもの」と述べているのである。また、留置についても、たとえば、[ケース15]では、刑事に、「(被疑者は、出産から)9日経っているね。留置に耐えられるんでないかい。〇〇病院に電話して、『留置に耐えられるかどうか診察をお願いします』と連絡して」と命じたのに対して、刑事が、医師への電話のあとで、「普通ならダメだそうです」と答えたところ、その幹部は、強い調子で、「だから、診察してくれって」と再び命じているのである。

さらに、行動のうえでの慎重さが、実は以後の積極的な捜査行動を正当化するために採られることもあるのではないかと推測させる言動もないではない。たとえば、[ケース17]では、「捜査のはじめに、一発勝負でYを呼んできてもよかったが、あくまで基礎捜査をしたあとでやむをえずやった、という方が、説得力がある」と述べられている。

あるいは、酒酔いによる保護の期間を少なくとも事実上捜査に利用した〔ケース7〕なども、身柄拘束を利用した捜査への積極性の現れと見てよいであろう。

そして、その積極性がとくに窺われるのが、緊急逮捕に関する指揮である。たとえば、〔ケース9〕では、機動捜査隊が逮捕したという連絡を受けて、「現逮ではなく緊逮にすると連絡してやって下さい」と指示しているし、〔ケース12〕でも、「(被疑者が犯行を)認めたら緊逮して下さい」と指示しているし、〔ケース19〕では、二人の幹部が、「メンドクサイから、緊逮しようや。はっきりしてるんだから」「(被害者である)男の部屋で張り込むことにしよう。それまでに令状を取るようにして。もし令状が間に合わなかったら、緊逮にすればいいから」「現逮が一番簡単だけれども、実際に(金を)要求するところまでいかないとむずかしいから、最終的には、やっぱり緊逮ということになるね」と述べているのである。それぞれに「メンドクサイ」要素や「むずかしい」要素を含んでいる現行犯逮捕や通常逮捕に代えて、より作業の容易な緊急逮捕で身柄を確保しようとする志向の存在が、推測される。

このようにして、第一線幹部の意識と行動には、身柄拘束の状態で捜査を行うことへの慎重さと積極性とは混在しており、とくに緊急逮捕に関しては後者の色彩が著しい、と言ってよいであろう。

第3項 刑事

(1) 観察によって

逮捕状を請求する権限は刑事たちには与えられていないので、請求にあたっての実際の判断基準を刑事たちの言動から窺うことはできない。しかし、請求のための資料作成は刑事たちの任務であるから、その経験に基づく発言は、逮捕状請求過程の態様を推測する有力な根拠となりうる。また、実際の逮捕行動、弁解録取、留置中の取調などは、まさに刑事たちが行うものであるから、彼らの言動は、それらに関しては、最も直接的な資料となる。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

まず、どのような条件が整っていれば逮捕状を発付してもらいやすいかという点に関しては、たとえば、「暴力団で前歴があるということになれば、まず逮捕状が出るね。公判でも実刑だね」（暴力犯係刑事）と考えられている。そして、そのような条件に関する認識が、時には、いかにしてそのような条件が存在するような外観を作り出すかという方向での工夫に発展することもある、と推測される。たとえば、他の係が事件後3カ月経た時点で逮捕状を請求しようとしているのを見たある盗犯係刑事は、「A月の事件だから、その後今まで（事件から3カ月経過）所在不明ということで、かえっていいんでしょ。ウチの刑事が所在を知っているけどね、所在不明でいいよ」と評していたのである。

また、逮捕に踏み切る前に可能な限り任意捜査を試みることにしても、任意捜査に抵抗を示してくれれば逮捕しやすくなるという効果があると考えている刑事たちも、存在するようである。たとえば、ある公職選挙法違反事件を捜査した二人の知能犯係刑事は、以下のように話していた。

刑事A： あのパパ、検察庁で「バカ」とどなっているってさ。

刑事B： ここでもどなっていたものな。事実（買収）は認めてるのかい。

刑事A： 認めてるさ。

刑事B： 認めてるのにどなるってかい。

刑事A： カネの出所をきかれてるわけさ。

刑事B： あのパパ、金持だから、1万や5万のカネ、自腹切ってるんじゃないの。

刑事A： 抵抗してるから逮捕できるわけさ。はじめからシオレられたら、どうにもならないよ。

このような発言をきくと、たとえば〔ケース11〕におけるような、「何度呼んでも出頭しないので、逮捕状を取った」という説明にも、抵抗してくれたおかげで逮捕できた、という認識が、感じられなくもない。

さて、刑事たちが準備した資料によって幹部が逮捕状を請求し、逮捕状が発付されると、刑事たちは逮捕に向かう。

そこで現れるのが、すでに他の段階に関しても述べておいた、とにかく成功しなければならぬという意識のようである。たとえば、〔ケース11〕

では、「大の男が、数少ない車を使って出てきたんだから、あくまでつかまえます」という発言がきかれた。この意識の存在については、逮捕以後の段階に関して検討する際にも、留意すべきであると思われる。

逮捕状の提示の仕方については、同じく〔ケース11〕において、「一応読んでくれ、な。これ、な。裁判官で、な。そういう容疑で、な。あれするから」という説明が観察された。また、逮捕への抵抗を排除するための説得方法についても、同じケースで、「事情きくだけだから」「メンドウ見るし、悪いようにしないから」「まごまごしてると、刑務所に引っぱって行かれると困るから」「たがいて行かれるよ、オマエ」「向こう（警察署）行って事情きけば、わかるから」「あとのことは、こっちがやってやるから」「われわれも、それなりに考えるから」など硬軟両様の言葉づかいによる説得がきかれた。ただし、このケースにおける被疑者は女性であったから、男性に対する場合とは異なった行動が採られていた可能性は否定できない。

逮捕後は弁解を録取する。これについては、〔ケース20〕において、「(机をパンと叩きながら大声で) 言ったらどうなんだ。きちんとすわれ」「『スイマセン』じゃわからんだろう。言っ飛ばえよ」「(私に向かって) バカで、弁録だっているのに、言わねえんだもの」という光景が観察されている。弁解録取において犯罪事実を認めさせなければならないと考えている刑事も存在するようである。

そして、逮捕が完了すると、逮捕手続書を作成する。この際の重要な問題のひとつは、逮捕時期の確定である。このことは、送致および勾留請求までの時間制限との関連で、とくに意味を持ってくる。これについては、関係者が入り乱れる喧嘩の処理に関連しての、「ケンカ現場ではどちらが犯罪かわからず、署で取り調べてようやくはっきりする。…もっとも、1時間も前のケンカの時に現逮したように書くんだけどね」（強行犯係刑事）という発言がきかれた。喧嘩の現行犯逮捕という、それ自体としては特殊な状況におけるものではあるが、捜査書類の事後的な評価・検討に

あたって留意すべき問題を示唆する発言であろう。

かくして、逮捕をめぐる刑事たちの意識と行動には、捜査のために身柄を拘束することへの、かなり強い積極性が窺われる。幹部の言動においては、慎重さと積極性が混在していたが、刑事たちの言動においては、積極性がかなり優勢な印象を受ける。

それでは、緊急逮捕については、どうであろうか。

まず、緊急逮捕がかなりの頻度で用いられていることについては、ある盗犯係刑事の、次のような発言がある。すなわち、「現行犯でつかまることは、ほとんどない。…一番事件発生に近いのは緊逮。職質し、任同して、ブツが出ると被害を確認し、緊逮する」という。そして、たしかに、刑事たちの方から幹部に緊急逮捕を申し出ることもある。たとえば、〔ケース10〕においては、出先の質店から課長に電話し、「緊逮したい」と伝えて、指揮をあおいでいる。

ところが、刑事たちの間では、幹部が緊急逮捕を多用することについて、批判が強かったのである。たとえば、一般的に、「今の○長のやり方で、まずいと思うことに、例外のはずの緊逮が多すぎるもね。手続どおり逮捕状を取ってね、やればいいんだよ。すぐに執行しないで、任意で取り調べて確めてもいいんだしね」（盗犯係刑事）と述べていた者があるし、具体的にも、〔ケース7〕では、「緊逮とするには、実質的な逮捕からの時間が長すぎるけどね」という批判がきかれ、〔ケース19〕では、「通逮にすれば、まちがいないですよ。緊逮だと、あとでケチつけられるからね。令状却下されてもつまらんし」「現逮すればいいじゃない。（カネを）要求させてさ。（刑事たちは、被疑者が現れることになっていたアパートの）押し入れかどっかに隠れていて」という具合である。

こうしてみると、刑事たちの積極性は、必ずしも、法解釈ないし価値判断のうえでの正当であるという確信に支えられているわけではないようである。少なくとも、幹部が容認ないし要求しているという認識と、事件の能率的解決にとって技術的な意味で適合した行動であるという認識とに支

えられた部分も、存在すると考えなければならない。もちろん、そう言うことは、刑事たちの示す慎重さが法解釈ないし価値判断のうえでの確信に支えられている、と考えることを、必ずしも意味しない。緊急逮捕に関する幹部への批判から窺われるように、あとで批判されないように安全を期して内輪にやっておく、というものにすぎないかもしれないのである。もっとも、〔ケース9〕では、逮捕後5時間半で逮捕状が発付されているし、〔ケース3〕では、逮捕にあたった警察官自身が疑問を感じていた事例にもかかわらず逮捕状が発付されているから、刑事たちの警戒は杞憂にすぎず、その意味では、さすがに幹部の状況認識は正しいのかもしれないが。

他方、とくに緊急逮捕に関しては、それが盗犯捜査、強行犯捜査において占める位置と、捜索・差押の特異な用法が暴力犯捜査において占める位置との類似性に、注目しておきたい。それらは、ともに身柄確保を積極的に行う方法なのであるが、盗犯・強行犯においては、任意捜査における取調が可能であるがゆえに、自供から緊急逮捕へと発展し、暴力犯においては、任意の取調に応じさせることが困難であるがゆえに、捜索機会を利用した現行犯逮捕を図る、とも考えられよう。幹部や刑事たちが自覚しているかどうかにはかかわりなく、実際の行動のうえでは、ともに、身柄確保という捜査の転回点において、積極性が現れているわけである。

以上が、観察データから窺うことのできる刑事たちの意識と行動である。そこで、最後に、逮捕をめぐる意識と行動を論じる際に留意すべき点を、ひとつ再確認しておこう。それは、刑事たち全体にとってはそれを行う機会が乏しい現行犯逮捕を除くと、通常逮捕であれ緊急逮捕であれ、刑事たちの判断のみでは行えないことである。刑事たちの判断がそれ自体で支配的な意味を持つのは、逮捕行為、警察署までの連行、弁解の録取、などにおける具体的行為態様に関してであって、逮捕自体を行うかどうかの判断に関してではない。

その事情は、刑事たちの意識が持ちうる効果の現れ方に反映される。たとえば、緊急逮捕に関して明らかになったように、かりに幹部の方針に批

判的な意識を持っている場合でも、幹部が積極的な捜査行動を要求する場合には、刑事たちはその要求に反した行動を採ることはない。これに対して、刑事たちが捜査に積極的な意識を持っている場合でも、幹部が令状を取ってくれなければ、たとえば、通常逮捕を行うことはできない。さらに、幹部が直接に統制しない領域では、刑事たちの積極的な意識は、幹部の慎重さを無視し、幹部の積極性を増幅する方向での行動となって、現れるようである。この最後の点は、逮捕一般に関する限り、幹部には慎重な要素も認められたのに対して、刑事たちには積極的な傾向のみが顕著であった、という見聞によって推測されるものである。

かくして、私は、幹部の指示のもとに行われていると考えなければならない領域と、刑事たちの意識が直接に行動に結びつきうる領域とを識別し、それぞれの領域で作用している要因を探求しなければなるまい。そして、とくに後者との関係では、刑事たちの意識が幹部の積極性を増幅する方向でのみ働きがちなのはなぜなのか、を検討すべきことになろう。

(2)調査票によって

刑事たち自身の判断で逮捕状を請求することはできないし、逮捕すべきかどうかを判断しなければならない機会も限られているので、逮捕段階に関する項目は、逮捕をめぐる状況の認知と評価を尋ねるものがほとんどである。しかし、たとえば、捜査において逮捕が果たしている機能に関する認知や、司法統制が強化されることによる悪影響に関する予測を知ることによって、逮捕段階で採るべき行動に関する刑事たちの意識を推測することができる。以下、逮捕から送致に至る段階に関する項目への回答を、整理していこう。

まず、逮捕の一般的機能は、どのようなものとして考えられているであろうか。〔表 3.18〕は、それを示している。それによれば、刑事たちの多数は、当然ながら、逮捕の法律上の要件である逃亡の防止と証拠隠滅の防止とを、逮捕の機能と認めている。しかし、同時に、刑事たちの多数が、被疑者自身に対する取調を可能にするという機能をも認めていること

に、注目すべきである。それは、逮捕が捜査の便宜のためのものでないことを強調していた警察学校での教育と、著しい対照を示している。

表 3.18 逮捕の必要性

〔項目. II 後. 170〕	あなたは、一般的に言って、逮捕というのは、 <u>実際のところ</u> 、どんな意味で必要だと思いますか。まず、「 <u>逃亡の防止</u> 」という意味で必要だと思いますか。										
	<table border="0"> <tr> <td>は</td> <td>い</td> <td>どちらとも 言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>79.1</td> <td>16.3</td> <td></td> <td>4.7</td> <td>(43)</td> </tr> </table>	は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	79.1	16.3		4.7	(43)
は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)							
79.1	16.3		4.7	(43)							
〔項目. II 後. 171〕	それでは、「 <u>被疑者自身に対する取調</u> 」という意味で必要だと思いますか。										
	<table border="0"> <tr> <td>は</td> <td>い</td> <td>どちらとも 言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>62.8</td> <td>16.3</td> <td></td> <td>20.9</td> <td>(43)</td> </tr> </table>	は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	62.8	16.3		20.9	(43)
は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)							
62.8	16.3		20.9	(43)							
〔項目. II 後. 172〕	それでは、「 <u>証拠いんめつの防止</u> 」という意味で必要だと思いますか。										
	<table border="0"> <tr> <td>は</td> <td>い</td> <td>どちらとも 言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>81.4</td> <td>14.0</td> <td></td> <td>4.7</td> <td>(43)</td> </tr> </table>	は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	81.4	14.0		4.7	(43)
は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)							
81.4	14.0		4.7	(43)							
〔項目. II 後. 173〕	あなたは、「なんと言っても、被疑者を逮捕してはじめて、本格的な捜査が始まるのだ。」と思いますか。										
	<table border="0"> <tr> <td>は</td> <td>い</td> <td>どちらとも 言えない</td> <td>いいえ</td> <td>(回答者数)</td> </tr> <tr> <td>27.9</td> <td>25.6</td> <td></td> <td>46.5</td> <td>(43)</td> </tr> </table>	は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)	27.9	25.6		46.5	(43)
は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)							
27.9	25.6		46.5	(43)							

それでは、取調を可能にするためのものでもあると考えられている逮捕に関しての、司法統制の実情は、どのように認識されているであろうか。まず、現行犯逮捕をめぐる認識が、〔表 3.19〕に示されている。それによれば、刑事たちの多数または過半数は、犯罪を行ったことの明白性、犯罪と逮捕の時間的接着性、場所的接近性、逮捕の必要性、などの要件に関する判断がきびしくなってきた、と考えている。それは、要するに、〔項目. II 後. 131〕において多数意見が現れていないにもかかわらず、現行犯逮捕の要件一般がきびしくなりつつあるという認識にはかならない。

表 3.19 現行犯逮捕をめぐる状況

〔項目. II 後. 129〕	あなたは、現行犯逮捕の場合に、あとで裁判所から「現行犯にあたらぬ」と判断されたケースもかなり
-----------------	--

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

	あると思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	7.0	20.9	72.1	(43)
〔項目. II 後. 130〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	18.6	16.3	65.1	(43)
〔項目. II 後. 131〕	あなたは、一般的に言って、現行犯逮捕の要件がきびしくなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	46.5	14.0	39.5	(43)
〔項目. II 後. 132〕	それでは、とくに、「犯罪を行ったことの明白性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	61.0	4.9	34.1	(41)
〔項目. II 後. 133〕	それでは、とくに、「時間的な接着性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	54.8	16.7	28.6	(42)
〔項目. II 後. 134〕	それでは、とくに、「場所的な接近性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	52.4	19.0	28.6	(42)
〔項目. II 後. 135〕	それでは、とくに、「逮捕の必要性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	58.1	16.3	25.6	(43)

同じパターンは、緊急逮捕に関しても現れている。〔表 3.20〕である。刑事たちの多数は、緊急逮捕が事後的に否定されたケースがかなりあるとか、それが増加しつつあるとは考えていないし、要件一般がきびしくなりつつあるという多数意見も形成されてはいない。しかし、個別的要件につ

いて尋ねられると、私が提示した要件のすべてについて、司法判断がきびしくなりつつあると認める刑事たちが、多数または過半数になるのである。

表 3.20 緊急逮捕をめぐる状況

〔項目. II 後. 144〕	あなたは、緊急逮捕の場合に、あとで裁判所から「緊急逮捕の要件がそなわっていない」と判断されたケースもかなりあると思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		15.0	35.0	50.0	(40)
〔項目. II 後. 145〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		14.3	23.8	61.9	(42)
〔項目. II 後. 146〕	あなたは、一般的に言って、緊急逮捕の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		47.6	21.4	31.0	(42)
〔項目. II 後. 147〕	それでは、とくに、「嫌疑の充分性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		58.1	16.3	25.6	(43)
〔項目. II 後. 148〕	それでは、とくに、「緊急性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		55.8	18.6	25.6	(43)
〔項目. II 後. 149〕	それでは、とくに、「逮捕の必要性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		62.8	14.0	23.3	(43)
〔項目. II 後. 150〕	それでは、とくに、「逮捕状請求までの時間的接着性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。				

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
64.3	16.7	19.0	(42)

それに対して、通常逮捕に関する〔表3.21〕のパターンは、若干異っている。すなわち、刑事たちの多数は、逮捕状が得られないケースがかなりあるとか増加しているとか考えていないだけでなく、逮捕状発行の要件に関する判断についても、過半数が、逮捕の必要性をめぐる判断がきびしくなりつつある、と考えているだけである。

表 3.21 通常逮捕をめぐる状況

〔項目. II 後. 151〕	あなたは、通常逮捕の場合に、裁判所から「逮捕状の発行を拒否された」ケースもかなりあると思いますか。	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
		9.3	32.6	58.1	(43)
〔項目. II 後. 152〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
		14.0	34.9	51.2	(43)
〔項目. II 後. 153〕	あなたは、一般的に言って、通常逮捕の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
		37.2	23.3	39.5	(43)
〔項目. II 後. 154〕	それでは、とくに、「嫌疑の相当性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
		38.1	28.6	33.3	(42)
〔項目. II 後. 155〕	それでは、とくに、「逮捕の必要性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
		51.2	23.3	25.6	(43)

しかし、以上を総合した場合には、やはり、刑事たちの間で優勢な認識は、現行犯逮捕・緊急逮捕と通常逮捕との間に程度の違いこそあれ、少な

くとも司法統制がきびしくなりつつあるというものであると言ってよいであろう。すなわち、捜査・取調の便宜のためのものでもある逮捕の要件が、徐々にではあれ、また、逮捕の類型によって差はあれ、厳格に判断される傾向にある、という認識は、多くの刑事たちに共通のものであろう。

さて、逮捕に成功すると、弁解を録取し、弁護人の選任権を告げなければならない。〔表3.22〕は、弁護人の選任およびその権利の告知が及ぼしている影響について、刑事たちの認識を尋ねたものである。それによれば、刑事たちの多数または過半数は、被疑者段階での弁護人選任が増加しつつあり、その場合の接見・交通の要求も増加しつつある、と考えている。

表 3.22 被疑者の権利行使

〔項目. II 後. 244〕	あなたは、「被疑者のときから弁護士がつく」ケースが、だんだん多くなってきていると思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	60.5	30.2	9.3	(43)
〔項目. II 後. 245〕	それでは、そのようなケースの場合、「接見交通の要求が、だんだんひんばんに出されるようになってきた。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	53.5	32.6	14.0	(43)
〔項目. II 後. 261〕	あなたは、「 <u>弁護人の選任権を告知したために</u> 、被疑者が弁護士を依頼した。」というケースが、だんだん多くなってきたと思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	41.9	30.2	27.9	(43)

しかし、〔表3.23〕によれば、そうであるからといって、犯人検挙の能力が妨げられているとは、感じていない。さらに、〔表3.24〕によれば、接見・交通の制限を求める見解を斥け、選任権告知廃止の主張を否定するだけでなく、被疑者段階での国選弁護人という制度の導入を支持さえしている。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

表 3.23 被疑者の弁護士選任と捜査能率

〔項目. II 後. 246〕	あなたは、「被疑者のときから弁護士がつくために、犯人検挙の能率がかなりさまたげられている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	9.5	35.7	54.8	(42)

表 3.24 被疑者の権利に関する評価・要求

〔項目. II 後. 247〕 それでは、「被疑者のときから弁護士がつくのは、権利意識が育っている証拠で、むしろ好ましいことだ。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
35.7	45.2	19.0	(42)

〔項目. II 後. 248〕 それでは、「少なくとも勾留前の72時間は、弁護士との接見交通ができないようにすべきだ。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
11.6	32.6	55.8	(43)

〔項目. II 後. 249〕 それでは、「将来、公判のときの被告人と同じように、一定の場合に、被疑者のときから国選弁護士がつくようになったとしても、それはやむをえない。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
51.2	30.2	18.6	(43)

〔項目. II 後. 262〕 それでは、「弁護人の選任権があることはよいとしても、その告知は廃止すべきだ。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
3.6	14.3	82.1	(28)

また、権利告知にあたって採るべき方法を尋ねたところ、〔表 1.1〕の〔項目311〕から明らかなように、刑事たちの多数は、慎重な意識を示しているのである。

ところが、被疑者段階での弁護士選任が取調への立会権に発展させられることは、刑事たちの過半数が反対するところである。それは、〔表 3.25〕に示されている。立会権が導入されると犯人検挙の能率が低下する、

と予測し、その導入に反対しているのである。

表 3.25 取調への弁護士会の立会

[項目. II 後. 438] あなたは、もし、「弁護士の立会がなければ、自供を証拠にすることはできない。」ということになれば、犯人検挙の能率は、かなりさまたげられると思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
56.1	31.7	12.2	(41)

[項目. II 後. 439] それでは、そのようなシステムになってもやむをえないと思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
10.0	32.5	57.5	(40)

弁護人選任とその権利告知に関する以上の知見を要約すると、次のように述べてよいであろう。すなわち、それらに関する多くの刑事たちの肯定的評価は、それらの現状が捜査の核心である取調に直接影響することがない態様のものであることによるのであって、そのことからまた、多くの刑事たちにとっての逮捕の主要な機能が、被疑者に対する取調を可能にすることにあることが、わかるのである。

最後に、送致をめぐる意識を整理してみよう。現在の制度では、逮捕後48時間以内に身柄を検察官に送らなければならないが、〔表3.26〕によれば、刑事たちの多数は、現在の制度が検挙能率を妨げていることを、肯定も否定もしていない。しかし、〔表3.27〕によれば、彼らの多数または過半数は、送致後は身柄が検察官のもとに留められることになったり、送致までの制限時間が短縮されると、検挙能率が妨げられるであろう、と予測しているし、制限時間の短縮には、はっきりと反対している。

表 3.26 送致の現状

[項目. II 後. 268] それでは、「送致に関する現在のシステムでも、犯人検挙の能率はかなりさまたげられている。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
21.4	42.9	35.7	(42)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

表 3.27 送致改革の効果と評価

〔項目. II 後. 264〕	それでは、もし、「送致と同時に、身柄もすべて自動的に検察庁に移される。」というシステムになったとすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		58.1	23.3	18.6	(43)
〔項目. II 後. 265〕	それでは、「そのようなシステムになったとしても、やむをえない。」と思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		20.9	39.5	39.5	(43)
〔項目. II 後. 266〕	それでは、もし、送致までの時間が「24時間に減らされた」とすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		74.4	14.0	11.6	(43)
〔項目. II 後. 267〕	それでは、「そのように減らされたとしても、やむをえない。」と思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		9.3	30.2	60.5	(43)

送致をめぐるそのような意識もまた、逮捕は取調の機会を確保するためのものである、とする基本的な意識を反映していると、考えてよいであろう。

以上が、逮捕段階に関する調査票データである。刑事たちの多くは、逮捕をめぐる司法判断がきびしくなりつつあると同時に、被疑者段階での弁護士選任が増加しつつあると感じているが、それによって検挙能率が低下しているとは考えていないし、被疑者段階での国選弁護人の導入を肯定しさえする。しかし、それは、彼らが逮捕の主要な機能であると考えている、取調の便宜を害さない限りにおいてなのである。

(3)要約

多くの刑事たちにとって、逮捕の主要な機能は、被疑者自身に対する取

調の機会を確保することである。その意識の背後には、被疑者の供述がなければ捜査が進展しないとか、被疑者を取り調べてはじめて捜査が核心に達するとかいう発想を、窺うことができよう。そのような意識を前提とすることによって、私が見聞した、逮捕段階での一般的な積極性の基礎を、理解することができる。

ところが、そのような意識や積極性は、必ずしも、自身の行動の正当性に対する、法解釈または価値判断のうえでの確信に支えられたものではない。むしろ、能率的な犯人検挙にとって道具的に適合した捜査行動であるがゆえに、認容され、採られていると、考えられる。

そうであるとする、法規と捜査行動の関係についての多くの刑事たちの基本的な発想は、正当性に関する自身の確信のいかんにかかわらず、可能なかぎり積極的な行動を採りはするが、それは、ただちには違法とされない程度に内輪なものでなければならない、というものであろう。したがって、緊急逮捕に関して見聞したように、事後的に批判されるおそれがあると感じる場合には、おおむねひそかにではあれ、幹部の方針をも批判するのである。

しかし、そうであるからといって、幹部の積極的な指示に反して、あえて慎重に行動する刑事たちは見られないのである。

第4項 要約

警察学校における教育からは、警察内部のタテマエとしての考え方の、かなりの慎重さが窺われた。その慎重さは、本部から警察署への指示にも現れていた。

ところが、幹部たちの言動を観察してみると、彼らの意識と行動には、慎重さと積極性が混在していることが、わかる。緊急逮捕の意外な多用は、後者の要素が現れる、ひとつの場合である。それは、暴力犯捜査における搜索・差押の特異な用法と同じく、身柄確保が困難な状況に直面して、それを可能にする方法として採られていると、考えられる。

他方、刑事たちの多くは、被疑者の取調を確保するための逮捕に関し

て、より単純に積極的な意識を持っている。しかし、彼らは自ら逮捕状を請求することはできないから、彼らの積極性は、逮捕現場での行動、弁解録取、逮捕後の取調、などの場面において、幹部が持つ積極性の側面のみを増幅する方向で、働くであろう。

しかし、その積極性は、必ずしも、正当性への確信を伴うものではない。むしろ、道具的な適合性のゆえに採られている、と考えられる。したがって、裁判官から批判されるかもしれないと感じている場合には、正当性への懐疑からではなく、実務上の危惧感から、幹部の指示に対しても、疑問をいただく。しかし、そうであるからといって、幹部の積極的な指示に反することはない。

ちなみに、緊急逮捕の制度は、とくに憲法との関係で、解釈上の重要な論点となっていた。⁽¹⁾ その意味では、本部が慎重な行動を指示し、刑事たちが問題性を自覚しているのは、少なくとも実務上は、妥当なことである。

また、緊急逮捕を予定しつつ任意出頭を求め、自供を待って緊急逮捕に切り換えるという方法は、警察内部でのタテマエ的な解釈によっても、問題視されうるであろう。たとえば、警察庁のある幹部は、「現行犯逮捕類似のものとする説……のほうが実務の実際に適合している」とし、また、「被疑者を任意取調しているうちに逃亡の意図あるいは罪証隠滅の底意を発見することがある。しかも被疑者は刑訴 198 条の原則によりいつでも退去することができ、通常逮捕状請求の余裕を得られない場合がある」と論じているが、⁽²⁾ このような観点に立っても、私が見聞いた方法は、ただちには正当視されないであろう。

かくして、刑事たちをして幹部よりも一面的により積極的な意識を持たせる要因を探求すると同時に、幹部をしてそのように問題視されうる捜査方法を指示させる要因をも、探求しなければならない。

(1) 森井 暉「緊急逮捕の合憲性・要件」熊谷 弘・他（編）『捜査法大系』I、日本評論社、1972、104～114 ページ。

(2) 金子仁洋「緊急逮捕の運用」熊谷 弘・他（編）『捜査法大系』I、日本評論

社、1972、91～103ページ。

第6節 勾留

警察官から書類・証拠物とともに身柄の送致を受けた検察官は、留置の必要があると考えるときは、24時間以内に、裁判官に対して勾留を請求しなければならない。したがって、勾留に直接関与する捜査官は検察官であって、警察は、検察官に勾留請求を依頼する立場にあるにすぎない。

しかし、送致後と同様、勾留後も、警察の捜査は続けられる。そして、勾留によって身柄は確保されるのであるから、警察官としても、勾留に対しては重大な関心を抱かざるをえない。しかも、留置場を監獄に代用しうるとする監獄法1条3項の規定によって、勾留中も引き続き警察署内に身柄を確保することが可能であるとすれば、逮捕の主要機能を取調のための身柄確保にあると考える刑事たちは、当然に、留置場への勾留を期待し、留置場での勾留をいかに取調のために利用するかに、腐心するであろう。

そこで、以下において、勾留、勾留場所、勾留の利用法、などをめぐる意識と行動を、記述してみよう。

第1項 警察学校での知見

警察学校においては、勾留請求が警察官の権限でない事情を反映してか、勾留に関する講義や演習を聴く機会はなかった。ただ一度、初級幹部科のあるクラスで、教官が、「(本命として目ざしていた事件ではなく、別の) 贓物事件で引っぱってきたところ、〇〇刑務所に勾留されてしまった。そこで、贓物(の件について)は釈放し、左がかった裁判官なので、(手続を整えて)本件(本命の事件)で(逮捕状を)請求して、代用監獄(すなわち留置場)に勾留してもらった」と発言したのを聞いたことがあるだけである。

しかし、その発言は、さまざまなことを示唆してくれる。たとえば、とにかく身柄を確保するために、合法・違法は不明ではあるが、いわゆる別件で逮捕することがあること、そのような逮捕の目的が、本命の事件に関

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

して被疑者を取り調べることにあらししいこと、そのような取調の便宜のためには、いわゆる代用監獄に勾留してもらわなければならないと考えられていること、そして、検察官に請求権があるはずの勾留が、ほとんど警察のためのものであるかのように感じられているらしいこと、などを窺うことができる。とくに、取調の便宜のために代用監獄への勾留が期待されることは、校内の自習室で聞いた、「代用監獄が使えなくなって、取調が不便になった。とくに、少年は、完全にアウト」という、ある正科生（警部補）の発言からも、窺われる。

かくして、以下においても、これらの諸点に留意しつつ、データを整理していくことにしよう。

第2項 幹部

ここでは、私が実際に見聞したところに従って、幹部たちの意識と行動を記述しよう。

まず、勾留が、逮捕理由および勾留理由とされた事件以外の事実、いわゆる余罪の取調のために利用されることもあることは、明らかである。たとえば、〔ケース17〕において、「(逮捕理由とされた事件の)勾留期限が切れるから、(余罪とされている事件についても)少なくともX(逮捕されている被疑者)と、さらにY(余罪における教唆者と目されている者)については、何とかしたい」と述べられているが、それは、勾留期間が主として余罪の捜査・取調に費されたことを、示唆している。

勾留の利用目的が、主として警察による捜査・取調を続行することにあるとすれば、警察官が、勾留をあたかも警察の権限に属するものであるかのように語るようになるのは、当然のことであろう。たとえば、〔ケース10〕における、「〇〇(逮捕された被疑者)は勾留請求しますよ」という発言に見られるように。

しかし、かりに勾留がほとんど警察のためのものであると考えられていても、その請求権は、あくまで検察官にある。そこで、警察側は、資料を整えて、検察官に勾留請求を依頼しなければならない。その資料作成に

は、もちろん刑事たちがあたるのであるが、それは、幹部の指示によって行われる。たとえば、〔ケース9〕においては、幹部の指示によって、刑事たちが、被疑者が家出中であることの裏付をその母親から取ろうと、出かけて行ったのである。

かくして作成される、幹部から署長への指揮伺の書類と、幹部から検察官への勾留請求依頼の書類には、勾留利用に関する幹部の考えが反映されている、と見てよいであろう。そこで、生のデータは提示しなかったケースであるが、テレビを盗んで通常逮捕された19才の自動車運転手に関してそれらの書類を見ることができたので、その内容を引用してみよう。まず、署長あての、「被疑者の勾留方について」と題された指揮伺では、「……余罪2件を自供している（ので）……赃品の……処分先の裏付のため引当り捜査の必要から、当署に勾留が必要」「……証拠いんめつと逃走のおそれが認められるので、勾留の上、取調裏付捜査の必要」と述べられている。また、検察官あての少年事件送致書には、「……余罪2件が認められ、……自供しているが、証拠いんめつ、逃走のおそれが認められるので、取調裏付の必要（があり）……当署勾留方をお願い」と書かれているし、同じく「少年被疑者の勾留方について」と題する書類では、「引続き捜査並びに取調べの必要があるので、当署に勾留方願いたい」と述べられている。たしかに、勾留の法律上の要件を意識して、「証拠いんめつ、逃走のおそれが認められるので」とは記されているが、それは、「取調裏付の必要」があるという主張の根拠として述べられているものであることに、注意しなければならない。すなわち、幹部たちは、勾留を捜査・取調の便宜のためのもの、とくに余罪の捜査・取調の便宜のためのものであると考えており、また、そのような意識に従って利用している、と考えられる。もっとも、警察からそのように依頼された検察官が、裁判官に勾留を請求するにあたって、たとえば、主として余罪の捜査・取調に目的があることを、どの程度明らかにしているのかは、不明であるが。

さらに、以上の引用から、捜査・取調、とくに余罪のそれへの関心か

ら、留置場への勾留が期待されていることも、推測されよう。この点に関して、「代用監獄は、引当たり、その他の関係で、被疑者の利益であることを明確にできれば、(裁判官は)認めているのではないか。拘置所では被疑者が不利益をこうむる、という観点」と述べて、被疑者に有利であることを強調していた幹部もあるが、その幹部自身、具体的な場面では、たとえば、少年が被疑者となった〔ケース10〕での、「いずれにせよ、こっちに勾留はつかないね。鑑別所だね。18才だと(留置場への勾留の可能性があるから)いいんだけど」「観護措置(すなわち、鑑別所に送られること)になることは、まずないだろう」から窺われるように、捜査・取調の便宜の観点からの関心を、隠してはいないのである。

かくして、幹部は、勾留を、捜査・取調、とくに余罪の捜査・取調の便宜のためのものととらえており、そのような意識に基づいて、検察官に勾留請求を依頼し、また、勾留を利用すべく、刑事たちを指揮している、と考えてよいであろう。

第3項 刑事

(1) 観察によって

刑事たちもまた、勾留があたかも警察のためのものであるかのような語り方をする。たとえば、ある盗犯係刑事は、勾留請求を却下された経験について、「勾留請求したところ、裁判所から呼び出された。(任意出頭の求めに対して逃げ出した被疑者が転倒したので)手をかけて引きおこした時点で、強制処分だという。違法逮捕という理由で、勾留請求却下。手をかけた時点から算定して、72時間(逮捕から勾留請求までの制限時間)すぎたという。あとから逮捕状が出たではないか(緊急逮捕)と主張して、準抗告。棄却された」と述べていたし、〔ケース10〕では、「〇〇(被疑者)の勾留が取れた(盗犯係)と語られ、〔ケース11〕では、「勾留を取りたいということ」「勾留が取りやすいから」「勾留請求するつもり」などの語り方(盗犯係)がなされている。

そのような語り方は、勾留の利用法に関する刑事たちの意識と行動を集

約しているものと、みることもできよう。その利用法は、たとえば、〔ケース4〕における、「大体自供しはじめたが、まだアイマイなどところがある。まだ、つかまって間がないからね。1週間もすればやわらかくなるんだが。なにしろ、刑務所に3回も入った前科9犯だからねえ。こっちの手のうちも知っているし」という発言（盗犯係）や、「半月くらいかけて、じっくりやってやる。起訴後は、1カ月くらいかけて料理してもいいし」（盗犯係）という発言、〔ケース11〕における、「勾留を取って2、3日もすれば、こっちのペースに乗ってくると思うけどね」「余罪の方の自供内容と被害内容が食い違っているの、その点を詰めなければならない。（勾留請求依頼の理由を）別件捜査のためなんて書けないからね」「余罪の方は、まあボチボチとね。ゆっくりやりますよ」（すべて盗犯係）などの発言、〔ケース23〕における、「ピストル（をつきつけて脅した事件）のやつを再勾留が取れた。……動機関係がはっきりしないわけさ。『金が目的でやりました』という調書にしたいんだけど、否認してるのさ」（暴力犯係）という発言、などから窺うことができる。

すなわち、長期の身柄拘束によって被疑者の抵抗を和らげつつ、期待される内容の自供を獲得して、できるだけ多くの余罪を解決したい、ということになる。また、起訴後の勾留中も取調を続行する意図がありうること、検察官に対する勾留請求依頼の際には余罪に関する捜査・取調の必要性を理由に掲げてもよいと考えられているらしいこと、そして、たしかに、事実上の目的が期待された自供を獲得することにある場合でも検察官が再勾留を取ってくれていること、などにも、注意すべきである。

そこで、どのような理由を示せば検察官は勾留を請求してくれると考えているのか、さらにデータを探っていこう。そうすると、たとえば、次のような知見が得られる。すなわち、〔ケース3〕における、「自動車盗で緊逮し、（トラックに積まれていた）鉄筋は余罪として処理する」「鉄筋は、勾留請求の材料にする」（当時は派出所、のちに強行犯係）という発言、〔ケース11〕における、「クビになっているから、逃亡のおそれがあると

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

いうことで、勾留請求するつもり」「執行猶予中だから、(勾留が)取れるでしょう」「(盗犯係)という発言と、「(逮捕理由になった事実を)否認してくれた方がよかったね。そうすれば、勾留が取りやすいから」(盗犯係)という発言、[ケース12]における、「否認していれば、勾留も取りやすいしね」(盗犯係)という発言、などである。また、「大体、すぐに取調が終わると勾留が取れなくなるから、わざと供述を取り残しておいて、『さらに捜査の必要がある』ということにするんだから」と語ってくれた盗犯係刑事もあった。法律上の勾留の要件である「逃亡のおそれ」が挙げられていることは当然であるが、そのほか、否認していること、余罪があること、継続捜査の必要性、などを理由としても勾留を請求してもらえると考えられており、場合によっては、勾留を請求してもらうために、意識的に捜査・取調を遅らせて、継続捜査の必要性を作り出したり、逮捕時にすでに明らかになっていた事実の一部を伏せておいて、余罪捜査の必要性を作り出すこともある、とさえ考えられているわけである。そうであるとする、任意捜査期間や、警察による身柄拘束期間である48時間中にできるだけ捜査・取調を終えるという方針ではなく、はじめから勾留期間をあてにして捜査・取調を進めるということも、ありうると推測される。

しかも、そのような理由を掲げることによって勾留を請求してもらえると考えている刑事たちは、検察官自身が、刑事たちに対して、それに一致した方向で勾留を利用することを期待している、と考えてもいるらしい。たとえば、[ケース23]においては、「(再勾留を取ってくれた)検事が、『あと1週間ぐらい、ガンバッテミレッ』とき。動機関係ははっきりしないわけさ」(暴力犯係)と述べられているが、この刑事は、検察官が、動機を明らかにするために、再勾留期間を使って自供を追及するよう期待している、と認識しているわけである。

このように、刑事たちも、勾留を、捜査・取調の便宜、とくに余罪の捜査・取調の便宜のための制度としてとらえており、その点では、幹部たちと同様である。しかし、自らは、一方では勾留請求依頼に直接は関与しな

いが、他方では勾留中の取調を直接に担当する、という地位にあることを反映してか、刑事たちの言動には、身柄拘束を利用して被疑者の心理に働きかけ、期待される自供に結びつけよう、というニュアンスが強い。

さて、勾留は捜査・取調の便宜のためのものであるが、最も便利なのは、被疑者を自らの手もとに置くことである。たとえば、〔ケース11〕における、「(勾留請求を依頼し)あとは、拘置所へ持っていかれないようにお願いしているわけです」(盗犯係)という発言は、留置場での勾留への関心を、よく示している。

また、刑事たちは、その関心が、捜査・取調の便宜、余罪追及の便宜、などへの期待に基づくものであることを、隠そうとはしない。たとえば、自己の経験を語って、「思い切って署の留置場へ入れてくれと勾留請求したら、拘置所へ持っていかれてしまった。(拘置所では)まったくやりにくいもね。代用監獄だと、いつでも出したり入れたりできるしね」(当時は派出所、のちに強行犯係)という者があるし、〔ケース3〕では、「まだ余罪があるはずだということで、留置場に入れてある」(盗犯係)という発言が見られる。

さらに、刑事たちが認識しているところによれば、そのような捜査・取調の便宜は、起訴によってただちに失われるわけでもないようである。たとえば、〔ケース17〕における、「Xは第2事件(逮捕の理由とされた事件)で起訴されたが、まだ留置場にいる。起訴されると当然に拘置所へ行くわけではない。検事から『移監せよ』という移監指揮書が出る。(逆に)勾留を拘置所に持っていかれた場合も、検事の指揮書で留置場へ持ってきてもらえる」(強行犯係)という発言によれば、起訴後もしばらくは被告人が警察署内にとどまっているし、拘置所から留置場への移監に同意してくれる裁判官もあるかのようである。

ちなみに、留置場に勾留することが捜査・取調にとっていかに便利であるかは、たとえば、〔ケース12〕から、十分に窺うことができる。

このように見てくると、留置場への勾留を含む勾留制度一般の目的を、

捜査・取調の便宜、とくに余罪追及に関するそれであるとする点において、幹部たちの意識と刑事たちの意識は、基本的に同一である。しかし、すでに指摘したように、刑事たちの言動は、被疑者の供述の追及を強調しがちであることで、ひとつの特色を示している。そのことは、刑事たちが勾留請求を直接に依頼する権限を持たず、与えられた勾留を利用した捜査・取調をその任務としていることを考えると、とくに重視されるべきであろう。

(2)調査票によって

勾留をめぐる刑事たちの意識を、調査票に対する彼らの回答によって、さらに見ていこう。

まず、勾留の機能に対する彼らの考えを尋ねた結果が、〔表3.28〕である。

表 3.28 勾留の必要性

〔項目. II 後. 279〕	あなたは、一般的に言って、勾留は、 <u>実際のところ</u> 、どんな意味で必要だと思いますか。まず、「 <u>捜査のつめを十分に行う</u> 」という意味で必要だと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		76.7	14.0	9.3	(43)
〔項目. II 後. 280〕	それでは、「 <u>余罪捜査を行う</u> 」という意味で必要だと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		62.8	20.9	16.3	(43)
〔項目. II 後. 281〕	それでは、「 <u>罪証いんめつの防止</u> 」という意味で必要だと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		79.1	18.6	2.3	(43)
〔項目. II 後. 282〕	それでは、「 <u>被疑者自身に対する取調</u> 」という意味で必要だと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		67.4	23.3	9.3	(43)

〔項目. II 後. 283〕 それでは、「逃亡の防止」という意味で必要だと思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
81.4	16.3	2.3	(43)

〔項目. II 後. 286〕 あなたは、「勾留してはじめて、本格的な捜査が始まるのだ。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
20.9	27.9	51.2	(43)

これによれば、刑事たちの多数は、証拠いん滅の防止や、逃亡の防止と並んで、捜査のツメを十分に行うこと、被疑者自身を取り調べること、余罪捜査を行うこと、なども、勾留を必要とする理由として認めている。勾留の法定の要件である証拠いん滅や逃亡の防止が挙げられるのは、当然のことであるから、刑事たちの多数にとって、そのような要件を掲げることによって与えられる勾留の実際上の利用目的は、捜査・取調の便宜、とくに余罪に関するそれにあると考えてよいであろう。彼らの過半数は、勾留によってはじめて捜査が本格化するわけではない、と答えているが、そうであるとしても、たとえば自供追及を通しての余罪解明に生かしたいと考えていることには、違いがない。

同様にして、留置場に勾留することの機能に関しても尋ねてみた。〔表 3.29〕である。

表 3.29 拘置所における勾留の問題点

〔項目. II 後. 302〕 あなたは、「拘置所が勾留場所」になると、どんな点で問題が出てくると思いますか。まず、「被疑者との人間関係が作りにくくなる。」点が問題だと思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
53.5	32.6	14.0	(43)

〔項目. II 後. 303〕 それでは、「弁護士や家族との接見交通がひんぱんになる。」点が問題だと思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
20.9	37.2	41.9	(43)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

〔項目. II 後. 304〕 それでは、「拘留所には取調のための施設がない。」点が問題だと思いませんか。

はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
51.2	27.9	20.9	(43)

〔項目. II 後. 305〕 それでは、「捜査が長引いて、被疑者にとって不利益になる。」点が問題だと思いませんか。

はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
30.2	44.2	25.6	(43)

〔項目. II 後. 306〕 それでは、「必要なつど取調や引あたりなどをしたくても、思うようにできなくなる。」点が問題だと思いませんか。

はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
76.7	23.3	0	(43)

〔項目. II 後. 307〕 それでは、「証拠いんめつが防ぎにくくなる。」点が問題だと思いませんか。

はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
41.9	39.5	18.6	(43)

それが、証拠いん滅の防止や被疑者の利益のために必要であるかという問に対しては、肯定・否定いずれの方向でも多数意見は形成されていないが、刑事たちの多数または過半数は、取調を円滑にする被疑者との「人間関係」の形成、取調のための施設が利用しうること、取調や引当たりの便利さ、などのためには必要であると考えている。多くの刑事たちにとって、留置場への勾留は、勾留制度一般にも増して、能率的な捜査・取調のために活用すべき機会なのである。

それでは、そのように利用すべき勾留についての司法統制の実情については、どう考えられているであろうか。まず、勾留自体に関する〔表3.30〕を見よう。そうすると、刑事たちの多数が、勾留の要件に関する判断が全面的にきびしくなりつつあると認識しているだけでなく、過半数の者が勾留が認められないケースも増加しつつある、と認識していることが、わかる。

表 3.30 勾留請求をめぐる状況

〔項目. II 後. 272〕	あなたは、裁判所から「勾留請求を拒否される」ケースも、かなり多いと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		46.5	32.6	20.9	(43)
〔項目. II 後. 273〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		51.2	32.6	16.3	(43)
〔項目. II 後. 274〕	あなたは、一般的に言って、勾留の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		62.8	18.6	18.6	(43)
〔項目. II 後. 275〕	それでは、とくに、「住居の不定性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		55.8	25.6	18.6	(43)
〔項目. II 後. 276〕	それでは、とくに、「罪証いんめつのおそれ」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		69.8	18.6	11.6	(43)
〔項目. II 後. 277〕	それでは、とくに、「逃亡のおそれ」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		60.5	23.3	16.3	(43)
〔項目. II 後. 278〕	それでは、とくに、「勾留の必要性」の要件がきびしくなってきたと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		62.8	27.9	9.3	(43)

もっとも、〔表3.31〕によれば、勾留場所を留置場にすることが否定されるケースが増加しつつある、という多数意見は存在しない。また、〔表3.32〕によると、現在の司法統制によって検挙能率が妨げられているとする

多数意見も形成されてはいない。

表 3.31 勾留場所をめぐる状況

〔項目. II 後. 297〕	あなたは、たとえ勾留が認められた場合でも、「拘置所が勾留場所になる」ケースがかなり多いと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		44.2	39.5	16.3	(43)
〔項目. II 後. 298〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		42.9	40.5	16.7	(42)

表 3.32 勾留の現状と捜査能率

〔項目. II 後. 269〕	警察から送致を受けた検察庁は、24時間以内に勾留を請求しなければなりません。あなたは、「現在のよう	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	に24時間あっても、犯人検挙の能率はかなりさまたげられている。」と思いますか。	16.3	41.9	41.9	(43)
〔項目. II 後. 291〕	あなたは、「現在でも、勾留やその延長・再延長に関する規制が、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	と思いますか。	46.5	25.6	27.9	(43)
〔項目. II 後. 299〕	それでは、「拘置所が勾留場所にされるために、犯人検挙の能率がかなりさまたげられている。」	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	と思いますか。	46.5	34.9	18.6	(43)

しかし、さらに、勾留請求までの制限時間や、勾留期間の短縮、あるいは、留置場への勾留の廃止による影響を予測してみると、刑事たちの多数または過半数は、検挙能率が低下するであろうことを認める。〔表3.33〕に見られる通りである。

表 3.33 勾留制度改革の効果

〔項目. II 後. 270〕	それでは、もし、勾留請求までの時間が「12時間に減らされた」とすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。			
	は い	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	51.2	27.9	21.0	(43)
〔項目. II 後. 292〕	それでは、もし、「勾留の期間が5日に減らされ、延長・再延長はまったく認めない」というシステムになったとすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。			
	は い	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	67.4	23.3	9.3	(43)
〔項目. II 後. 300〕	あなたは、もし、「勾留場所はすべて拘置所にする」というシステムになったとすれば、「犯人検挙の能率は、かなりさまたげられる。」と思いますか。			
	は い	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	53.5	30.2	16.3	(43)

また、〔表3.34〕によれば、刑事たちの多数は、勾留請求までの制限時間の短縮に反対するのみか、余罪捜査の必要性がある場合や、被疑者が否認している場合には、当然に勾留することを求めている。

表 3.34 勾留制度改革の評価・要求

〔項目. II 後. 271〕	それでは、「そのように減らされたとしても、やむをえない。」と思いますか。			
	は い	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	11.6	34.9	53.5	(43)
	注 「そのように」とは、〔表3.33〕〔項目. II 後. 270〕の、「勾留請求までの時間を12時間に減らす」ことである。			
〔項目. II 後. 289〕	あなたは、「余罪捜査の必要性があれば当然に、勾留やその延長・再延長を認めるべきだ。」と思いますか。			
	は い	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	60.5	18.6	20.9	(43)
〔項目. II 後. 290〕	それでは、「被疑者が黙秘している場合は当然に、勾留			

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

やその延長・再延長を認めるべきだ。」と意思ですか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
74.4	16.3	9.3	(43)

〔項目. II 後. 301〕 それでは、「そのようなシステムになっても、やむをえない。」と意思ですか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
18.6	41.9	39.6	(43)

注 「そのようなシステム」とは、〔表3.33〕〔項目. II 後. 300〕の、「勾留場所はすべて拘置所にする」というシステムである。

留置場への勾留に関しても、〔表 3.35〕から明らかなように、その廃止に反対する多数意見の形成は見られないものの、余罪捜査や自供追及のために当然にそれを認めようとする主張は、刑事たちの多数が支持している。

表 3.35 勾留場所に関する改革の評価・要求

〔項目. II 後. 308〕 あなたは、「黙秘している場合には当然に、留置場での勾留を認めるべきだ。」と意思ですか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
62.8	27.9	9.3	(43)

〔項目. II 後. 309〕 それでは、「余罪捜査の必要がある場合には当然に、留置場での勾留を認めるべきだ。」と意思ですか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
67.4	23.3	9.3	(43)

同じ方向の意見は、勾留および勾留場所の判断における警察の発言権に関しても、多数または過半数が支持している。〔表3.36〕である。

表 3.36 警察判断への権威の要求

〔項目. II 前. 99〕 それでは、「勾留するかどうかの判断」については、どうですか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
51.2	23.3	25.6	(43)

〔項目. II 前. 100〕 それでは、「勾留場所をどこにするかの判断」につい

ては、どうですか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
69.0	19.0	11.9	(42)

注 [項目. II 前. 97] の、「『その被疑者に関する捜査を担当した警官の判断に、もっと直接的な権威を持たせるべきだ。』と思うことはありませんか」という質問に続く項目である。

かくして、[表3.31] [表3.32] のデータにもかかわらず、刑事たちの多くは、勾留一般および留置場への勾留を、捜査・取調、とくに自供追及を通しての余罪解明のための制度としてとらえており、また、そのように利用しようと考えている、と言ってよいであろう。とくに、司法統制がきびしくなりつつあるとすれば、与えられた貴重な勾留を最大限に活用すべく、積極的な捜査・取調が行われることであろう。

ちなみに、[表3.37] によれば、刑事たちの多数は、勾留に慎重な検察官が増加しつつあると認識してはいるが、そのような検察官を、捜査官として好ましくないとは考えていない。その評価を上記の結論と矛盾しない形で説明できるかどうかは、ひとつの問題ではある。しかし、それにもかかわらず、他のデータから上記の結論を導くことは、不当ではないであろう。

表 3.37 勾留をめぐる検察官の評価

[項目. II 後. 287] あなたは、「勾留やその延長・再延長の請求に慎重な検察官が多くなってきた。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
62.8	32.6	4.7	(43)

[項目. II 後. 288] それでは、そのような検察官は、「捜査官として好ましくない。」と思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
16.3	20.9	62.8	(43)

(3)要約

多くの刑事たちにとって、勾留制度は、捜査・取調の便宜のための制度である。その基本的な発想において、幹部たちと刑事たちは一致してい

る。しかし、刑事たちは、自身の手もとに被疑者を長期間拘束することによって、いわゆる「人間関係」を作りあげ、あるいは、被疑者の心理に働きかけて抵抗を軟化させ、期待された供述を獲得して、とくに余罪を解明する、という目的を、幹部たちには見られなかった明快さで語る。その意味で、刑事たちにとって、勾留利用の核心は、自供を通しての余罪解明にあると考えられる。また、そのような目的を示すことによって検察官に勾留を請求してもらうことができると考えられており、その認識に従って、捜査の初期から、自供追及と余罪解明の少なくとも外観を作り出すべく、工夫がこらされることもありうるわけである。

第4項 要約

以上のデータによれば、幹部たちも刑事たちも、勾留一般および留置場での勾留を、捜査・取調の便宜のためのもの、とくに余罪に関する捜査・取調のための制度であるかのようにとらえている。しかも、とくに刑事たちには、長期の身柄拘束による「人間関係」の形成や抵抗の軟化を通しての自供獲得による余罪解明、という観点が窺われる。

そして、幹部から検察官への勾留請求依頼の際には、勾留の法定の要件である、証拠いん滅や逃亡の防止とならんで、被疑者が否認していることや、余罪追及の必要性が、理由として掲げられている。

もっとも、検察官から裁判官への勾留請求の際に同じ理由づけが行われているかどうかは、明らかではない。勾留の法定の要件は、刑事訴訟法60条所定のものに限られており、そこに、余罪捜査や取調の必要性は含まれていないのである。

しかし、少なくとも勾留請求依頼の際の実質的理由が上記のようなものである場合においても、勾留、勾留延長、留置場への勾留、拘置所から留置場への移監、などが検察官によって請求されることがありえ、また、裁判官によって認められることがありうるのは、事実と考えられる。そして、幹部たちは、与えられた勾留の上記の実質的理由に従った活用を指揮し、刑事たちは、自らもその方向での積極的な意識を持ちつつ、幹部の積

極性をむしろ増幅する方向で、実際の捜査活動にあたっているわけである。しかも、刑事たちのその積極性の一環として、逮捕当初からすでに勾留期間の利用を期待しつつ、供述を取り残しておいたり、犯罪事実の一部を伏せておくなどして、否認と余罪という、勾留請求依頼への理由を作り出す工夫がなされることも、ありうると考えられる。

それでは、このような事実は、勾留をめぐる現実に展開されていた法律論のスペクトラムの中で、どのような位置を占めるのであろうか。

まず、勾留を認めるにあたって、余罪の捜査・取調の必要性が正当な理由とされているかどうか、を検討してみると、逮捕事実をA、勾留の實質の対象をBとした場合、A・B両方を掲げると勾留できることに異論はないが、B事実のみでは勾留できないことに、実務は固まっていた⁽¹⁾という。そうであるとする、私が見聞しえたケースのほとんどでは勾留が認められていたのであるから、検察官は、警察からの勾留請求依頼の實質的理由が余罪にあった場合でも、逮捕事実のみを理由とするか、逮捕事実と余罪の両方を理由として請求したものと、推測しなければならない。

しかし、検察官の請求方法がどのようなものであれ、私が見聞しえた実態が明らかとなっていれば、かりに上記の実務によっても、問題性が感じられずにはすまなかった事例が、必ず存在したことであろう。なぜならば、勾留請求依頼の實質的理由がもっぱら余罪の捜査・取調にある事例や、当初はそうでなくても、少なくとも事後的にはもっぱら余罪捜査のために勾留を活用する事例がありえたことは、私の見聞によるかぎり、否定することができないからである。

それでは、勾留延長を認めるにあたって、余罪の捜査・取調は正当な理由とされているであろうか。この点については、最高裁の判決があって、刑事訴訟法208条2項の「やむを得ない事由」とは、事件の複雑困難、証拠蒐集の遅延もしくは困難等により勾留期間を延長して更に捜査しなければ終局処分が困難な場合をいい、その存否の判断には、牽連する事件も相当の限度で考慮に入れることができる（最三小判昭和37・7・3、民集

16・1408)と判示していた。そうすると、余罪がもっぱら理由となっている場合はもちろん、逮捕事実と余罪の両方が理由となっている場合でも、両者が牽連関係にない場合には、問題視されえたであろう。また、この問題に関する実務の大勢を整理したものによれば、余罪を取り調べなければ最初の勾留の理由となった事実について起訴・不起訴を決定できない場合には、余罪を理由とする勾留延長が認められるが、勾留の理由となった事実勾留の理由や必要性がなくなれば、余罪の関係でいかに必要であっても勾留は取り消されるべきで、余罪の取調のために必要であるという理由のみでは、勾留延長をすることはできないという点で、実務上ほとんど異論を見ない、としていた⁽²⁾。そして、どのような場合が、余罪を取り調べなければ最初の勾留の理由となった事実について起訴・不起訴を決定できない場合に当たるかという点、たとえば、余罪を立証することによって勾留事実の犯意や犯罪計画全体が立証される関係にある場合や、勾留事実のみでは起訴に値しないが、余罪と併合すれば起訴に値するようになる関係にある場合などが、それにあたりとされており、それらの中では、前者は稀有⁽³⁾であって、実務上問題となるものの多くは、後者であったという。すなわち、少なくとも牽連関係がない場合には、それらの事例にあたることを主張しなければならないことになったであろう。

ところが、私が見聞しえたかぎりでは、勾留延長請求が斥けられたケースはなかった。そうであるとする、検察官は、余罪を取り調べなければ勾留事実の起訴・不起訴を決定できないという主張を行うか、もっぱら勾留事実について、勾留延長請求理由の圧倒的多数を占めるとされる被疑者取調未了や共犯者取調未了を主張していた、と推測しなければならない⁽⁴⁾。

なるほど、たとえば〔ケース17〕などは、余罪を立証しなければ勾留事実の犯意が立証できないという、稀有の事例にあたっていたのかもしれない。しかし、ここでもまた、検察官の主張の仕方がいかなるものであれ、実質的な利用目的・利用態様が明らかになっていさえすれば、実務の大勢とされる考え方においてさえ問題性を指摘されうる事例が存在しえたこと

は、否定しえないと思われる。なぜならば、とくに刑事たちの言動から窺うかぎり、かりに少数とはいえ、たとえば盗犯捜査や暴力犯捜査において、既知の余罪の取調の続行ではなく、取調の続行によって新たな余罪を明らかにしようと努めることも、ありえたと考えなければならないからである。

そして、基本的に同一のことが、余罪捜査を理由とする留置場への勾留についても、言われなければならない。

留置場を勾留場所に指定することに関する判例・学説を整理したものに⁽⁵⁾よれば、留置場の代用がひとつの変例である以上、その使用は控え目にしなければならない、というのが通説であるが、法文上は懲役や禁錮の場所として代用する場合に関するような制限が付されていないので、勾留場所としての利用は例外的なものとする必要がない、という見解もあり、そのような中での実務の大勢は、捜査権の濫用や被疑者の防禦権の侵害とならないかぎり留置場への勾留も認めるといふものや、拘置所の収容力に余裕がない場合や、拘置所に勾留されると限られた期間の中での捜査遂行に重大な支障が生ずる場合など、特段の事情がある場合には留置場への勾留を認める、というものであったという。そこで、留置場への勾留を認めた事例を見てみると、多数被疑者による組織的・計画的犯行であるため、通謀防止のために多数の留置場への分散勾留が必要であること、関係人多数・事案複雑のため、取調・現場見分を効率的に行うためには留置場への勾留が必要であること、被疑者が全面的にまたは重要部分について否認しているうえ、多数の関係者の間での供述の不一致があるため、面通・対質を効率的に行うためには留置場への勾留が必要であること、多数の証拠を提示しながら取調を行わなければならないために留置場への勾留が必要であること、などが、その特段の事情として認められていたという。したがって、たとえば、面通や対質の緊急の必要性が否定されたり、拘置所への勾留によって捜査が著しく困難になると考えられない場合には、留置場への勾留は認められていなかったのである。

ところが、私の見聞によるかぎり、留置場への勾留の請求を依頼するにあたって、それらの特段の事情が述べられていたものは、なかったと思われる。それにもかかわらず、留置場への勾留が否定されたケースもまた、見当らなかつたのであるから、検察官は、それらの事情が存在するという主張を行っていたのかもしれない。しかし、かりにそうであるとしても、実態が明らかになったとすれば、実務の大勢とされる考え方からも疑問視されうる事例が存在しえたことは、否定しえないのである。

しかも、留置場への勾留を求める真の理由の中心が余罪捜査にある場合には、問題性を指摘される可能性が、とくに高いと考えなければならぬ。なぜならば、留置場への勾留を否定した事例の中には、余罪取調のために留置場を勾留場所にするのは本末転倒であるとか、余罪を取り調べなければ勾留事実の起訴・不起訴を決定できない場合であって、余罪の存在について相当の疎明があり、しかも、余罪自体について上記のような特段の事情がなければならぬ、と判断しているものもあつたからである⁽⁶⁾。私⁽⁶⁾が観察した実態を見るかぎり、これらの要件をみたしていた事例は、ほとんどないと考えられる。

かくして、勾留請求を求める実際の理由や、得られた勾留の実際の利用によるかぎり、裁判実務の大勢によつても、ただちには違法視されないと⁽⁷⁾しても少なくとも問題性が指摘されうる状況が存在したことは、明らかであると思われる。そして、幹部たちも刑事たちも、そのように問題視されうる捜査行動に出ることを基本的には肯定しており、とくに後者は、自供追及および余罪解明のために積極的に利用する意識と行動を、より明確に示していたのである⁽⁷⁾。

- (1) 佐々木史朗「勾留の運用」熊谷 弘・他(編)『捜査法大系』Ⅱ、日本評論社、1972、14ページ。
- (2) 佐々木、前注(1)、15ページ、石川 弘「起訴前の勾留の期間」熊谷 弘・他(編)『捜査法大系』Ⅱ、日本評論社、1972、167ページ。
- (3) 石川、前注(2)、田村洋三「余罪の取調べの必要と勾留期間の延長」判例タイム

ズ296号『特集・捜査と人権—令状事務の理論と実務—』1973、218ページ。

- (4) 石川、前注(2)。
- (5) 本吉邦夫「勾留の場所」熊谷 弘・他(編)『捜査法大系』Ⅱ、日本評論社、1972、173、176～179ページ。
- (6) 本吉、前注(5)、178ページ。
- (7) 裁判の傍聴と訴訟記録の閲覧を通して本節の問題にアプローチした貴重な資料として、荒木伸怡「被疑者・被告人の取調べと勾留の場所」立教法学、18、1979、161～176ページがある。荒木は、被疑者段階の勾留場所は原則として代用監獄で、そのことは、余罪追及と余罪の自白の裏付捜査のために必要とされており、余罪取調べは起訴後も日常的になされており、起訴されても取調べ終了までは拘留所に移監されない、と報告している。これは、私の知見と基本的に一致する。

第7節 余罪捜査

勾留をめぐる意識と行動の記述を通して、幹部と刑事に共通な、余罪への強い関心が明らかとなった。そこで、以下において、余罪捜査をめぐる意識と行動を、記述していこう。多数の余罪を解明することは、検挙実績の向上に直結するものであるから、それをめぐる意識と行動をさらに立ち入って明らかにすることは、きわめて重要である。

第1項 警察学校での知見

犯罪捜査に従事する者たちの間での余罪解明への関心がなみなみならぬものであることは、警察学校における見聞からも、窺うことができる。たとえば、ある教官は、「古参の巡査長など、余罪をたたきたいから勾留を取ってくれ、というのがある」と批判的に述べていたし、ある正科生は、「(本件すなわち逮捕理由である事実の)証拠がそろっているのに、なぜ勾留するか。……余罪が、やはり関心にある」と、すでに勾留をめぐる記述で私が指摘した事例がありうることを裏付ける発言をしていた。また、初級幹部科のある講義において、教官が、『小便をしろ』と言って検査したところ、(覚醒剤の)反応があったので、逮捕してもよいのだが、少年では、まず勾留はできない。そこで、家裁に頼んで、観護措置を取ってもら

った。鑑別所にいる最大4週間の間に、余罪を調べる」と述べていたことがある。余罪追及は、成人に対しても、また、勾留になった場合にも、行われることであろう。

また、余罪解明の重要性が教えられていることも、事実である。たとえば、初任科のあるクラスでは、「余罪を発見するための盗品捜査。被害届の正確な受理がその基礎。できるだけ被害者に作らせる」と述べられていたし、初級幹部科においても、「(テープ録音をする場合には) 犯人に有利な事情、弁明、状況などを録音しておくこと。余罪を引き出すためにも」と教えられていた。

このように、勾留の利用や自供の追及に直接に結びつくことはないとしても、警察内部において余罪解明の重要性が強調されていることに、疑いはないと思われる。そして、そのことは、捜査担当者に対する内部的な期待のあり方を予感させるものであるように、思われる。

第2項 幹部

勾留請求の依頼の際の意識と行動の記述から、幹部たちが余罪解明に重大な関心を持っていることは、すでに明らかである。たとえば、[ケース9]における、「あんまりがんばらないでね。余罪の方は、本件が大体おわってから、やるようにしてね」という発言のように、刑事たちの行き過ぎを抑えようとする指示も出されている。しかし、そのような場合でも、余罪追及自体を禁じているわけではなく、その方法を指導するにとどまる。そして、自らが必要と考える場合には、余罪に力点を置いた捜査を行うことに、ちゅうちょはないのである。たとえば、[ケース17]における、「本件については、大部分、証拠、書類を送ってある。現在は、第1事件(余罪)の証拠書類を作っている」という発言や、すでに引用された勾留請求依頼の内容は、そのことを示している。

そこで、幹部たちについては、刑事たちの行き過ぎを抑えようとする場合もあることに注意するとどめ、本稿の主題である刑事たちの意識と行動をさらに詳細に記述することへと、進んでいこう。

第3項 刑事

(1) 観察によって

まず、たまたま逮捕することができた身柄についてできるだけ多くの余罪を解明すること以外に検挙率向上の有効な方法がないことは、とくに盗犯捜査について強く意識されている。たとえば、「一番いいのは、発生と同時に現場に急行して、付近で逮捕することだが、それは事実上不可能。そこで、いいタマ（余罪を多数かかえている見込のある被疑者）を中心に捜査せざるをえない。月に、余罪が40件や50件ぐらいあるタマも2人くらいずつつかまえていけば、あんな未決（未解決事件）なんか、すぐなくなるんだけどね」とか、「ドロボウ（捜査）では、つかまえて罪から余を追及して自供を裏づけるという、タグリ（そのような捜査方法の呼び名）が必要」という発言からは、検挙率向上に苦しんでいることと、自供を追及して余罪を明らかにし事後的に証拠を集めるという方法が採られる場合もあることとを、窺うことができる。

そこで、常に余罪の可能性を意識した捜査が行われるわけである。たとえば、ある盗犯係刑事は、「目撃者の情報から、他事件との結びつきを探す」と述べていたし、〔ケース9〕においては、「これは、きっと余罪があるよ。まっ昼間入ってるからね。それに、〇〇（他署）から恐喝で令状請求するところだったというし」という発言がきかれ、〔ケース4〕においては、手口記録を見て、同一の足跡のある未解決事件がないかどうか、調べ始めているのである。

そして、「本件だけで終わらせるのはもったいない」とか、「〇件ふやせる」という言葉もきかれる。たとえば、〔ケース4〕において、ある盗犯係刑事は、担当副検事に電話して、「建造物侵入のほかにも、パイプ・レンチ、バールの窃盗、ナイフの銃刀不法所持で、3件ふやせる」と話していたし、「常識的に、多数の余罪が予想される。未解決事件を多数かかえている以上、住居侵入だけで終わらせるわけにはいかない」（盗犯係）とも述べられているのである。余罪追及への積極性が、検挙実績を向上させな

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

ければいけないという意識と結びついていることが、明らかであろう。ちなみに、できるだけ多くの余罪を引き出したいとする意欲は、捜査専務者だけのものではないらしく、たとえば〔ケース1〕においては、派出所員が、「建造物侵入にはなるが、それで終わらせるのは、もったいない」と述べている。

このように、ひとつの逮捕をできるだけ多くの事件解決に発展させることが関心事であるから、他署が手配した被疑者を逮捕した場合でも、その身柄を引き渡すかどうかは、どれだけの余罪をかかえているかによっても、影響される。たとえば、〔ケース5〕においては、「きいてみて、何か余罪があればいいけど（この警察署で身柄を確保する）、言わなかったら、〇〇（手配した警察署）へ送るさ」（盗犯係）という発言が見られるが、それは、そのような事態の存在を示唆している。

他方、余罪追及への積極性の背後には、余罪それ自体が目的となる、検挙実績向上への関心のほかに、とくに検察庁に対する関係での、余罪があれば勾留請求されやすく、起訴されやすい、という認識も存在している。たとえば、勾留との関係では、〔ケース3〕における、「自動車盗で緊逮し、（積んであった）鉄筋は余罪として処理する」「鉄筋は勾留請求の材料」（盗犯係）という発言や、〔ケース11〕における、「なぜ余罪（本件よりも前にわかっていた）で令状請求しなかったか。その理由は、（新たに余罪が明らかになったとして）勾留を取りたいということ」（盗犯係）という発言がある。また、起訴との関係では、たとえば、同じく〔ケース11〕における、「起訴は12日。事実上、もちろん本件だが、本当は、本件だけでは弱い（盗んだカネを返しているから）。〇〇方ほか2件の余罪がしっかりしているから、それが支えとなっている」（盗犯係）と述べられている。

しかも、少なくとも勾留に関するそのような認識があながち誤っていないことは、勾留をめぐる意識と行動を記述した際に、すでに明らかとなっていたことである。念のため、ここでさらにデータを引用しておくと、たとえば、〔ケース3〕における、「まだ余罪があるはずだということ、留

置場に入れてある」(盗犯係)という発言や、〔ケース17〕における「(余罪の)取調が終わっていないから、(本件で起訴されても)身柄はまだこちらにある」(強行犯係)という発言を、挙げることができる。前者では、新たな余罪の発見を目的として勾留を利用しているらしいことに、後者では、被告人となってもただちには拘置所に移監されるわけではないことに、それぞれ注意すべきである。

このようにして、余罪は、それ自体が捜査の目的であるばかりでなく、捜査の便宜となる勾留を獲得するための手段としても、重視されていることになる。

そして、余罪追及は、少なからぬ場合において、期待された結果をもたらすのである。たとえば、〔ケース11〕における、「今また、1件認めましたよ。これで8件ですからね」(盗犯係)という発言や、〔ケース4〕における、「余罪の方はペラペラ話す」(盗犯係)という発言が示すように。

かくして、本件よりもまず余罪の取調に取り組むこともあるのではないかと推測される発言すらきかれる。たとえば、〔ケース11〕における、「カギを盗んであとから空巢したという事件(本件)は二の次。これから攻める」(盗犯係)という発言を見よ。

余罪に関する上記のような意識と行動が、勾留をめぐる前述の意識や行動と、関連しあっているわけである。そして、余罪に関する意識と行動は、そのほかに、少なくとも2つの事柄と、密接に結びついていると考えられる。

そのひとつは、捜査方法が、自供追及に傾くことである。この点については、たとえば、ある盗犯係刑事は、観察データを提示しなかったあるケースについて、「住居侵入ははっきりしているので、窃盗余罪を吐かせるのが今後の課題」と述べていたし、別の盗犯係刑事も、「余罪を自供させるようにもっていくのが、大変なんです」と、その苦勞を語ってくれたのであった。ここで、自供追及によらざるをえないことによって、留置場への勾留や勾留延長がさらに必要となることは、見やすいことであろう。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

もうひとつは、逮捕以前から余罪を期待することによって、余罪捜査というよりは、別件逮捕に近い形の捜査になりがちなことである。この点については、ある夜の当直室の会話を引用しておこう。

刑事A：（臨場したばかりの、幼女に対するワイセツ事件の書類を作りながら）
これ自体はつまらん事件だけど、これで逮捕状を取って、大きいヤツ（別罪）を期待をするわけさ。

刑事B： 別件というわけかい。

また、同じ夜、ある盗犯係刑事は、暴力犯係で逮捕状請求を準備していたある恐喝未遂事件について、「それ、まず暴力（犯係）でつかまえてもらって、それからドロボウの件をやろうと思ってさ。エヘヘ。家財道具は盗んだものらしいんだけど、被害届がはっきりしないのさ」と語っていたのである。とにかく、いかなる事実を理由にしてであれ身柄を確保することが先決で、あとは、できるだけ多くの、また、大きな、別罪を追及していこうというわけである。

かくして、以上の観察データによるかぎり、次のように考えてよいであろう。すなわち、検挙実績を上げなければならないとする意識が、できるだけ多くの余罪を明らかにしようという意欲をひき起こすが、そのためには自供追及が必要になるため、勾留、とくに留置場への勾留を得ようと努めることになり、また、与えられた勾留を最大限に利用しようとする積極的な捜査行動が採られることになる、というわけである。

(2)調査票によって

調査票によるデータも、観察データによる記述に一致するものである。

まず、余罪捜査の実態に関する認識を尋ねた〔表3.38〕を見よう。そうすると、刑事たちの過半数は、少なくとも勾留段階に至れば捜査の中心が余罪に移行していることを認めているだけではなく、本件については必要性が大きくないにもかかわらず余罪捜査のために勾留請求を依頼する場合があることも、認めているのである。

表 3.38 余罪捜査をめぐる状況

〔項目。Ⅱ後、330〕 あなたは、「48時間ないし72時間の留置期間からすで

に余罪捜査をしている」というケースも、かなり多いと思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
46.5	32.6	20.9	(43)

〔項目.Ⅱ後.331〕 それでは、「勾留期間の大部分は余罪捜査をしている」というケースも、かなり多いと思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
53.5	32.6	14.0	(43)

〔項目.Ⅱ後.337〕 あなたは、「本件の捜査はほぼメドがついたが、余罪捜査を行う必要があるので勾留をとる。」というケースも、かなりあると思いますか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
53.5	25.6	20.9	(43)

そして、捜査にあたってなすべき行為としても、余罪追及は重視されている。すなわち、〔表1.1〕の〔項目332〕と〔項目333〕を見ると、刑事たちの多数が、余罪追及一般の意義を認めるだけではなく、本件捜査が終了しても、残りの手持時間を使って余罪追及をすべきである、と考えていることがわかるのである。

このようにして、観察データによる、余罪重視の実態の記述は、調査表データによっても支持されるのである。

第4項 要約

以上、とくに刑事たちについて、余罪をめぐる意識と行動を記述してみた。その最大の意義は、これまで記述されたプロブレマティックな意識と行動の全体について、その要因を考察するきっかけが得られたことである。すなわち、以上の記述によれば、検挙実績向上への関心が、余罪解明への意欲に発展し、それが、そのための被疑者取調、自供追及の必要性を経由して、勾留、なかんずく留置場への勾留を求める努力と、与えられたそれを利用しようとする、プロブレマティックな要素を否定しえない積極的捜査行動とになって現われる、と考えられる。すなわち、すでに検討したように、自供追及による余罪の解明を目的として逮捕、留置、勾留がなさ

れ、身柄拘束という状況が活用される点において、問題性を指摘される可能性を排除しえないのである。

したがって、最終的な課題は、検挙実績向上への関心のあり方を決定する要因を探求することに帰着する。そして、その要因が、捜査に対する基本的なオリエンテーションのあり方を決定するものであるとすれば、その効果は、捜査のすべての段階において、それぞれに応じた異った形で、しかし基本的には同じ方向のものとして現れることが、期待できるのである。他方、これまでのすべての段階について見られた、幹部たちのより複雑な意識・行動と、刑事たちのより明快な積極性とを考えると、その要因は、幹部たちに対するのと刑事たちに対するのとで、若干異った様相を呈している、とも考えなければならぬであろう。

第8節 取調

勾留と余罪とをめぐる意識と行動の記述を通して、捜査方法としての取調の重要性が明らかになった。⁽¹⁾ 余罪の解明は、取調による自供の獲得とその裏付けを通してなされるのであるが、取調を効率的に行うためには手もとに身柄を確保することが必要であり、そのためには、勾留、とくに警察署への勾留が必要になる、というわけである。また、身柄確保への関心が、搜索・差押の特異な用法や、緊急逮捕への積極性の背後に存在したことも、想起すべきである。そこで、以下においては、各捜査段階をめぐる行動、あるいは、採るべき行動に関する意識の記述の最後として、取調をめぐる意識と行動を記述してみよう。

- (1) 網川政雄『被疑者の取調技術』立花書房、1977は、第一線の刑事・幹部としての経験に基づいて著された、貴重な文献である。本節では、私の知見の一般性を推測する一助として網川の議論をやや詳細に引用してみたい。引用を許可された立花書房に対して心から感謝する。網川は、「犯罪捜査の手段、捜査技術といわれるものはいろいろあるが、これらの中で聞込みと被疑者の取調はもっと

も重要で、むかしから名刑事といわれた人は、聞込みや取調にすぐれた技術をもっていたし、また、これができなくては刑事はつとまらない」（13ページ）「自白は証拠の王ではなくなったが、真実発見という立場から見れば、自白の価値は絶大である。被疑者の自白（自供）を得る手段は取調である」（16ページ）と述べて、捜査方法としての取調の意義を強調し、取調をめぐる第一線の現状に対して、「個人の基本的人権の尊重という……理念に忠実なあまりか、法の許容する限界線から二歩も三歩も後退し、そのため捜査の使命である真実の究明を放棄しているような場合も少なくない」（まえがき）「任意性の確保には最大限の注意がはらわれている……ため真実の発見という取調の目的がほとんど顧みられない」（17ページ）「ただ任意性の確保ということだけを考えて、許された手続から二歩も三歩も後退するという消極的な態度では、その目的を達成することができず、捜査官としての職責も果たせない」（203ページ）と批判している。なお、全8章中の終章は、任意性確保の問題に割かれている。また、捜査行動に対する要求のアンビヴァレントな性格に関連する発言としては、「調官は感情に走らず、あくまで冷静で忍耐強くなければいけない。同時に熱意、気迫、真剣味ということも欠くことができない。だが……冷静ということと、熱意、真剣味というものは、たがいに相容れない矛盾する要素を含んでいる」（35ページ）と述べている。

第1項 警察学校での知見

取調に関して私が警察学校で見聞した事柄は、主として自供をめぐるものであった。そして、私は、自供がどのような目的のために必要であると考えられているかを、窺うことができた。

まず、誤認逮捕でないことを確認するために自供が必要であると言われることがある。たとえば、初級幹部科のあるクラスで、教官が、自分が関与したある事件について説明しながら、「自供によって（誤認の）疑問をはらし、そのあとで令状執行する、という方針を採った」と述べていた。逮捕状がある場合でも、まず任意出頭を求めて取り調べ、自供をまって逮捕する、というわけである。そして、この点との関連では、初級幹部科のあるクラスで、「物証で令状は取れるが、有罪の自信がないことが多い」という、ある教官の発言もきかれた。すなわち、有罪の心証がなければ逮捕できず、逮捕したからには有罪の心証がある、ということにもなる。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

また、物証の乏しい犯罪について、犯罪を立証したり、物証を発見するために自供が必要である、とされることもある。たとえば、初級幹部科のある教官は、自供の必要性に関する私の質問に答えて、「犯罪によっては、物証が得られないことがある。もっとも、(自供のみでは不十分で)裏付けが完全でなければならないが」と述べ、また、「物証発見のために自供が必要」と述べていたのである。

さらに、起訴、有罪、重い量刑、などを得るために自供が必要である、とも認識されている。たとえば、上記の同じ教官は、「(自供追及は) 検察官の要求。(自供なしでは) 起訴してくれない」「自供なしでは、公判で勝てないことがある」「6年の求刑で3年の判決ということになると、裏付け捜査不足ということになって、警察が批判される」などと語っていたのであった。

以上の知見は、第一線の幹部たちや刑事たちの意識と行動を見ていくうえで、基本的なガイドラインとすべきであろう。

さて、そのように重視されている自供の獲得にあたっては、その任意性に留意しなければならない。警察学校においては、供述の任意性を疑われる可能性は、常に強調されている。たとえば、供述のテープ録音の方法が教えられていた初級幹部科のあるクラスでは、教官が、「立会人をおく。ただし1名でよい。心理的圧力(があったという理由)による証拠排除を避けるため。問は短く、答は長く。誘導尋問という批判を避けるため。犯人に有利な事情、弁明、状況なども録音しておくこと。作った録音という疑いを受けないため。テープを録るのは、供述調書を取りながら、その任意性を明らかにするためである」と警告を発していたのであった。また、取調室のあり方を論じていた正科のあるクラスでも、教官は、「人権侵害の疑いを受けたくないような調室。被疑者の表情をよく見るように、窓を背にして座る。刑事室ではナイフ使用禁止。調室には、警棒、竹刀などを置かない」と述べていた。

供述の任意性の問題は、学生たちも、一応意識しているようであった。

たとえば、ある正科生の、「裁判官が考えているほど、悪どいことはしていない。また、クビがかかるから、決してできない」という発言がある。しかし、その発言には、法解釈や価値判断のうえでの確信よりも、内輪にやっておけばまちがいない、というような発想が窺われている。

他方、学生たちによれば、取調が円滑に行われるかどうかは、被疑者との間に「人間関係」が形成されるかどうかによるという。たとえば、ある正科生は、「人間関係が円満になれば、取調しやすくなる。また、釈放後の情報提供も得られる。刑事自身のカネでメンドウみてやる。釈放後も立ち寄ってくれるとうれしい。浅間山荘事件でさえ自供するのは、刑事との人間関係ができるから。〇〇刑事でなければ自供しない、ということもある」と語ってくれた。そうであるとする、累犯者たちと刑事たちとの間には、一種のコミュニティが成立していることになろう。ちなみに、この好ましい「人間関係」を作り上げるために留置場への勾留が求められることは、すでに見た通りである。

以上が、警察学校における知見である。教育内容から推測するかぎり、警察内部でのタテマエとしては、供述の任意性の意義は、十分に強調されているようである。しかし、第一線の末端に近づくに従って、正当性の確信に裏付けられない、道具的行動としての遵法が多くなっていくと推測される。自供追及の目的と「人間関係」とに関する知見とともに、そのことは、第一線でのデータを整理するうえでの、基本的なガイドラインとなる。

第2項 幹部

取調にあたっての重要な問題のひとつは、どの程度まで厳密な立証を行わなければならないか、ということである。この点について、放火に関する〔ケース17〕では、「動機、放火の態様、燃えかた、燃焼の程度まで証明しなければならない」という発言があるし、捜査プロセス全体が参考になる。また、このケースについては、「石油カンを入口から持ってきて廊下にまいて火をつけたが、フタが開いていたかどうか、シンナーを吸って

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

いたため不明。ゴミの袋に火をつけたが、それが1個か2個かが問題。ゴミの袋を出したのは2人いる。内容物が残っているのは1人分しかない。燃えてしまったのか、はじめからなかったのか。『いずれかに放火し』とは起訴状に書けない』というコメントもあった。さらに、ある幹部は、一般的に、『〇月〇日頃』というのが、一番いやである。その根拠となる事実を明らかにするようにつとめる」とも述べている。みたさなければならぬと考えられている厳密さの程度は、きわめて高いと言わなければならない。

とくに立証が困難であり、しかもそれが不可欠と考えられているのが、動機である。たとえば、再び〔ケース17〕において、次のように述べられている。すなわち、「日本の刑法では、動機が量刑事由になるから、事実を証明しただけではダメ。アメリカのように、外形だけでよいのなら別だが」「X(逮捕された被疑者)の供述を前提にするかぎり、あくまで第1事件(余罪)を明らかにしなければ、第2事件(逮捕事実)の動機を確定できないことになって、やはり、第2事件だけでは起訴できない」「Y(第1事件の教唆者と目されている者)については、『鑑』を取れない。……つまり、動機がとれないのである」というわけである。動機は主観的要素であるから、その立証に自供追及が不可欠となることは、見やすいことであろう。

そこで、自供追及をめぐる行動、および、自供追及にあたってとるべき行動に関する意識を見ることにしよう。

まず、自白偏重に陥る危険は、十分に意識されている。たとえば、ある幹部は、「被疑者や関係者の供述一本でやるのは、やはり危険。物によって裏付けられた捜査を」と語っていた。

しかし、自供追及の一般的な重要性は、否定しない。ある幹部によれば、「自白偏重ではないが、きわめて重要なことは、たしかだ」というわけである。

それでは、自供は、どのような理由から必要とされるのであろうか。

まず、自供があれば逮捕に踏み切れる、という意識が窺われる。たとえば、ある幹部は、生のデータを提示しなかったある盗犯事件について、「状況証拠と人証はあったから、逮捕の相当性はある。自供が得られれば緊急逮捕してもよい事件」と語っていた。

また、自供なしでは起訴が得られない、とも考えている。たとえば、ある幹部は、一般的に、「証拠万能とは言っても、自供がなければ検事は起訴しないだろう」と述べていたし、ほかにも、「落とさない（自供させないと）起訴してくれないもの」という発言が見られた。

すなわち、自己の心証形成のためと、検察官からの期待と感じられているものに応えるために、というわけである。

それでは、好ましい自供内容は、どのようなものであろうか。それについては、一般的に、『犯人でなければ言えない供述』が決め手である」と述べられていたし、たとえば、〔ケース17〕でも、「現場の白衣、〇〇のことなど、犯人でなければわからないことを自供している』『侵入したが暗いので、目が慣れるまで待って、火をつけた』と自供している。室内の状況も自供している。捜査員にもわからない、本人でなければ知らないことである」と語られている。すなわち、自供前の捜査では未知の事実で、自供後に裏付けをとってみると真実であるとわかったもの、というわけである。

そのような自供が得られると、心証形成のうえで決定的な重みを持つ。たとえば、ある幹部は、「わずか1分の違いがあっても他人が犯行をする可能性はあるし、5分あればかなりのことができる。また、目撃者がまちがっているかもしれないし、指紋があっても絶対ではない」と述べて、それらの疑念を打ち消す自供の効果を語っていたし、〔ケース16〕においては、「本人の口からそう言わせなくてもいいんですが、（しかし）認めているということになれば、状況が変わってきますからね」という発言が見られる。

したがって、事実上、他の証拠に優越する地位を占める。〔ケース17〕における発言によれば、「とにかく自供していて、それを否定する裏付けも

ないのに、送らない(送致しない)わけにはいかない」というわけである。

かくして、自供追及を命じる指揮が行われる。たとえば、生のデータは提示しなかったある傷害事件で、ある幹部は、『オマエラ、自分は何をやって、他は何をやったか、はっきり言わんと帰せないぞ』と言ってやれ」と語っていたのであった。

また、すでに示した、好ましいとされる自供の性格のために、自供後の証拠収集が、重要になってくる。たとえば、[ケース17] から引用すると、「残っているのは、自供の補強。〇〇屋から雑誌を持って行ったと言っているので、被疑者の部屋を調べるとか」というわけで、自供の信用性を支持するための情況証拠が求められる。

他方、任意性の問題は、明確に意識されている。たとえば、[ケース17]を見ると、ある幹部は、捜査経過を講評して、「こういうやり方は、大いに任意性を認められる」「公判で自供をひっくりかえすかもしれないが、任意性あるから、大丈夫だよ」と述べていたのであった。

それでは、任意性を認められる取調方法とは、どういうものであろうか。この点については、一般的に、「一番(被疑者にとって)きついのは、まず言いたいことを聞いて、その矛盾を、証拠や証言をつきつけて問いつめていく、という方法である。『やってはいない』などと抵抗しているうちは見込があるが、答えようがなくなって黙り込んでしまうのが困る」と語られているし、たとえば、[ケース17]においても、「言いたいことを言わせてから、事件に関係ある点について、矛盾を追及していく。……こういうやり方は、大いに任意性を認められる」と述べられている。かくして、任意性への配慮のゆえに、身柄を手もとにとどめた長期の取調が必要とされることになる。

以上が、幹部たちの意識と行動である。自供を追及する一般的理由は、警察学校における知見と一致する。また、立証にあたって要求されていると考えられている厳密さの程度と、起訴を得るために必要と考えられている動機立証についても、注目しておきたい。幹部たちは、一般論として

は、自白偏重や任意性の問題について述べられていたように、慎重さを強く示しながら、具体的場面においては、かなり積極的な指示を刑事たちに与えることもある、と考えてよいであろう。

第3項 刑事

(1) 観察によって

まず、きわめて厳密な立証を要求されているという意識は、刑事たちも持っている。それゆえ、たとえば〔ケース17〕について見ると、点火に使われたとされるものと同じプラスチック袋を買ってきて、ありあわせの道具・施設で燃焼実験さえ行おうとするのであり、また、被疑者の自供、参考人の供述、現場状況の間の食い違いに直面して、「でも、1つ2つ（の問題点は）覚悟してやらなきゃ進まんですよ」（強行犯係）という嘆きが発せられるのである。

また、動機立証の必要性も認めている。ある盗犯係刑事は、「今の裁判がそうだから、動機の証明が一番重要。そのほか、行為の細部など。犯罪事実それ自体は、決まりきっているから」と語っていた⁽²⁾。

そして、検察官がそれを期待している、と考えていることでも、幹部たちと同様である。たとえば、〔ケース23〕においては、「犯罪行為だけ立証するなら、なに、かんたんなものさ。検事も、犯罪行為だけはっきりしてれば起訴できるとは言いながら、『動機関係をもっとつめろ』ということになるのさ」（暴力犯係）という発言が見られる。主観的なものである動機を立証しようとするれば、自供迫及に頼らざるをえないわけである。

さらに、刑事たちの間には、自供獲得が捜査の中心であって、他の捜査行動に先行しなければならない、という意識も窺われる。たとえば、ある盗犯係刑事は、一般的に、「一番いい方法は、やっぱり、自供を取ってそれを裏付けるという方法ですよ」「ドロボウ（捜査）では、自供が王様ですよ。本当に真実をつきますね。ウソならウソでわかるし。正直なところね」と述べていたし、〔ケース17〕においては、「しゃべってくれないことには、どうにもならないからね。なにか物でも置いていくな、証拠がな

いからね。そのうえ、(かりに無実でも、話してくれなければ) アリバイもとれない」(強行犯係)と述べられている⁽³⁾。

そこで、自供が必要とされる理由をさらに整理していくと、幹部たちが挙げていたそれと一致することが、わかる。たとえば、[ケース12]においては、「つかまえてみないことには、令状請求できない」(盗犯係)として、逮捕に踏み切るために自供が必要であるとの考えが述べられているし、起訴や有罪を得るために自供が必要であるという意識は、⁽⁴⁾「判事や検事は、証拠があっても自供を要求している」と語ってくれたある強行犯係刑事の言葉や、覚醒剤関係の事案で検察官が不起訴にした事例についての、「その真意は、自供がないということではないか。いくら証拠万能と云って、やっぱり自供がないと起訴してくれないもんね」(暴力犯係)という発言から、窺うことができる。

また、余罪解明、したがって検挙実績向上のために自供追及が必要であると考えられていることは、すでに見た通りである⁽⁵⁾。

自供は、もちろん、裏付けられなければならない。そのことは、たとえば[ケース17]における、「そこで、〇〇屋の状況が自供と合うかどうか。ひき出しに〇〇証が入っていたのを見た者があるかどうか」(強行犯係)という発言にも現われている。

しかし、裏付の域を超えらると思われる証拠収集も、行われていると考えられる。たとえば、[ケース11]における、「供述している通りで被害答申書をとりうや」(盗犯係)という発言があるし、一般的にも、「証拠のない事件がかなりあるから、その場合は自供から証拠を集める」(鑑識係)という発言がきかれた。

証拠収集の性格がどのようなものであれ、自供後に重要な証拠収集を行わざるをえないことは、好ましいとされる自供のあり方をも反映していると思われる。それは、幹部たちと同じく、「犯人でなければ知らない事実」と考えられているからである⁽⁷⁾。たとえば、ある強行犯係刑事は、一般的に、「自供がなければ解決できないということは、否定できない。単に

構成要件該当事実を認めても、調書なんか取らない。(必要なのは)あくまで、犯人でなければ知らない事実の自供であり、その裏付である」と述べていたし、〔ケース17〕においても、逮捕されている被疑者が、「〇〇屋の裏口から入って、壁にかかっていた白衣を丸めて火をつけた」と言っているのに対して、「これは、刑事も知らなかったし、白衣がなくなったという届出もない(ので、未知の事実である)。つまり、これが真実だとすれば、本人しか知らない事実ということになる」(強行犯係)という発言がある。

すなわち、自供前に資料を集めすぎてはいけないのである。⁽⁸⁾そのことは、たとえば、〔ケース17〕における、「はじめに完べきな現場検証をすると、先入見に合うような供述を取ったのではないかということになる」(強行犯係)という発言からも、窺われる。信用性・任意性のある供述と評価されるためには、長期の身柄拘束による取調によって自供を獲得し、それに基づいて資料収集を行うべきなのである。

それでは、どのような取調方法によって自供を獲得すべきなのであろうか。

この点について最も興味深いことは、幹部たちによってあるべき方法とされていた、自由に話させてから矛盾をついていくという方法に言及した刑事がいないことである。⁽⁹⁾

それに対して、「人間関係」の形成を通して自供を引き出す、と述べている刑事たちは、きわめて多かった。たとえば、一般的に、「親、兄弟の話や、人生論をかわしながら、気持をほぐらせるように、なだめすかして自供を引き出す」(盗犯係)とか、「被疑者との人間関係ができないと話してくれませんか。メンドウ見てやって、取調はきびしく」(盗犯係)と語られていたし、⁽¹⁰⁾〔ケース4〕においては、「かなりやわらかくなってきたが、まだまだ。……否認事件は、おこらせてはいけない。良好な人間関係を作らなければならない」(盗犯係)と述べている。

しかも、その「人間関係」は、「自然に」形成されるものと考えられて

いる。たとえば、ある暴力犯係刑事によれば、「こうして毎日取り調べるわけだから、自然に人間関係ができあがる。なにしろ、家族の状況から財産まで調べるわけだから」というわけである⁽¹¹⁾。

しかし、そこには、対等・平等な個人の間での互恵的な関係が成立しうるとは思われない。いわゆる「人間関係」とは、被疑者が刑事たちに心理的にも物理的にも依存しているために、刑事たちからの期待に応えやすくなっている状況にはかならないであろう。そのことは、刑事たちが主観的にもそのように考えているかどうかとはかかわりがないのであって、状況を操作する力が圧倒的に刑事たちに握られている以上、まったく当然ではなからうか。⁽¹²⁾ たしかに、たとえば、〔ケース14〕における、「またはじめから新しいお客さんをさがすだけです」（盗犯係）という発言からは、被疑者が検挙実績の素材としてとらえられているかのように思われるし、〔ケース11〕における、「もうちょっと頭のいい女ならどうにもならないけれども、これは頭がないから、だましましやれるね」（盗犯係）という発言は、被疑者を操作の対象として考えているように思われる。そして、そのような意識が余罪追及への、したがって検挙実績向上への意欲と結びつくとき、同じく〔ケース11〕における、「移監します。医者にみてもらったら、盲腸の手術のアトがユ着しているというんですよ」と言いながら、なお取調を続行し、「今また1件認めましたよ」（盗犯係）と報告するような事態が、生じるのであろう。

また、かりに「人間関係」がその語感通りの「自然に」成立するものであるとしても、刑事たちはその利用にとどまてはいない。

たとえば、時には、軽い処分の可能性もちらつかせて、説得にあたる。たとえば、生のデータを提示しなかった、ある横領事件では、「とにかく認めてさ、そのうえで情状しゃく量と、こういうことの方がいいと思うけど、どうだい」（知能犯係）という説得が行われていたのであった。⁽¹³⁾

しかも、あくまで否認する被疑者に対しては、強い態度に出ることを辞さない。そのことは、すでに引用した、「メンドウ見てやって、取調はき

びしく」という発言からも窺われるし、〔ケース17〕において目撃した、「しゃべらせてみせるぞ」と言いながら、ある強行犯係刑事が取調室から出てきた光景や、逮捕直前から弁解録取段階のものであるが、〔ケース20〕の、「(机をバシーンとたたきながら大声で)X！言ったらどうなんだ。きちんとすわれ」「『スイマセン』じゃ、わからんだろう。言っしまえよ」(強行犯係)という状況からも、明らかである。そのほかにも、生のデータを提示しなかったある恐喝事件では、取調室から、「クチウラを合わせんならもっと上手に合わせろ。……お前が見ている前で、あの女が1万円要求したんだろう。そうなんだろう」(暴力犯係)という大きな声がきこえ、それについて、「こういうヤクザはね、徹底的にケンカしなければダメなわけ。そうしてはじめて、お互いのハラの中がわかってくる」(暴力犯係)⁽¹⁴⁾という解説が与えられたのであった。また、それに一致する行動を私自身が目撃したわけではないが、ある事件と一緒に臨場した盗犯係刑事は、臨場途中の車中で、「本当に任意の自供なんてあるわけじゃないですよ。言わなきゃ、メシは食わせない、タバコはすわせない、家族には会わせないってんだから」とすら述べていた。⁽¹⁵⁾

そのような取調は、幹部たちが容易に認識しうる状況で展開されているのであるが、それらは、自由に話させて矛盾をついていくという方法からも、「人間関係」の形成・利用からもほど遠く、そのようにして得られた自供は、それまでは未知であった犯人でなければ知らない事実とは、とても言えないであろう。

自供獲得がそれほど重要なものであるとすると、黙秘権告知の要請に素直に従うことも容易ではないであろう。たとえば、〔ケース17〕における『『言わなくていいんだよ』と言ってから、『話せ』と言うんだからね。言うわけじゃないですよ』(強行犯係)という発言は、刑事たちの複雑な心境を示唆する。⁽¹⁶⁾

また、起訴後も、少なくとも余罪に対する取調を続ける場合があることは、〔ケース11〕〔ケース17〕⁽¹⁷⁾が示す。

ところが、そのような積極性にもかかわらず、実は、刑事たちの中には、自供による真実解明の可能性に疑問を持ちつつ捜査にあたっている者もあるのである。たとえば、〔ケース17〕における、「本人でも、はっきりおぼえているわけではないんですよ。本人は、『そう言われれば、そうだったのかもしれない』と供述した」（強行犯係）という発言に見られるように。「そう言われれば、そうだったのかもしれない」というのでは、犯人でなければ知らない事実を認めたとは言えないであろう。

また、供述の任意性の問題が意識されていないわけでもない。たとえば、「公判で否認しても、任意性と裏付があれば、有罪は取れる」と述べて、任意性の必要性を強調していた強行犯係刑事があったし、〔ケース17〕においては、「きのうは、もう調べませんでした。あまり自供内容が転々とする、任意性を疑われることになるので」（強行犯係）と述べられているのである。

もっとも、それらには、法解釈ないし価値判断のうえでの確信を伴った遵法というニュアンスはない。それらに窺われるのは、むしろ、任意性を「疑われる」⁽¹⁸⁾ことで事件を失いたくないという、実務的な発想である。すなわち、すでに、刑事たちがかりにプロブレマティックな行動に出ることがあっても、それは必ずしも、正当性の確信に裏付けられている行動としての性格を持たず、むしろ、能率的な検挙を行うために単に道具的に適合的な行動として採られている色彩が強い、と述べたが、同じことは、まったく遵法的な行動についても成立すると思われる。したがって、たとえば「疑われる」危険を回避しうる見込がある場合や、その危険がまぢかなものとしては意識されない場合に、何らかの原因によって、検挙実績へのより直接的な要求が感じられたとすれば、刑事たちは、容易にプロブレマティックな行動を採るのではなからうか。

かくして、観察データによれば、自供が必要とされる状況の認識においては、刑事たちは幹部たちに一致するが、自供追及の方法については、刑事たちは、幹部たちがあるべき方法と考えているものとは異なった、しか

もより積極的な方法を採用している、と言ってよいであろう。

- (1) 取調によって明らかにすべきものの範囲については、綱川政雄『被疑者の取調技術』立花書房、1977、第4章を参照。ちなみに、検察官の手になる類書もあるが、それらは、裁判所・裁判官の判断を素材とすることが多く、自身の捜査経験に基づく記述は少ない。たとえば、村上尚文『取調べ』立花書房、1979。取調技術に関するものではあるが簡単なものとして、本田正義「取調の技術」熊谷 弘・他（編）『捜査法大系』I、日本評論社、1972、221～238ページ。
- (2) 綱川、前注、54ページは、「犯行の原因・動機というものは……犯意の決定につながる……。……犯罪の情状を認定する場合に大きな要素となる。情状は……量刑の基準となる……。……本当の犯行の原因・動機……を明白にするためには、どうしても被疑者の真実の供述が必要」と述べている。
- (3) 綱川、注(1)は、「現実の捜査では、被疑者の自供なしに、一切の事実が明確に証明されたという事例はほとんどない」（17ページ）し、「証を得て人を求むるということが原則」であるが「被疑者の自供なしには真実の解明は不可能だともいえる」（45ページ）と述べている。
- (4) 綱川、注(1)、18ページは、「窃盗犯人がぞう物を所持したまま逮捕された場合、……これは拾ったもの、氏名不詳の人から買い取ったなどと弁解されると、……検察官も……起訴することは躊躇するだろうし、裁判官もおそらく有罪の認定はしないだろう。……結局被疑者の自供がなければ犯意の立証ができない」と述べている。
- (5) 綱川、注(1)、178ページは、「強盗や窃盗の余罪を自供している間は、係の刑事もよく面倒を見てくれたが、余罪の調べが終ってからは全然房から出してくれない」ので架空の余罪を自供した実例を報告している。その背景には、余罪に対する刑事たちの大きな期待があったであろう。また、余罪捜査において自供のみに依存した失敗例も記している（118ページ）。
- (6) 自供の真偽の検討一般について、綱川、注(1)、第7章。
- (7) 綱川、注(1)は、「真犯人でなければ言えないようなこと」（87ページ）「真犯人以外には知ることのできない状況とか資料」（95ページ）と述べている。
- (8) ただし、綱川、注(1)は、「事前の捜査、内偵によって収集された資料や情報を十分検討した結果、得られた」確信（41ページ）をもって取調にあたらなければならないとする。取調の準備全体に関しては、同第5章を参照。
- (9) 綱川、注(1)、143～144ページは、幹部たちと同じく、「第一に必要なことは、被疑者の供述の中から、できるだけ多くの矛盾や不合理を発見するということ」であって、「そのためには被疑者にできるだけ多く語らせる」ことが必要であるとする。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

- (10) 綱川、注(1)、23～27ページは、「被疑者の面倒をみるということは、おそらく誰でもやっている」として、その意義について述べている。さらに、それを期待して嘘の自供をした実例を報告し(178ページ)、行き過ぎた温情の弊害を指摘している(219～224ページ)。
- (11) 綱川、注(1)、124～126ページ、129～133ページは、「調官と被疑者の間の溝を除く」とことと「相手の立場を認めてやる」とことの意義を説く。
- (12) 綱川、注(1)、30ページは、取調官と被疑者の「立場の優劣は問題にならない。……これだけ有利な立場にたって取調をしても真実の供述が得られない。……というのは一体どういうことなんだろう？ それは気はくがな。熱意と粘り努力が足りない。技術が拙劣だということではないだろうか」と述べている。
- (13) 綱川、注(1)は、軽い処分という形での「利益供与の約束」の危険性を警告する(219～223ページ)が、「否認をして情を憎まれ、周囲の関係者に迷惑をかけるよりも、自供して改悛の情を示した方が得ではないか。あるいは余罪を否認して刑務所へ行っても、後日それがわかれば再び裁判にかけられ、刑も加重される。それともこの際全部清算した方が得策ではないか、といった説得の方法もある」と述べる(123ページ)。
- (14) 綱川、注(1)は、「許された手続から二歩も三歩も後退するという消極的な態度では、その目的を達成することができず、捜査官としての職責も果たせない」(203ページ)のであって、「多少の大声は相手の態度や状況により、取調のテクニクとして使用することはさしつかえないし、相当な効果も期待できる」(32ページ)とする。
- (15) 綱川、注(1)、201～202ページは、「通常の場合、被疑者が全く自発的に、自由な意思で自己の犯した被疑事実を自白したり、自己に不利な事実を承認するということは期待できない。……そのために取調が必要」と述べている。
- (16) 綱川、注(1)、106～107ページは、供述拒否権の告知に関する刑訴法198条2項の規定は、「取調官としては何か割り切れない矛盾を感じ、いささか抵抗を覚える規定」であって、「被疑者取調の意欲や、熱意を低下させている原因の一つ」であるとし、告知「の舌の根もかわかないうちに『君はこのことを知らないはずはない』とか、『やったことは全部正直に話をしなさい』なんて言うのは、どうも前の告知と矛盾し、調官としても何となく、後めたい感じがし、被疑者に対しても、一種の反抗心を起こさせる結果になるようだ」と述べている。
- (17) この点につき、荒木伸恰「被疑者・被告人の取調べと勾留の場所」立教法学、18、1979、173ページを参照。
- (18) 綱川、注(1)、210ページは、「被疑者の取調に当たっては……手錠をかけたり腰縄を打ったりしない方が無難である」(傍点は宮沢)と述べている。

(2)調査票によって

調査票のデータによって、取調をめぐる刑事たちの意識、とくに取調において採るべき行動に関する意識を、さらに記述してみよう。

まず、観察データによる記述では現れていないが、取調には、黙秘権の告知とその行使という問題がある。そこで、黙秘権行使の実態に関する認識を尋ねてみたのが、〔表 3.39〕である。刑事たちの過半数は、はじめから黙秘権の存在を知っていて黙秘してくる被疑者がかなりあり、また、増加しつつある、と認識している⁽¹⁾。そして、〔表 3.40〕によれば、黙秘権の存在が自供獲得の能率を妨げていると考える者が、刑事たちの過半数を占めていることも、わかる。

表 3.39 黙秘権行使の状況

〔項目. II 後. 250〕	あなたは、「 <u>黙秘権を告げたために</u> 、被疑者が黙秘して しまった。」というケースは、かなりあると思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	20.9	32.6	46.5	(43)
〔項目. II 後. 251〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなって きていると思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	25.6	30.2	44.2	(43)
〔項目. II 後. 255〕	あなたは、「はじめから黙秘権があることを知ってい て、黙秘してくる。」というケースは、かなりあると 思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	51.2	34.9	14.0	(43)
〔項目. II 後. 256〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなって きていると思いますか。			
	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	58.1	30.2	11.6	(43)

表 3.40 黙秘権告知・黙秘権の効果

〔項目. II 後. 252〕	それでは、「 <u>黙秘権の告知</u> は、犯人検挙の能率をかなり りさまたげている。」と思いますか。
-----------------	---

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	30.2	30.2	39.5	(43)
〔項目. II 後. 253〕	それでは、「 <u>黙秘権の告知</u> は、自供獲得の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	30.2	27.9	41.9	(43)
〔項目. II 後. 257〕	それでは、「 <u>黙秘権の存在</u> は、犯人検挙の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	45.2	26.2	28.6	(42)
〔項目. II 後. 258〕	それでは、「 <u>黙秘権の存在</u> は、自供獲得の能率をかなりさまたげている。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	58.1	18.6	23.3	(43)

しかし、そのように認識されているとしても、そのことは、黙秘権告知の仕方には影響しないかのようである。すなわち、〔表1.1〕の〔項目310〕によれば、刑事たちの過半数は、捜査能率を意識して告知方法を操作することを、否定している。

とはいえ、黙秘している被疑者に対する取調は、よりきびしいものになると考えられる。なぜならば、〔表3.41〕から明らかなように、刑事たちの多数は、被疑者が黙秘している場合には、有罪の心証を深めるからである。

表 3.41 黙秘と嫌疑の関連性

〔項目. II 前. 105〕	「黙秘しているのは、何かの形で犯罪とかかわりを持っていることの証拠だ。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	60.5	27.9	11.6	(43)

かくして、自供が追及されることとなろう。

そこで、自供が必要とされる理由を尋ねてみた。〔表3.42〕である。それによれば、観察データによる知見からの期待に反して、起訴や有罪を得るために自供が必要であるとする者は、かなり少ない。勾留を得るため

に自供が必要であるとする考えを刑事たちの多数が否定しているのは、自供していないことが勾留の実質的理由のひとつである以上、当然のことである。そのほかの結果は、観察データによる知見と一致する。刑事たちの多数は、動機立証、直接証拠収集、心証の確立、事実の細部のつめ、補強証拠収集、情状証拠収集、などのために自供が必要であると考え、また、過半数が、自供なしでは送致しにくいと考えているのである。

表 3.42 自供の必要性

〔項目. II 後. 356〕	あなたは、「自供」というものは、 <u>実際のところ</u> 、どんな点で役立っていると思いますか。まず、「 <u>動機立証</u> 」という点で役立っていると思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		67.4	27.9	4.7	(43)
〔項目. II 後. 357〕	それでは、「 <u>それにもとづいて直接証拠を収集する</u> 」という点で役立っていると思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		72.1	23.3	4.7	(43)
〔項目. II 後. 358〕	それでは、「 <u>それまでの捜査でかためた容疑の確信を得る</u> 」という点ではどうですか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		79.1	20.9	0.0	(43)
〔項目. II 後. 359〕	それでは、「 <u>犯罪事実前後のこまかい点を埋める</u> 」という点ではどうですか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		72.5	25.0	2.5	(40)
〔項目. II 後. 360〕	それでは、「 <u>それにもとづいて補強証拠を収集する</u> 」という点ではどうですか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		72.5	25.0	2.5	(40)
〔項目. II 後. 361〕	それでは、「 <u>それにもとづいて情状資料を収集する</u> 」という点ではどうですか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		67.4	25.6	7.0	(43)

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

〔項目. II 後. 362〕	あなたは、 <u>実際のところ</u> 、「自供がなければ、送検しにくい。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	51.2	23.3	25.6	(43)
〔項目. II 後. 363〕	それでは、「自供がなければ、真犯人であると断定しにくい。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	30.2	32.6	37.2	(43)
〔項目. II 後. 364〕	それでは、「自供がなければ、勾留をとりにくい。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	9.3	20.9	69.8	(43)
〔項目. II 後. 365〕	それでは、「自供がなければ、起訴されにくい。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	25.6	30.2	44.2	(43)
〔項目. II 後. 366〕	それでは、「自供がなければ、有罪判決をとりにくい。」と思いますか。			
	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
	30.2	30.2	39.5	(43)

それでは、それらの理由から必要とされる自供内容は、どのようなものでなければならないのであろうか。〔表3.43〕によれば、刑事たちの過半数は、自供前に未知であった事実で、自供後の裏付けから真実とわかったものを、好ましい自供と考えている。これは、観察データによる知見に一致する。

表 3.43 期待される自供内容

〔項目. II 後. 353〕 あなたは、下のように、A・B2通りのタイプがあるとした場合、どちらのタイプの方が「より望ましい」と思いますか。

A 「自供の内容は、それまでの捜査では浮かんでいなかったことを多く含んでいたが、その裏づけをしたところ、それに一致する事実が現れてきたので、真犯人と判断した。」

B 「自供の内容が、それまでの捜査から浮かんできた事実と一致したので、真犯人と判断した。」

A	どちらとも言えない	B	(回答者数)
51.2	16.3	32.6	(43)

注 回答の「A」は、「Aの方」または「どちらかと言えばA」を示し、「B」は、「Bの方」または「どちらかと言えばB」を示す。

そこで、そのような自供を引き出す方法を考えなければならないわけであるが、その際に、自供をめぐる司法統制のあり方が問題になってくる。それに関する実態認識を尋ねたものが、〔表3.44〕である。

表 3.44 自供に関する司法判断の状況

〔項目. II 後. 383〕	あなたは、一般的に言って、「任意性がない」という理由で自供の <u>証拠能力</u> を否定されたケースも、かなり多いと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		23.3	37.2	39.5	(43)
〔項目. II 後. 384〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		27.9	34.9	37.2	(43)
〔項目. II 後. 385〕	あなたは、一般的に言って、「違法な手続の過程でとられた」という理由で自供の <u>証拠能力</u> を否定されたケースも、かなり多いと思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		18.6	32.6	48.8	(43)
〔項目. II 後. 386〕	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。	はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
		26.2	28.6	45.2	(42)
〔項目. II 後. 387〕	あなたは、一般的に言って、「信用性がない」という理由で自供の <u>証明力</u> を否定されたケースも、かなり多いと思いますか。				

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

	はい	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
[項目. II 後. 388]	20.9	32.6	46.5	(43)
	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。			
[項目. II 後. 389]	26.8	36.6	36.6	(41)
	あなたは、一般的に言って、「補強証拠が弱い」という理由で自供の <u>証明力</u> を否定されるケースも、かなり多いと思いますか。			
[項目. II 後. 390]	18.6	34.9	46.5	(43)
	それでは、そのようなケースは、だんだん多くなってきていると思いますか。			
[項目. II 後. 391]	25.6	39.5	34.9	(43)
	あなたは、一般的に言って、自供の「 <u>証拠能力</u> 」に関する <u>規制</u> がきびしくなっていると思いますか。			
[項目. II 後. 393]	54.8	23.8	21.4	(42)
	あなたは、一般的に言って、自供の「 <u>証明力</u> 」に関する <u>規制</u> がきびしくなっていると思いますか。			
	48.8	25.6	25.6	(43)

証拠能力や証明力を否定するケースがかなりあるとか、増加しているとかいう考えは、多数意見とはなっていない。ただ、過半数の刑事たちが、証拠能力の審査がきびしくなりつつある、と認識しているだけである。

それに対して、公判で自供が争われる可能性は、刑事たちの過半数が意識している。〔表3.45〕によれば、公判で自供が覆えされたり、その証拠能力が争われるケースが、増加しつつある、というのである。

表 3.45 公判での自供の否定

[項目. II 後. 395] あなたは、公判になってから自供をくつがえすケース

が、だんだん多くなってきたと思いますか。

	は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	53.5	27.9	18.6	(43)	
[項目. II 後. 396]	それでは、公判になってから自供の証拠能力をあらゆるケースが、だんだん多くなってきたと思いますか。				

	は	い	どちらとも 言えない	いいえ	(回答者数)
	58.1	25.6	16.3	(43)	

それでは、証拠能力の審査がきびしくなりつつあり、公判で自供が争われるケースが増加しつつある状況の中で、どのような取調方法を使うべきであろうか。そこで、まず〔表3.46〕を見よう。

表 3.46 期待される自供追及方法

[項目. II 後. 412]	あなたは、次のように、A・B 2通りのタイプがある場合、どちらの方が、「より望ましい」と思いますか。				
	A 「まず被疑者に自由に話させて、その言い分をきき、それからその矛盾をついていく。」				
	B 「これまでの捜査でかためた容疑が正しいかどうか、要点ごとにきいていく。」				
	A	どちらとも 言えない	B	(回答者数)	
	79.1	14.0	7.0	(43)	

注 〔表3.43〕の注を見よ。

ここには、観察データでは得られなかった知見が現れている。すなわち、刑事たちの多数は、自由に話させてから矛盾をついていく方法が好ましい⁽²⁾、と考えているのである。これは、幹部たちが強調していたものであった。刑事たちの言う「人間関係」とは、供述の矛盾をつくことで自供を獲得することと両立しうる態のものなのであろう。しかも、〔表3.47〕から明らかなように、刑事たちの多数は、それが、警察内部のタテマエや幹部たちによって期待されている方法であることを、自覚している。

表 3.47 自供追及方法とタテマエ

[項目. II 後. 413]	それでは、 <u>道警内部でのタテマエとしての考え</u> に合うのは、どちらだと思いますか。				
	A	どちらとも 言えない	B	(回答者数)	
	67.4	32.6	0.0	(43)	

〔項目. II 後. 414〕 それでは、あなたが所属している警察署の幹部の考えに合うのは、どちらだと思いますか。

A	どちらとも 言えない	B	(回答者数)
67.4	32.6	0.0	(43)

注 「A」「B」につき、〔表3.46〕を見よ。

そのことは、刑事たちの意識や行動を理解するうえでの、他者からの期待として彼らが認識しているところのものを検討することの意義を、示唆している。

取調方法に関するもう一組のデータは、〔表1.1〕の〔項目368〕から〔項目380〕に現れている。それは、取調方法をより具体的に尋ねたものである。それによれば、刑事たちの多数または過半数は、軽い処分の約束、面倒をみるという約束、供述義務があると思わせる説得、接見・交通の制限、食事・喫煙・休憩の制限、深夜までの取調、黙秘権の不告知、などによって自供を引き出そうと努めることに反対している。刑事たちの過半数が肯定しているのは、理づめの取調のみである。⁽³⁾それは、自由に話させてから矛盾をついていく方法を好ましいと考えている以上、当然のこととも思われる。

そのように、〔表1.1〕によれば、自供追及の具体的方法に関する刑事たちの意識は、かなり慎重なものであるかのように見える。しかし、ここで重視しなければならないのは、〔項目368〕である。刑事たちの多数は、具体的に尋ねられると慎重な反応を示すが、一般的には、あくまで自供を⁽⁴⁾引き出さなければならぬと考えているのである。したがって、刑事たちの多数が示した上記の慎重さは、設問の内容が、刑事たちの判断においても明らかに違法視されるものであったためである、と考えられる。すなわち、あくまで自供を引き出さなければならぬとすれば、明らかには違法とされない程度のプロブレマティックな行動には出ざるをえない状況もあることを、否定しがたいからである。そして、実は、観察データによって⁽⁵⁾明らかなように、軽い処分の約束、面倒をみるという約束、深夜までの取調、などの手段が使われている事例も、目撃されたのであった。

ここで、あくまで自供を引き出さなければならないとする意識が、すでに繰り返し指摘した、あくまで成功しなければならない、決して失敗するわけにはいかない、という意識と共通のものであることに、注意すべきであろう。

最後に、〔表3.48〕によれば、刑事たちの多数は、自供の任意性の判断にあたって、警察の判断により大きな権威を認めることを、要求している。それもまた、自供へのなみなみならぬ関心のひとつの現れと、考えることができよう。

表 3.48 警察判断に対する権威の要求

〔項目. II前. 102〕 それでは、「自供の任意性に関する判断」については、どうですか。

はい	どちらとも言えない	いいえ	(回答者数)
60.5	18.6	20.9	(43)

注 〔項目. II前. 97〕 の、「『その被疑者に関する捜査を担当した警察の判断に、もっと直接的な権威を持たせるべきだ。』と思うことはありませんか」という質問に続く項目である。

- (1) 綱川政雄『被疑者の取調技術』立花書房、1977、126ページは、「被疑者の取調で黙秘されるほど張合のないものはない」と述べる。黙秘ではなく、積極的に否認することについては、「最近は否認の傾向が非常に強くなっている」(27ページ)ので、「最近の実状では被疑者はすべて否認するもの、少なくとも起訴を予想されるような犯罪の被疑者については、否認や虚偽の供述をするものという前提に立って、取調に当たることが必要である」(119ページ)としている。
- (2) 綱川、注(1)、143~144ページも、同じ方法を勧めている。
- (3) 綱川、注(1)、215ページは、「身心の健全な被疑者に対し、相手が十分理解できる妥当な方法で理詰めの質問をすることは決して自白の強制ではない。……矛盾や不合理を追及し、弁解を求めるのは取調の基本であり、常道でもある」とする。
- (4) 綱川、注(1)、203ページは、取調目的を達成できないようでは「捜査官としての職責も果たせない」と述べる。
- (5) 綱川、注(1)、213~214ページは、「後日に備え夜間取調を必要とした状況を記録によって明確にしておく」という条件の下で、「必要があれば夜間深夜の取

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

調も適法であり、当然やらなければならない」とする。また、「夜間、とくに深夜逮捕された被疑者については、……真実の究明、事件処理の迅速という見地からも、なるべくその夜のうちに取調をやるべきである」(115～116ページ)と述べる。

(3)要約

刑事たちにとって、取調、とくに自供の迫及は、心証の確立、動機の立証、事実関係の細部のつめ、各種証拠の収集、などのために必要とされるものである。そのために、自供前の捜査では未知であった「犯人でなければ知らない事実」の供述を引き出さなければならず、その最も好ましい方法は、幹部たちが勤めている、自由に話させてからその矛盾をついていくことである。しかも、刑事たちにとって、自供迫及は、失敗が許されない任務である。

しかし、供述の証拠能力に関する裁判所の判断がきびしくなりつつある現状や、公判で自供を争うことが増加しつつある傾向は、無視することができない。取調にあたっては、さまざまな約束や、供述義務があるかのようには思わせる説得、接見や食事などの制限、深夜に至る取調、黙秘権の不告知、などのことをしてはならないのである。

しかし、そのような慎重さは、法解釈や価値判断のうえでの確信に支えられているとは限らない。むしろ、「疑問とされる」ことによって事件自体を失うくらいならば内輪にしておくほうが安全だ、という技術的な発想が強い。

したがって、事件を解決することに必要とあれば、ただちには違法とされないにしても何らかの問題性を彼ら自身感じないわけにはいかない程度の行動には、出ることを辞さない。理づめの取調とともに、少なくとも類型的には自身も否定しているはずの方法の一部をも、使う場合があるのである。もちろん、この場合もまた、その正当性を確信しているからというよりは、それによらなければ目的を遂げえない、と感じられたからにすぎないのであろう。

取調、とくに自供をめぐる刑事たちの意識と行動は、このように要約してよいであろう。

第4項 要約

取調、とくに自供追及をめぐる意識と行動においても、幹部たちと刑事たちの間には、共通の状況認識と同時に、説明に値すると思われる微妙な違いが見られる。

幹部たちの意識と行動は、より複雑である。かりに具体的場面においては刑事たちの積極的な行動を認容し、あるいは指示しているとしても、一般的指針としては、常に慎重さを見せる。

これに対して、刑事たちの意識と行動は、より明快に積極性に傾く。その中核は、あくまで自供獲得に成功しなければならない、とする意識であり、その背後には、犯罪、できればより多くの犯罪を解決することへの意欲と、事件送致にあたって検察官からの期待をみたしたいとする意識がある。

もっとも、刑事たちは、供述の任意性の問題は意識しており、あまりに問題視されうる行動は採るべきでないと考えてはいる。しかし、それは、確信を伴うものであるよりは、単に、「疑われる」ことによって事件を失いたくないという発想による反応としての性格が、強い。

したがって、自供獲得の必要性がとくに強く意識される状況においては、きびしく、かつ執拗な追及を行うことも辞さない。被疑者との「人間関係」の強調は、客観的には自己の優越的地位を利した被疑者の操作となりやすく、自由に話させてから矛盾をつくことによって犯人でなければ知らないはずの真実を供述させるという方法は、それまでの捜査から形成された期待に一致する自供の追及へと転化することもありうる。

そして、言葉のうえでは否定している取調方法すら、実際の行動においては採られる。たとえば、少なくとも、軽い処分約束、面倒をみるという約束、深夜までの取調、などの方法である。それに対して、理づめの取調は肯定されており、実際にも使われている。また、「言ってしまった

らどうなんだ」とか「こうなんだろう」という程度の強い口調による取調は、それまでの捜査から形成された期待に一致する自供の追及へと転化しがちになる。

そして、必要にせまられた場合には、言葉のうえでは否定していた取調方法すら採らざるをえなくなる。たとえば、少なくとも、軽い処分の可能性を告げること、面倒をみると約束すること、深夜近くまで取調を続けること、少なくとも余罪について起訴後も取調を続けること、などがありうることは、観察データから明らかである。それらが、言葉のうえでも肯定されている理づめの取調と組み合わせられることとなるわけである。

・そこで、取調をめぐる司法判断の⁽¹⁾例を検討してみよう。

まず、起訴後の取調については、公訴事実に関する取調の続行に関して、「なるべく避けなければならないところであるが、これによって直ちにその取調を違法とし、その取調の上作成された供述調書の証拠能力を否定すべきいわれはなし」とした最高裁判決定があった（最三小決 昭和36・2・21、刑集15・1764）が、調査実施中の1974年には、起訴後6日目の供述調書について、弁護人の選任・立会がなかったことにも言及しつつ、その証拠能力を否定した下級審判決が出た（大阪高判昭和49・7・18、判時755・118）。他方、起訴後の余罪取調に関しては、住居侵入・窃盗未遂・窃盗での起訴後4カ月半にわたって強盗殺人事件の取調がなされた事例で、そのような「起訴後勾留の利用はいわば本末を顛倒したものであり起訴後勾留をほとんど……取調のための身柄拘束と化」するもので、令状主義に反して違法である、とした下級審があった（広島高判昭和47・12・14、高刑集25・993）。私の観察データが示唆した事例は、最後のケースほどの問題性を含むものではあるとは言えないが、同じ性質の問題性を全く含んでいないとも言えないであろう。

取調方法をめぐる事例で、調査時に近接した時点のものとしては、取調警察官の発言を早期釈放の約束と受取ってなされた自白の任意性を否定した下級審があった（大阪地決昭和45・4・2、判時606・104）し、調査と同

年には、罰金ですますという暗示を受けた自白の任意性を否定するものがあった（大阪地決昭和49・9・27、刑裁月報6・1002）。また、理づめの取調に関しては、それによって得られた供述を、「理詰めの質問に対し説明に窮したため、あるいはそのことに因る心理的動揺から、深く考えもせず、捜査官に迎合し、真実に反する供述をしたもの」と認めて、供述調書の任意性を否定したもの（東京地判昭和46・7・6、刑裁月報3・991）があったし、それに夜間取調の要素が加わった事例に関するものとしては、検察官の取調に関するものではあるが、複数の者に対する47日間の勾留中、午後10時を過ぎる取調が1～10回あり、「執拗な理詰による追及」がなされた場合において、供述の任意性を否定したものがあった（宇都宮地判昭和45・11・11、刑裁月報2・1175）。ここでもまた、私の観察データが示唆する事態がこれらの事例ほどの問題性を明白に含むものでないことは、明らかであろう。しかし、同様にして、同じ性質の問題性を全く指摘されえないとも断定しえないのである。

おそらく、行動の説明要因に関する仮説への示唆を得るという観点からより重要なことは、ありうべき事態として観察データが示唆するものが、刑事たち自身の評価において全く問題性なしとされていない、ということであろう。

すなわち、抽象的・類型的には刑事たち自身も問題性を感じずにはいられない捜査行動も、そうせざるをえないと感じた場合には、ただちには違法視されない限度で採られることになる。もっとも、それは、正当性の確信に基づいているというよりは、直面している事件の解決にとって技術的に適合する手段であるからという発想によるものとして、とらえることができるのではあるが。

すでに提示したデータによる最も注目すべき知見は、このように要約してよいであろう。幹部たちの意識と行動に見られるアンビヴァレンスと、刑事たちのそれにおける積極性への明らかな傾斜が、取調についても観察されたわけである。そうであるとすると、幹部たちをして、時にはもっば

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

ら積極的な要求・行動におもむかせる要因と、刑事たちをしてさらに積極的な意識と行動へと傾かせる要因とが、探求されなければならない。

- (1) 熊谷 弘・他(編)『証拠法大系』Ⅱ、日本評論社、1970、とくに第2章と第3章第1節、井戸田 侃「取調の法的規制」、田宮 裕「起訴後の取調」熊谷弘・他(編)『捜査法大系』Ⅰ、日本評論社、1972、238～252、262～274ページ、「特集/違法収集自白の証拠能力」判例タイムズ397号、1979、7～51ページ。

第9節 要約と含意

以上、任意捜査、捜索・差押、逮捕、勾留、余罪捜査、取調、のそれぞれについて、警察学校における知見を踏まえながら、幹部たちと刑事たちの意識と行動を、対比させつつ、記述してきた。この論文の対象は、刑事たちの捜査行動、および、捜査にあたって採るべき行動に関する彼らの意識であるが、その形成、維持、統制、などに作用している要因のあり方に関する示唆を得るために、幹部たちの意識と行動に関する記述をも、行ったのであった。

まず、本章の主要な目的である、捜査をめぐる意識と行動の記述的な特性について要約してみると、捜査の各段階に関する記述を通して、徐々に、しかし一貫して現れてきた基本的なパターンは、捜査への、慎重さと積極性とを混在させた幹部たちのアンビヴァレンスと、刑事たちの、より一面的な積極性への傾斜との、対照であった。その積極性は、必ずしもただちには違法とされるものではないが、状況次第によっては問題性が指摘されうるような、そのような程度にプロブレマティックな捜査行動は肯定し、実行するような、そのような積極性である。そして、そのような行動がプロブレマティックなものであることは、裁判実務の大勢とされている考え方、警察内部での指導方針と思われる観点、あるいは、場合によっては、刑事たち自身が一般的には表明している考え方、などを基準として、認識されたのであった。

また、個別的には、身柄拘束という状況の下での取調に関する刑事たちの行動と意識が、とくに注目に値する。一方では、はじめから周到な証拠収集を行うと後で得られた自供について任意性を疑問とされうるという認識があり、他方では、できるだけ多数の余罪を解明して数少ないチャンスをも有効に生かしたいという欲求があることによって、何よりも取調を通しての自供追及、とくに刑事たちにとっては未知の内容の自供を追及することに関心が注がれるのであり、そのために、取調の機会を与えてくれるものとしての勾留、とくに代用監獄での勾留が求められるのである。その際、取調の目的は必ず達成しなければならないという意識が存在し、それに適合した行動が採られるが、その行動は、時には、刑事たち自身も問題性を感じる態様のものとなりうるのである。

したがって、私の次の課題は、通常は慎重さを強調している幹部でさえ時にはそのような積極的な捜査行動を指示せざるをえなくなる、そのような要因を、まず明らかにし、続いて、刑事たちをしてより一面的に積極的な意識へと傾かせ、幹部たちからの指示のうちの積極性の側面のみを増幅するような行動を採らせる、そのような要因を、さらに探求することである。

しかも、本章における記述からは、そのような要因を探求するにあたってのガイドラインとなりうる示唆も、得ることができた。

まず、とりあげられた捜査段階のそれぞれをめぐる意識と行動の、相互の間には、次のような関係が認められる。すなわち、犯罪解決の意欲、とくに、できるだけ多くの犯罪を解決することへの意欲が、自供獲得による犯罪解決への意欲、とくに、自供を通してできるだけ多くの余罪を解決することへの意欲に発展し、そのために、自らの手もとに被疑者の身柄を確保することが必要とされ、それを実現する手段と、得られた身柄拘束を延長する方法とが、工夫されることになる、というわけである。

したがって、事件解決への著しい熱意をひさ起こす要因の探求が、行われなければならない。そして、その際、本章の記述に一貫して現れてい

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (4)

た、成功しなければならない、失敗するわけにはいかない、という意識に注意すべきである。刑事たちに働きかける要因は、そのような意識をいだかせるに十分な強さを持ったものでなければならない。あるいは、少なくとも、刑事たちの置かれている状況が、彼らをして、そのような意識をもって任務を果たすことへの要求がある、と認識させるようなものである、と考えなければならない。

また、プロブレマティックな行動が、刑事たち自身が問題性を感じている場合にも採られていることに、注意すべきである。すなわち、刑事たち自身の評価を押し切ってしまうほどの要求と統制の存在が、少なくとも主観的には認識されていることになる。

そのことはまた、外観的には合法的な捜査行動のように見えたり、反対に、かなり危険な捜査行動にあえて出ているように見える場合でも、実は、法解釈ないし価値判断のうえでの確信に支えられているわけではなく、単なる技術的な適合性に関する判断によっているにすぎない、という状況の存在をも、示唆する。すなわち、事件自体を失う危険があるために、それを避けるという実務的な判断から、明らかに違法とされうる行動に出ることはないが、その反面、犯罪解決への有効な方法であるかぎり、明らかに違法とされない程度に積極的な捜査行動に出ることは、ちゅうちょしない、という発想の存在である。その場合、認識される危険が低ければ低いほど、また、認識される犯罪解決の必要性が高ければ高いほど、プロブレマティックな捜査行動が採られることになる。もし、そのような発想が存在するとすれば、それは、それ自体、私が探求すべき要因によって形成・維持されるものであるだけでなく、すでに形成されている場合には、その要因が刑事たちの意識や行動に対して強い影響力を持ちうるための基盤ないし媒介変数をも提供することになる。

さらに、私が探求すべき要因は、基本的には積極的な捜査行動を求めるものであるとはいえ、以上に述べたような、一定限度での積極性をひき起こすものでしかないことにもまた、注意すべきである。そうであるとする

と、私が探求すべき要因は、それほど単純な特性のものではないようである。

そのように、本章における分析は、説明の対象である捜査行動ないしそれに関する意識の全体としての特性を明らかにし、さらに、そのような意識と行動に作用していると思われる要因に関しても、示唆するものがあった。次章においては、その示唆を生かしつつ、分析を行うことになる。しかし、言うまでもなく、この論文における関心事は、さしあたり、そのような要因に関する刑事たちの認識自体にある。本章における示唆は、その認識の内容ないし対象と、その特性を探求するうえで、活用されることになる。

最後に、本章における「社会的事実としての問題性」の評定のあいまいさを、再び自覚せざるをえない。しかし、刑事たちをして「より問題性は大きな行動」を採らせるに至るものとして仮説的に提示される要因の妥当性は、問題性の「絶対値」の測定を必ずしも要求しないであろう。そのような要因は、問題性の相対的な大きさが増大する場合には常に作用しているものと、期待できよう。

The Attitudes and Behavior of the First Line Detectives
Concerning Criminal Investigation: A Study with Observa-
tional and Survey Methods (4)

Setsuo MIYAZAWA*

I. Introduction

1. The Aims of This Article and Its Position in the History of Police
Studies in Japan

2. The Process of Data Gathering

Appendix I. Questionnaire Items and the Response Distributions

(Vol. 30, No.1)**

3. Some Methodological Problems

II. Observational Data of the Major Cases

1. Investigative Activities in the Patrol Division

2. Investigative Activities Concerning Property Crimes

(Vol. 30, No.2)

3. Investigative Activities Concerning Violent Crimes

4. Investigative Activities Concerning Organized Crimes

5. Summary

(Vol. 30, No.3)

III. Description of the Detectives' Behavior

(This Issue)

1. The Aims of This Chapter

This chapter has two aims. First, it describes the salient characteristics of the typical forms of behavior of detectives at each

* Associate Professor of Law, University of Hokkaido. B.Jur., 1970, M.Jur., 1972, University of Hokkaido ; M.A., 1976, M.Phil., 1980, Yale University.

** Professor David H. Bayley of the University of Denver commented on the English summary of this part and pointed out that it contained a possibly misleading sentence on his relationship with the National Police Agency of Japan during his research on Japanese police. Professor Bayley informed the author that he had hired the interpreter by his own funds and the Agency had not provided any financial assistance to him.

major step of the investigative process. Second, it also looks for any clues that hint at possible explanations of detectives' behavior, laying groundwork for the next chapter.

Of particular interest to everyone, including police administrators, should be the extent to which detectives engage in or support questionable, if not illegal, forms of behavior. The investigative activities of detectives are under incompatible role expectations at least at the level of written law. On the one hand, detectives are expected to engage in aggressive investigation in order to solve crimes fast and efficiently. On the other hand, however they are expected to respect the rights of suspects and other citizens they contact during the process of investigation. Indeed, detectives are required to work as agents for promoting the exercise of suspects' rights by informing suspects of their rights to remain silent and to retain counsel, which mean the very rights to counter the interrogation by the detectives themselves. The author's data indicate that both the supervisors and the detectives regard these two expectations as ultimately contradictory. The more aggressive the detectives' behavior is, the more problematic it is. It is, therefore, of great interest to know how and why the detectives respond to one expectation while compromising the other.

The author tries to evaluate the degree of questionableness of the detectives' behavior as objectively as possible in the light of court decisions, official interpretation of law within the police organization, evaluation by the supervisors, and the detectives' own perceptions. The author does not base his characterization of the detectives' behavior on his own value judgments or interpretation of law. So the characterization of the detectives' behavior ranges from the least problematic "not questionable even in the light of the least favorable court decisions," through "questionable even in the light of the most common court decisions," "questionable even in the light of official interpretation of law within the police organization," "questionable even in the view of the supervisors," to the most problematic "so questionable that even the detectives themselves express doubt as to the legality of the behavior."

2. The Structure of This Chapter

The main part of this chapter is divided into six sections, each dealing with one of the major steps in the investigative process: investigation through voluntary measures, search and seizure, arrest, detention, investigation of crimes other than those for which the suspect was arrested and detained, and interrogation. Each section, except the one on the investigation of crimes other than those charged at the time of arrest and detention, is further divided into five sub-sections.

The first sub-section concerns the official interpretation of law within the police organization as it is taught at the police academy, and the second one deals with the supervisors' behavior and their evaluation of the detectives' behavior. These sub-sections rely solely on observational data.

The third and fourth sub-sections deal with the detectives' behavior, with the third analyzing observational data and the fourth examining survey data. The idea behind this method of combining two modes of data is that if it is found through the questionnaire survey that the forms of behavior the author has observed in the field are identical with those supported by the majority of detectives, the author might tentatively conclude that he has found the typical forms of the behavior of detectives.

The fifth sub-section discusses the degree of questionableness of the detectives' behavior according to the method described above. The section on the investigation of crimes other than those charged at the time of arrest and detention does not have this sub-section, for this sub-section deals more with possible causes of the questionable behavior described in other sub-sections than with such behavior itself.

Throughout this chapter, whenever fragments of the observational data are quoted from the cases presented in Chapter II, the identification numbers of the cases are also indicated, in keeping with the methodological consideration discussed in Chapter I, Section 3.

3. Summary

Relatively speaking, at every stage of the investigative process, the detectives more strongly respond to the need for aggressive

investigation, while the supervisors are more worried about the need to follow the procedural requirements. The detectives support and engage in the forms of behavior that are not apparently illegal, but are likely to be seen as questionable depending on the situation.

Particularly notable are the detectives' behavior and attitudes regarding the interrogation of the suspect in custody. They believe, on the one hand, that if they interrogated the suspect after collecting much evidence, the court would suspect that their interrogation was biased and doubt that the confession was obtained voluntarily. On the other hand, they wish to use the rare opportunity of having the suspect in custody as efficiently as possible in terms of solving crimes other than those charged at the time of arrest. Therefore, the detectives seek the suspect's confession, including information previously unknown to them, and collect supporting evidence only after acquiring such a confession. The detectives expect the suspect to be detained not in the detention facility, but in their own police station, not for the reasons prescribed by law, but for their interest in continued interrogation.

The detectives are aware of the requirement to seek voluntary confessions. But, they do not really believe in the legitimacy of this requirement. They try to follow it as closely as possible simply out of the practical consideration of avoiding losing the case.

Therefore, when they feel a particularly urgent need to obtain confessions, the detectives do not hesitate to engage in forms of behavior they usually disapprove of. For instance, during interrogation, they suggest the possibility of getting a lenient sentence in return for a confession, promise favorable treatment while the suspect remains in custody at the police station, and, in cases where the suspect denies the charge or remains silent, continue interrogation well into the night. They even use such harsh words as "Why don't you admit you did it?" and "You did it, didn't you?" These forms of behavior would eventually transform the nature of interrogation into that of seeking confessions that fit the detectives' own expectations.

These forms of behavior are questionable at least in the light

of the decisions of some lower courts. More importantly, the detectives themselves do not hide their own doubt as to the legality of such behavior. They engage in such behavior simply because they regard it as practically productive in terms of solving as many crimes as possible. The detectives always stress that they are not allowed to fail in the interrogation.

Why are the detectives more aggressive than the supervisors are? Why do the detectives respond more to the supervisors' orders to take aggressive actions than to those seeking cautious behavior? Why do the detectives engage in forms of behavior they themselves feel questionable? The next chapter will deal with these questions.

(To be continued.)